

第百六十三回国会 衆議院 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会 議 録 第三号

平成十七年十月十七日(月曜日) 午前十一時一分開議

出席委員

委員長 船田 元君

理事 石崎 岳君 理事 岩屋 毅君

理事 中谷 元君 理事 三原 朝彦君

理事 渡辺 具能君 理事 末松 義規君

理事 伴野 豊君 理事 佐藤 茂樹君

飯島 夕雁君 猪口 邦子君

宇野 治君 越智 隆雄君

近江屋信広君 大塚 拓君

岸田 文雄君 齊藤斗志二君

桜井 郁三君 清水鴻一郎君

柴山 昌彦君 鈴木 馨祐君

谷本 龍哉君 富岡 勉君

中川 秀直君 馳 浩君

林 潤君 松本 洋平君

御法川信英君 宮下 一郎君

矢野 隆司君 山内 康一君

山口 泰明君 山中 燦子君

若宮 健嗣君 後藤 斎君

神風 英男君 田島 一成君

武正 公一君 達増 拓也君

長島 昭久君 古本伸一郎君

細野 豪志君 山井 和則君

鷲尾英一郎君 赤松 正雄君

九谷 佳織君 赤嶺 政賢君

阿部 知子君 野呂田芳成君

外務大臣 町村 信孝君  
(内閣官房長官) 細田 博之君  
(防衛庁長官) 大野 功統君  
(防衛庁副長官) 今津 寛君

外務副大臣

政府参考人 逢沢 一郎君  
(内閣官房内閣審議官) 山浦 耕志君  
(内閣官房内閣審議官) 井上 源三君

政府参考人 小林 武仁君  
(警察庁警備局長) 西山 正徳君  
(防衛庁防衛参事官) 大古 和雄君

政府参考人 山崎信之郎君  
(防衛庁運用局長) 飯原 一樹君  
(防衛庁人事教育局長) 三浦 正晴君

政府参考人 高田 稔久君  
(法務省入国管理局長) 岡田 眞樹君  
(法務省大臣官房審議官) 河野 雅治君

政府参考人 中根 猛君  
(外務省大臣官房広報文化 交流部長) 河相 周夫君  
(外務省大臣官房広報文化 交流部長) 吉川 元偉君

政府参考人 佐藤 重和君  
(外務省中東・アフリカ局長) 小松 一郎君  
(外務省中東・アフリカ局長) 谷崎 泰明君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

政府参考人 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君  
(外務省領事局長) 中村 滋君

衆議院調査局国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別調査室長 前田 光政君

委員の異動  
十月十七日

辞任 木村 太郎君 補欠選任 若宮 健嗣君

玉沢徳一郎君 馳 浩君

寺田 稔君 林 潤君

西村 康稔君 近江屋信広君

松浪健四郎君 大塚 拓君

長島 昭久君 鷲尾英一郎君

同日 近江屋信広君 補欠選任 越智 隆雄君

大塚 拓君 矢野 隆司君

馳 浩君 玉沢徳一郎君

林 潤君 宮下 一郎君

若宮 健嗣君 飯島 夕雁君

鷲尾英一郎君 長島 昭久君

同日 飯島 夕雁君 補欠選任 木村 太郎君

越智 隆雄君 西村 康稔君

宮下 一郎君 柴山 昌彦君

矢野 隆司君 松浪健四郎君

同日 柴山 昌彦君 補欠選任 寺田 稔君

辞任 柴山 昌彦君

本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において

て発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○船田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官山浦耕志君、内閣官房内閣審議官井上源三君、警察庁警備局長小林武仁君、防衛庁防衛参事官西山正徳君、防衛庁防衛局長大古和雄君、防衛庁運用局長山崎信之郎君、防衛庁人事教育局長飯原一樹君、法務省入国管理局長三浦正晴君、外務省大臣官房審議官高田稔久君、外務省大臣官房広報文化交流部長岡田眞樹君、外務省総合外交政策局長河野雅治君、外務省総合外交政策局長赤嶺政賢君、外務省中東・アフリカ局長吉川元偉君、外務省経済協力局長佐藤重和君、外務省国際法局長小松一郎君、外務省領事局長谷崎泰明君及び外務省国際情報統括官中村滋君の出席を求め、説明を聴取したと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○船田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○船田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。長島昭久君。

○長島(昭)委員 おはようございます。民主党の長島昭久です。

このテロ特措法の審議は、今国会で本当に短い、きょうとあしたしか行わないということは大変残念なことでありましても、私たちは、このテロ特措法にかかわるさまざまな国民の皆さんの不安、疑問といったことを代弁して、きょうこの委員会でも徹底的に議論させていただきたい、こう思いますので、ぜひ政府の皆さんも説明責任をきちっと果たしていただきたい。

やじが飛んでおりますが、私、最初から、審議もする前からこの法案の賛否を明らかにするつもりはありませんし、私たちは、願わくは、大臣、政府の皆さんがきちっと説明責任を果たしていただいて、あなるほど、このテロ特措法に基づくインド洋での海上自衛隊による給油活動というのはこんな利点があるのか、こんな有効なのか、こんなに必要なのかということをきちっと説得力ある形で示していただきたい、そのように思います。

そして、私たち民主党は、かねがね申し上げておりますけれども、私たちの住んでいる環境とは全く違う、次元の異なる、本当に厳しい過酷な環境の中で、全世界で、特にイラクのサマワで、インド洋の洋上で、あるいはパキスタンの地震がありましてけれども、あのカシミール地方という非常に厳しい環境の中で、今もなお、その活動が国益に資するんだという信念を持って、確信を持って活動されている自衛隊の皆様方に心から敬意を表するし、その皆さんが任務を遂行して達成して、そして無事に帰ってきていただきたい、そのように心から願っているところであります。

細かな活動の詳細については、きょう、私どもの民主党の委員がたくさんこれから登場して質問

をさせていただくことになると思いますが、私の方からは、四年前にさかのぼりますけれども、この大事な政治決断を行ったその根拠、あるいは、今回再延長になるわけですが、特別措置法という時限立法には私は異例だと思いますけれども、こういう形で再延長せざるを得なくなった、その政治判断、政策判断を中心にお伺いさせていただきます。

それで、もう一つお断りをしなければなりません。私どもは、二年前の特措法の延長のときに反対をいたしました。その反対の一番大きなポイント、これは四年前にもさかのぼるわけでありましても、国会の関与が少し甘過ぎやしないかということでありま。

自衛隊という実力組織、武装組織を海外に派遣するわけですから、これはやはり国民の皆さんの関与、すなわち国会における関与というものを相当厳格に適用していただきたい、私はこのように思っておりますし、私どもは、そういう観点から、国会の事前承認をしてほしい。国会の事前承認というのは、事前承認だけが目的ではありません。なぜそうするかという、なおざりに、活動が終わった後、報告だけで済まされないようにきちっと説明責任を果たしていただくという観点から、私たちは事前承認というハードルを掲げて、そして政府の説明責任を求めてきたわけでありま。

その点で政府と見解を異にしたということ、私たちは、この法律の趣旨そのもの、あるいは活動の内容について反対したわけではありません。その点をぜひ冒頭に確認させていただきたいというふうに思っております。

まず最初にお伺いをしたいのは、この自衛隊派遣の、これはまさにそもそも論なんですけれども、法的根拠は何なのかという、これをちよつとさかのぼって考えてみたいと思うんです。

二〇〇一年九月十一日に同時多発テロが起こりました、ニューヨーク、ワシントン、ペンシルベニア。そして翌日に国連決議一三六八が発出されました。そして十月の七日、アメリカは自国の個

別的自衛権に基づいて武力攻撃を開始しました。イギリスを初めとするNATO諸国は、集団的自衛権の行使、発動として、このアメリカの軍事作戦に参加をいたしました。これが、オペレーション・エンデュアリング・フリーダム、OEFという、今まさに自衛隊が支援活動を行っている軍事作戦の名称であります。

この多国間における合同軍事作戦、これは自衛権の共同行使ですね。この自衛権の共同行使に当たる合同軍事作戦に対する我が国の後方支援活動、これも立派な軍事支援活動であります。この後方支援活動が、集団的自衛権の行使、自衛権の共同行使の一部分を構成していないという政府の恐らく御説明だと思えますけれども、もう一度改めて、それが自衛権の共同行使に当たらないという理論的な御説明をいただきたいと思えます。外務大臣、よろしくお願いします。

○町村国務大臣 OEF、不朽の自由作戦の国際法上の根拠及び集団的自衛権にそれが当たるかどうかという御質問でございます。

OEFについては、今委員御指摘のとおり、これは安保理決議一三六八ということでありまして、九・一一のテロ攻撃が国際の平和及び安全に対する脅威であると認められたことを踏まえまして、またさらには、累次の安保理決議が国際テロリズムの防止等のために適切な措置をとることを求めているということに鑑みまして国際法に従って行われているという考えでございます。この点につきましましては、ISAF、国際治安部隊とOEFとの違いというのは委員既に踏まえての御発言であらう、こう思っておりますが、ISAFについては、安保理決議一三六八が、参加する国にそのマンデートを達成するためにすべて必要な手段をとるということを認めておりますけれども、これとは別に、今委員の御指摘のOEFにつきましましては、安保理決議というものは必ずしもないわけでございます。

集団的自衛権とかかわりのお尋ねでございます。

これも当時何度か政府側が答弁をしているようでございますけれども、このテロ対策特別措置法に基づき行っております給油等の活動は、それ自体は憲法の禁ずる武力の行使には該当するものではなく、あくまでも憲法の範囲内で実施しているものであり、憲法の禁ずる集団的自衛権の行使に当たらないということ、現時点でも申し上げておりますし、現在もまた同様の考え方でいるわけでありま。

○長島(昭)委員 その答弁は私も何度も読ませていただいたんですが、それでも納得いかないのので説明を求めているんです。

今、ISAFに言及をされました。ISAFというのは、さきとしまして、さっきのは一三六八ですけれども、国連安保理決議一三六八で設置をされた。これは、集団的自衛権の行使でも個別の自衛権の行使でも何でもない、まさに治安を安定させていく、そういう軍事的な作戦であります。これに対する後方支援を仮に日本がやった場合には問題はないんですよ。私はそのことは全然問題にしていないんですよ。そこはすっきりしているんですよ、理論的に。

しかし、私が問題にしているのは、アメリカが個別の自衛権を行使し、そしてその助太刀をしたヨーロッパ諸国が集団的自衛権の行使をしている軍事作戦の一部分を日本が構成しているんですよ、紛れもなく。給油活動を行っているんですよ。後方支援活動というのはまさに軍事支援活動そのものですから。にもかかわらず、その集団的自衛権を行使している多国間の取り組みの一部を日本の自衛隊の活動が構成していないという説明というのは、何度聞いてもどうも納得がいかないんです。皆さん納得されますか。

政府は、武力行使はしない、武力の行使と一体化もしていない、戦闘地域とも一線を画しているから、自分たちは武力行使をしていないんだからこれは集団的自衛権の行使に当たらない、こうおっしゃるんですが、客観的にこの物事を見たときに、日本は集団的自衛権を行使している国々の

作戦の一部を構成しているんですから、これは素人というか、常識的に考えたら、この集団的自衛権の片棒を担いでいると言われても仕方がないですよ。そこをどうしようというふうな法理論的に整理されているのか、もう一度御説明ください。

○町村国務大臣 これも、私も議事録等を見て、当時何度何度も同じ議論が繰り返されたということでございます。

このテロ特措法に基づく給油活動、それ自体としては憲法の禁ずる武力行使に当たらない活動でありますし、その活動地域はいわゆる非戦闘地域であることなどから、他国の武力行使と一体化するとの問題を生ずることはないということを當時から申し上げているわけであります。

この一体化の考え方は、仮にみずからは武力の行使を行っていないけれども、他国が行う武力行使への関与の密接性等から我が国も武力行使をしたと評価を受ける場合もあり得るというものでありますけれども、いわばこれは憲法上の判断に関する考え方を述べたものであるということで、従前から同じ考え方を申し上げ続けているわけであります。

○長島(昭)委員 今おっしゃった密接性というのは、これを議論していたら切りがないんです。神学論争になりますからそれは追及しませんけれども。

これをもし突き詰めていくとどうなるか、私は少し考えてみたんですけれども、皆さん御承知のとおり、今回のテロ特措法の原型になっているのは九九年の周辺事態安全確保法であります。この周辺事態法の法理というのは、今まさに外務大臣が御説明なさったように、武力行使とは一体化していない、そういう活動なんだ、それから、戦闘地域から一線を画すんだということから、仮に米軍が我が国周辺で軍事作戦を行って、それに我が国が後方支援しても、それは米軍の軍事作戦と一体化するものではないんだ。

つまりは、米軍がどういう理由でやるかわかりません、個別的自衛権でやるのか集団的自衛権で

やるのかわかりませんが、仮に朝鮮半島で何かあった場合に、韓国は個別的自衛権、そしてそれを支援する米軍が仮に集団的自衛権を行使したとしても、それに対する我が国の米軍の支援というのは、今外務大臣がおっしゃったように集団的自衛権を構成するものではないんだ、こういう説明だと思いませんか。それと同じことを今テロ特措法で外務大臣はおっしゃったと思うんです。

しかし、これを突き詰めていくとどうなるかという、自分たちがやっている後方支援活動というのは、その支援対象である活動の主体がどんなことをやっているか関係ないという議論です。そうではありませんか。仮に、先制攻撃を行っていたり、あるいは侵略のための作戦行動を行っていたり、今外務大臣の説明でいけば、我が国の憲法にのっとって、日本の後方支援活動は、武力行使と一体化もしていません、戦闘地域の外でやっていますから、仮に支援対象となる国がどんな活動をしているかが関係がないという議論になりますね。そこをお認めになりますか、外務大臣。

○町村国務大臣 今、米軍がどういう活動をやっているのかということを一定の仮定を置いてお話しになりました。

米軍がおよそ国際法違反の活動をどんなやる、それについて日本が支援をするのかというお尋ねであれば、アメリカは、国連憲章に基づいて一定の場合にしか武力行使はできないわけでありますから、それに基づいてする活動というものは当然あり得る。今回のイラクがその一つのいい例だろうと思います。

したがって、それに対して日本がどういう支援をするか、それはまた日本独自の判断があり得るわけでありまして、アメリカがおよそ国際法をすべて無視して、国連憲章も無視してありとあらゆる好き勝手なことをやるんだという前提の御議論であれば、アメリカがまるでアウトローの国家であるということを経島委員がおっしゃっているような感じがいたしますから、それは違うんじゃないでしょうか。

○長島(昭)委員 私は、別にアメリカがどうかこうかと申し上げているわけではありません。周辺事態法のときは、こっちは、周辺事態というのは地理的概念ではない、そういう整理だと思えますけれども、しかし、まだ、我が国の周辺という地域的な限定がかかっているんですね。しかし、この特措法では、それはもう地球上どこでもできるという話になっているんですよ。なっていますよね。これは、イラク作戦であろうがアフガニスタン作戦であろうが、とにかく我が国の憲法上の制約をクリアしているんだから、後方支援に限定されるんだしたら、支援の対象がどんな軍事行動を行っているか、それもさっき外務大臣がおっしゃったように、国連安保理決議がないにもかかわらず支援をしている、そういう根拠がないのにもかかわらず。

ですから、これでいくと、支援の対象となっている国がどんな行為をしているかも関係ない、それから国連決議の有無もほとんど関係なく、後方支援だったら地球上どこでも日本はやる、ということになるんですね。そういう考え方も一つあると思いますよ、私は。だけれども、国民のある意味でいうと今までのコンセンサス、あるいは政府が積み上げてきた、自衛隊の活動というのは自衛権に基づく必要最小限度にとどめるべきだというコンセンサスからかなり逸脱しているんじゃないか、こういう印象があるんです。その点についてどう思われますか。

○町村国務大臣 今委員が、支援する相手国がいかなる活動をやっているとおっしゃったから、そこは違うのではないですかということですが、さっき申し上げたのであって、それは一定の国際法で認められた範囲での活動、もしそれが国連憲章等ののっとらないものについて、いかなる活動であつても日本は支援できるんだ、例えばアメリカがやることならば何でも支援できるんだ、そういう議論にはならないのではないですかということをお聞きしたいのであります。

○長島(昭)委員 それは政治判断の問題なんです。もちろん、そんな、支援の対象となる国がほかの国を侵略しているような行為に我が国の政府がどんなに間違っても支援するはずがないんです。それはわかるんです、それは政治判断としてあり得るんです。

私は今、憲法解釈の問題にしているんです。憲法の枠というのはどうなっているんですかということをお聞きしたいんです。

憲法の枠組みに従って純粋に今の政府の説明を突き詰めて考えていくと、支援対象がどんな活動であれ、あるいはそれに基づく国連決議があるなしにかかわらず、後方支援活動であれば日本の自衛隊は地球上どんな場所に行ってもやれる、武力行使を直接するわけじゃないから何でもできるんだという話になりませんか、そういうことをお尋ねしているんです。もう一回お答えいただけますか。

○町村国務大臣 だから、今、委員がどんな活動でもとおっしゃったから、そこは違うのではないですかということをお聞きしたいんです。

○長島(昭)委員 外務大臣、はぐらかさないでください。それは政治判断の話でしょう。日本の政府としての憲法判断はどうなんですか。法的判断を聞いているんです。

○町村国務大臣 憲法判断にももちろん、ですから、このテロ特措法が違憲の立法であるという御判断をもし今長島委員が言っておられるならば、私もそれはそう考えないということをお聞きしたいのであります。

○長島(昭)委員 これはもう最後にしますけれども、政府の説明はこうなっているんですね。仮に支援する対象が個別的自衛権を行使しようが集団的自衛権を行使しようが、それに対する後方支援というものはそういう活動の一環ではないという説明を政府はずつとしてきたんです。

ということ、その対象となる活動がさらにエスカレートした場合でも、仮に侵略に及んだ場合でも、後方支援の範囲というものを限定すれば自

衛隊はそのまま活動し続けられる、こういうことになりませんかという御質問なんです。

○町村国務大臣 ですから、何度も申し上げておりますように、アフガニスタンにおけるテロ防止活動というものを多国籍で今やっている。ある意味では、国際的にみんなが、そうだな、こういう活動は必要だというコンセンサスがある中で、支援活動でありますから、もしこれが、仮定の話ですから、どこか全く関係ない国にテロ対策だと称してどんどん攻めていったというような活動について、では支援を続けますかといえば、それはそういうことはない。

だから、当然、そこで行われている活動の、本来それらの多国籍軍が行っている活動の目的性とか国際的な合法性というものを前提にして、私どもはそれに支援するしないというのを日本独自の判断で決めるということをお願いしております。

○長島(昭)委員 外務大臣、法的枠組みの話をしていっているんですが、最後はいくつか政治的判断の話になってしまっている。政治的判断は疑っていいんです、私は。だから、法的枠組みはこれでいいんですか、そういう質問をさせていただいたんですが、これ以上やっても仕方がないので次に行きたいと思っております。

テロ特措法は、テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めている諸外国の軍隊などの活動を我が国が支援する、こういうふうに行っているわけですが、このテロ特措法に言うテロ攻撃によってもたらされた脅威の除去に努める諸外国の軍隊の活動、これは今のところどうなっていますか。今OEFの話をしていただきましたが、ほかに何かあるのか、実態としてどういう軍事活動が続いているのか、御説明いただきたいと思っております。

○町村国務大臣 OEFについては、先ほど申し上げましたが、約二十カ国が部隊、将校等を派遣しております。アフガニスタンの南東部から東部の国境地帯を中心に、アルカイダ兵、タリバン

兵の排除、拘束、情報ルートへの分断等の活動をやっております。

また、インド洋におきましては、このOEFの海上阻止活動ということで、米、英、カナダ、ドイツ、フランス、パキスタンの艦隊が海上阻止活動に従事しております。二〇〇一年の九月以降、十三万七千回の無線照会、それから約一万一千回の乗船検査を行っております。テロの脅威が世界各地に海を通じて拡散するというのを抑止する効果を上げていく、こう考えております。

そのほかにも、先ほどお話ししましたISAF、国際治安支援部隊でございますが、これは、アフガニスタンを再びテロの温床にしないという観点から、三十六カ国が参加をし、約一万一千人が首都カブール及びその周辺の治安維持活動をやっております。ほか、地方復興チーム、PRTと呼んでおりますけれども、これに二十二カ国が参加して、地方都市における治安維持及び復興支援活動を実施しているという状況でございます。

○長島(昭)委員 テロ特措法は、行がかり上と言ったら語弊があるかもしれませんが、OEFに限って活動しているわけですが、これはISAFやPRTの方に活動を拡大するというのか、何でOEFに限定して日本の活動をしているのか、そこはどういうふうに御説明されるのでしょうか。

○町村国務大臣 これは、日本の今の自衛隊の法上の制約、武器使用の問題といったようなことが一つ大きな制約にあるんだらう、こう思います。したがって、この陸上での活動、もちろん、最終的に憲法を改正し、あるいは自衛隊法を改正し、そういうのもろもろの法改正をやればそれはできないことはないと思いますけれども、今の状態というのは、もう一つは危険の状況というものも多分加わってくるんだらう、こう思います。これらについては参加をしない、あるいは参加し得ないという判断をしているわけでございます。

○長島(昭)委員 それから、OEFのMIOミッション、海上阻止行動、これも本来なら、給油も

もちろん非常に重要な活動だと思いますけれども、船舶検査そのものを日本の海上自衛隊がすることはできないんでしょうか。

周辺事態法と一緒に成立した船舶検査活動法によれば、これは周辺事態に限ってでありまして、けれども、船舶検査を公海上ではやれることになっております。そちらの方の活動を控えている理由は、何でしょうか。防衛庁長官に。

○大野国務大臣 船舶検査ということをお指摘でございますけれども、現在、各国からの要請というものは、給油のニーズ、水のニーズということでございます。そういう各国のニーズを踏まえてこういう形にしているわけでございます。

○長島(昭)委員 主目的判断ということでありまして、ほかにいろいろな活動があり得るんだと思うんです。もちろん、これはさっき外務大臣からお話がありましたように、軍事的な活動の三本の柱を御説明いただきましたが、非軍事的な日本の貢献というのにもたくさんあるんだらうと思うんです。

今、アフガニスタンの復興支援を初めとして、軍事だけではなく非軍事の方で、これは特措法にももう一つの柱として、人道的精神に基づいて実施する措置、こういうのがあります。私どもは経済支援の九億五千万ドルというのを何度も聞いておるんですけども、非軍事的な人的な支援が今の程度アフガニスタンで行われているのか。

私は、自衛隊の皆さんは本当に御苦労なんですけれども、何か日本の人的支援は自衛隊の皆さんに頼り切っているような、私はそういうイメージがあるんです。外務省は、ほかの面で人的支援が行われているのであればそれをもう少しPRすべきだと思っております。いかがでしょうか。

○町村国務大臣 アフガンへの日本の取り組み姿勢というところで一番典型的なのは、二〇〇二年一月に、アフガニスタン復興支援国際会議、東京会議というものを日本のイニシアチブで開催したわけでございます。その中で、政治プロセス、治安、復興、すべての分野での支援を進めるということ

を決めているわけでございます。今委員御指摘のように、支援総額約十億ドルということであり

ます。また現地でも、確かに必ずしも治安状態がよろしくないわけでございますが、それでもカブールを中心にして数百十名の邦人の援助関係者が現地で大変頑張っておられるという姿でございます。

政治プロセス、治安、復興、それぞれについて簡単に話をいたしますと、政治につきましては、昨年の十月の大統領選挙、また、ことしの九月の下院選挙、県議会選挙の実施につきまして約三千万ドルの支援を行ったほか、選挙監視団という人的貢献もしております。

治安の部分につきましては、それぞれの国がある種の分担をいたしまして、日本は武装解除の分野で主導的な役割を果たしているところでございまして、既に、軍閥出身者から成る旧国軍兵士約六万三千人の武装解除を完了したところでございます。そのうち六万二千人が動員解除され、約六万人が今社会復帰の過程に入っているということで、この日本のDDRの面での活躍、活動というのは国際的にも非常に評価をされているというふうに理解いたしております。

復興につきましては、インフラ整備、保健衛生、教育、こうした分野での支援をやっております。日本がその一部を担当いたしましたカブール・カンダハル間の幹線道路が二〇〇三年に開通したほか、これは日本だけということではございませんが、教育分野での支援というものもやっておりまして、非常に数多くの児童が就学をするに至っている、こういうことでございます。

ただ、このほかにも、麻薬の問題でありますとか非法武装集団の問題でありますとか法の支配の問題でありますとか、いろいろな課題がまだ残っている。そういう意味では、本格的な国づくりは、これからまだやるべきことがたくさんあるというふうに思います。

○長島(昭)委員 さっき、自衛隊が何でISAFやPRTの活動に参加しないのですかとお尋ねを

したら、治安の問題もある、それから武器使用の権限の問題もある、こういうお話でした。にもかかわらず、百数十名の邦人が今なおアフガニスタンで活動されている。

この方たちの安全確保はどのようになされているのでしょうか。

○町村国務大臣 私も詳細を全部承知しているわけではございませんが、ことしの春に私もアフガニスタンに参りまして、現地で活動しておられますNGOあるいは日本の政府機関の方々、もちろん大使館の方々とはもとよりありますが、お目にかかっている話をしていただきました。

比較の問題というならば、カブールはまだ相対的にいい、しかし、それも町の中場所にもよりけりだということでございます、そういう意味では、彼らは比較的安全とおぼしきところ、もちろん道路などはやや郊外の方に行って仕事せざるを得ないわけでございますが、その分はできるだけ、例えば全体の監督をする役割にとどめて、実際の工事は現地の人を雇うというようにございします。

したがって、私も、その百数十名の方々が本当に安全な状態であるかどうかということについては細心の注意を払いながら、十分いろいろな情報を入し、彼らが危険な場所に陥らないような必要な情報提供、連絡等を常日ごろ心がけながら、できる限りの活動をやっていただくようにしているところでございます。

○長島昭委員 カブール地域は比較的安定しているということなんですが、そうであるなら、先ほどの御答弁のようではなく、もう少しゼロベースで日本のアフガニスタンの復興に対する自衛隊のかかわり方というの、さつき大野長官は二一三が給油しかないというようなお話をされましたけれども、それは我々、もう少し主體的に考えていけるんじゃないだろうか、こう思います。

それで、この特措法の最大の難点は、活動の出口が見えないということなんだろうと私は思うんです。期限立法なんです、その性格に照ら

せば、期間内にこういうことを達成するんだ、そういうことが達成されたら活動を終了するんだ、こういうふうなつきりとした指標が必要だというふうには私は思っています。

しかし、実態として見てみると、これはイラクも同じなんですけれども、イラクの話をしましうか。

イラクは二十八カ国がやっています。しかし、日本以外の二十七カ国は治安維持活動をやっているんです。安定確保のための活動をやっていっているんです。一方、イラクの治安部隊を育成しているわけですね。イラクの治安部隊が育成されている程度治安が回復してきたら、その活動はある意味で終息を迎えるんです。ゴールを迎えるんです。すぐわかりやすいのです。だから、後はイラクの治安部隊にゆだねて、そして撤退することができると。

しかし、イラクの自衛隊がやっていることは人道復興支援ですから、この橋も直してください、この道を直してください、この病院も直してください、この学校も直してください、これはまさにインドレスなんです。今、イラクで起こっている出来事というのは、他の二十七カ国に比べて日本の活動というのは本当にインドレスになりつつあるという、そこを私は非常に危惧しているんです。

同じように、このOEFでもそうなんです。ISAFの活動やPRTの活動というのは、ある程度治安が安定して、そして復興が進んでいけば、これはお役御免になるんです、必要なくなるんです。しかし、洋上の活動、海上阻止活動というのは、これは際限がない可能性があるんです。つまり、テロリストが海上に出てくるかもしれない、テロリストをかくまう人たちが武器を搬出するかもしれない。ずっと世界じゅうでテロが起きている限り、あの洋上での活動はインドレスで続く可能性があるんです。

そういう状況の中で、政府は、この特措法に基づく自衛隊の活動、どこで終止符を打とう、どう

いう基準で終止符を打とうとされているのでしょうか。

○大野国務大臣 当然、我々、政治として考えるべき問題でございます。

ただ、インド洋における我が国のテロとの闘い、全体の闘いというのは、当然のことながら、国際社会が、テロを追放しよう、地球から追放しよう、こういう使命に燃えまして、その中で国際社会の責任ある一員として日本が参加しているわけでございます。この闘い、アメリカなんかでよく言われておりますように、冷戦のように本当に長くかかるかもしれない、そしてまた忍耐を要する仕事である、こういうことは委員十分御存じのことだと思えます。

そこで、例えば、テロのリーダー、ウサマ・ビンラディン、あるいはアルカイダ、こういうような主要幹部が捕捉された、あるいは拠点が破壊された、これだけで終わるものだろうか。まだまだテロの可能性があるとすればそこを見きわめなきゃいけない、ここに非常に難しい問題があるのかと私は思っております。

現状において、やはり我々は、アフガニスタン国内で行われているテロ掃討作戦が進展する、アフガニスタンを拠点とした海上における武器やテロリストの移動の流れが著しく減少していく、このような状況を総合的に判断していかなきゃいけない、その判断をこれからしていかなきゃいけない、こういう問題であって、では、いつごろそれがわかるんだ、こういうことはなかなか今の時点で申し上げにくいことでございます。

アルカイダの関与が疑われるテロが世界各地で発生する、あるいは九・一一のような脅威は依然として存在するんだ、こういうような認識は我々十分持つていて、そしてテロをとにかくこの地球上から追放していくんだ、この理念でもって国際協調をやっていくかきやいけない、このように思っております。

○長島(昭)委員 私もその理念は賛成なんです

官房長官、忍耐が必要というお話が今ありました。いつ終わるかわからないというお話がありました。では、何で一年なんです、延長期間が。これは前回は二年だったんですね。法律はもととは二年になっていた。それをはしょって一年にする。では、一年間で今言ったようなテロの終息する見通しがあるんですか。

○細田国務大臣 これまでは二年、二年と来たわけでございますが、今回、一年延長で御審議をいただいているわけでございます。

今後の取り扱いについては、アフガニスタンにおけるテロリスト掃討作戦等々の進捗状況あるいは同国の内外の情勢、国際社会によるテロとの闘いへの取り組みの推移、我が国として果たすべき役割など種々の要素を総合的に勘案して、我が国として主體的に判断する必要があると考えております。

今回、二年延長でなく一年延長にしたということも、政府としての考え方の方向を一年ごとにまた考えるべきであるということをお願いをしております。

○長島(昭)委員 全然説明になっていないんですよ、官房長官。一年で終息する見通しがあつて一年にするんだつたら我々も考えますよ。だけれども、全然見通しもなく今回は一年、まさに腰だめの数字なんじゃないですか。

一般的なテロとの闘いだつたら、なぜ一般法でやらないんですか。何で期限立法にするんですか。期限立法というのは、ある見通しがあつて、短期間で終息するからこれだけはやらせてほしいといつて出すのが期限立法でしょう。なぜ一般法にしないんですか。その理由をお答えください。

○細田国務大臣 期限を付するような形での延長が適当でないから恒久法、一般法をつくるべきであるという御指摘でございますが、これは、総合的にそういった必要があるかどうか、つまり、どちらがいいかということで申し上げているわけでございますので、やはり総合的にテロ自体の今後の動向、特に九・一一テロに関してあれば、三

千人以上の死者を出し、世界を震撼させたテロ行為であり、かつアフガン内部でその種が強く残っている現在では、まだもうちょっと今の掃討作戦等の様子を見る、こういう必要性を強く感じているわけでございます。

○長島昭委員 今の答弁は本当に無責任だと思えます。もうちょっと様子を見る、こんなことで本当に審議が成立すると思っておられるんでしょうか。

今、一般法の議論をさせていただきました。私は、政府は見通しが非常に甘かったと思います。さつき大野長官もちょっと触れられておりましたけれども、テロとの闘いというのは本当に冷戦に匹敵するぐらい長期の闘いになるということは、前からいろいろな専門家や政府関係者が言ってきたんです。にもかかわらず二年の時限立法でやりました。これは、あのときに緊急性があったということとは一つの理由だとは思いますが、けれども、それを延長するときに、一般法の議論もあわせてしていたはずなんです。

官房長官、お尋ねします。

以前、これは平成十五年九月三十日の質疑の中で、中谷筆頭が当時の福田官房長官に一般法の作業の進捗状況について尋ねておられますけれども、そのときに官房長官は、「さまざまな検討を開始したところでございます。これは内閣官房で特別チームをつくりまして、そこで検討を始めた、こういう状況でございます。二年たちました。一般法の進捗状況について端的にお答えください。

○細田国務大臣 これまでそのような議論があったことはよく承知しております。また、与党、野党内でもさまざまな意見交換が行われておるといことはよく承知しております。

これは、国会の側あるいは政府の側、ともに非常に大事な問題でありますので、十分今後のあり方について検討し、それを踏まえて考えるべき問題であると考えております。

○長島(昭)委員 極めて無責任、不十分な答弁、

官房長官、そう思われませんか。二年前から着手してまいに今のようなお答えしか、原則すら示すことができないのですか、アウトラインも。だから、これは一年後にも一回再々延長をお願いするようなぶざまなことになりますよ、こんなことをやっていたら。本気で一般法の議論を始めてください、恒久法の議論を。私たち民主党も既に議論を始めております。

委員長、ぜひこの機会に一般法の議論、こういう時限立法を延長、延長、延長という無責任なやり方ではなく、本当に、国連決議がしっかり存在する、あるいは広範な国際社会の共同の枠組みがある、そして国会の事前の承認が必要だ、こういうような三つぐらいの柱に絞って、ぜひこれから真剣に一般法の議論を始めていただきたい。そうできなかったらこのテロ特措法を延長するような、まさに法の趣旨をゆがめるようなやり方をいつまでも続けることはできません。そのことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○船田委員長 次は、山中燐子さん。

○山中委員 自由民主党の山中燐子でございます。

官房長官がおられますので、ちょっと通告外でございますが、現在総理が靖国に行っておられますが、この時期を選ばれた配慮というものがあろうのではないかと申し上げますけれども、一言いただければと思います。

○細田国務大臣 小泉総理大臣は、十時過ぎに公邸を出られまして靖国神社に参拝されたものと伺っております。ちょうど審議中でございましたのでその詳細は承知しておりませんが、そのような考え方であると、これから参拝したいというようなこともちょっと事前に連絡はあったところでございますが、私が今お答えできる内容を承知しております。十分、総理大臣が国会等で適切に配慮したいとおっしゃっていましたので、適切に配慮されたものと考えております。

○山中委員 それでは、今日はテロ特措法の一部改正に関する質問をさせていただきますが、その前に、パキスタンの地震におきまして亡くなられた方々への哀悼の意と、それから負傷された方々の回復をお祈りすると同時に、関連の質問を一つさせていただきますと思います。

国際緊急援助隊の派遣に関しましては、法的にはきちんと整っております。しかし、今回見ましても、救助、医療の援助隊員が民間機を乗り継いで行くというようなことがありまして、少し日数がかかっております。また、自衛隊のヘリコプターは解体をしてC130に一つずつ組み込むということで、三日、四日かかるということで、報道なども含めて、その迅速性が問われているわけです。当然ながら、被災国の要請がなければ自衛隊は派遣できないわけですし、あるいは、六カ月ごとの回り持の緊急援助ということもありますので、すぐに出発できない要件というのは理解もできます。しかし、それならば、日本の貢献として大変高くその技術あるいは態度で評価されている医療の面で貢献をもっと大規模に、量及び機動性ということでできないかということに関しての質問をさせていただきます。

まず、町村外務大臣にでございますけれども、量の確保という点で、私は十月十四日時点でのJICAへの医者の登録数を調べましたところ、二百九名、うち女性が三十二名となっております。イスラム圏では女性の患者はできるだけ女性の医師が診るという習慣もありますから、本日は今回女性の医師を派遣したかったわけでございますが、あすすぐに出来るかというように、母数が少ないとや病院の事情もあるでしょうし、母数が少ないとやはりなかなか派遣ができません。今回はゼロでございます。

そのような中で、JICAは研修を行っております。出発する方は皆様こういうワッペンをつけているんですが、その研修をもう少し充実させて、サートイフイケート、つまり認定あるいは認証、そういったことをきちんと出して、病院に患者さんが行くと、ああ、この先生は国際貢献している人なんだ、あるいはこの病院はそういうことに協力しているんだということが一般の人たちにもわかって、そして、医者のモチベーションは大変高いとは思いますが、環境をつくって人数をふやす。そういうことを配慮して、いわゆる医療による日本の貢献というのを国際社会にも定着させるPRの意味も含めて、また国内的な支援も含めまして、ぜひJICAにそういうことの指導あるいは助言というようなものを考えていただきたいと思いますが、外務大臣、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 今パキスタンには、医療につきましては、十日の日に派遣をいたしまして、十一日から現地で活動を開始しております。十四日現在で約二百六十名の方々の診療を行ったという実績がございます。

今委員お尋ねの医療チーム、御指摘のような数字で医師二百九名、それ以外にも、看護師さんが二百八十七名、薬剤師二十五名、医療調整員百四十七名という方々が登録をされているということでございます。

この数をふやすこと、さらにそのモチベーションを高めるための取り組みが必要ではないか、あるいは女性の医師、おっしゃるとおりだろうと思っております。現実には、今JICAが二泊三日の研修というものを年二回やっております。また、専門研修を終日やっております。これは年三回やっております。

そのようなことで登録をされておりますが、例えば登録認定証とかいうようなものをお渡ししていないのは事実でございますので、今委員御指摘のようなモチベーションを高めるための方策、貴重な御意見をいただきましたので、前向きに考えていきたいと思っております。

○山中委員 日本は医療援助大国と言われるように、千名ぐらいの医者の登録があり、関係三千名ぐらいの母体があるということができれば大変ありがたいと思っておりますので、御努力をお願いいたします。

関連いたしました。大野防衛庁長官にお聞き  
たしたいのは、自衛隊の医官でございます。

自衛隊の任務としては、輸送任務、医療任務あ  
るいは給水などの中で、特に医官の方々は、語学  
もできるし、それから非常に医療の水準が高い、  
あるいは親切であるということで、海外でも高い  
評価を得ております。自衛隊の本隊の部隊として  
派遣されるのは自衛官でございますから当たり前  
のことなんですけれども、私は、G8の国で防衛  
医科大学を持つ国はわずかに二、三しかない  
ということを考えてみても、この医官の方たち  
にもっと国際的に活躍していただきたい。そう  
いう意味で、チームあるいは一つのグループとし  
て、医官を中心にした何組かのグループを本隊と  
別途、医官を派遣するというような制度をもう少  
し検討していただけないかということが一点でござ  
います。

そしてもう一点は、そういう医官の活動も含め  
まして、現在定足数の七五％ぐらいしか医官の  
方々が任官されていない。そうすると、あと二〇  
から二五％というのは今空席になっているわけで  
すから、そこに、例えばOBとかOGとか、いろ  
いろな形で、海外への医官としての派遣ができる、  
そういうグループとして改めて任用できないかとい  
う点も検討いただきたいと思います。

あわせてもう一点でございますけれども、当初  
に申し上げましたように、C130の航続距離とい  
うのは非常に短いわけで、安全保障委員会のと  
きに私も何度も乗ったことがございますけれども、  
アジアにおけるこのようなさまざまな自然災  
害、あるいは事故もあり得るかもしれない、そう  
いったときに、戦闘のためではなく援助のために  
日本が航続距離の長い輸送機を用意する、そうい  
うことは、国際社会、特にアジアに訴える意味で  
も、また実際の活動の面でも、大変に必要なこと  
ではないかと思えます。予算が軽減されている中  
で非常に厳しいとは思いますが、ぜひ防衛  
庁長官のイニシアチブで、そのところ、さらに  
迅速に進めていただきたいと思います。

この三点、よろしく願っています。

○大野国務大臣 山中委員から、もともと自  
衛隊として国際的な緊急援助活動をやれ、そうい  
う観点からの三つの御質問でございます。

いずれにしても、基本原則をまず申し上げ  
たいのは、自衛隊は実力組織でありますから、相  
手方の要請がなきゃいけない、こういうことでござ  
います。仮に一般的な国際緊急援助チームに  
自衛官の医官を参加させるとしても、これは身分  
としては自衛官でございます。したがって、  
私は、やはりそのことについての相手方の了承、  
要請がなければならぬ、このように思っております  
ところでございます。

それから、そういう意味では、実績としまして  
は、要請があった場合はたびたび、委員御存じの  
とおり、例えばインドネシア・スマトラ沖大規模  
地震のときにはきちっと医官を派遣しております  
し、また、中米ホンジュラスでのハリケーン被害  
に対しても医療活動を実施いたしております。

今回のパキスタン大地震に際しましては、先方  
からのそのような御要請がなかったということは  
御念頭に置いていただきたい、このように思っ  
ております。

それから二番目でございます。

医官、不足しているんじゃないか、これは私、長  
官としても大変頭の痛い問題でございます。こ  
の問題をどういうふうに解決していくのか。私は、  
やはり医官の処遇の問題、それから防衛庁関係の  
病院を一般に開放していく。今十七か十八ありま  
すけれども、そのうち一般に開放しているのはわ  
ずか四つでございます。もともと一般に開放して  
放して、その意味は、自衛隊の医官にいろいろな  
症例を経験してもらって、症例が偏り過ぎない、こ  
ういうことに配慮していかなくちゃいけないのだ  
はないか。

その上で医官を充足させるということは第一の  
使命でございます。その後をどういうふう  
に、今山中委員が御示唆くださいましたようなこと  
も考えなきゃいけない、このように思います。

それから、もともと足の長い輸送機を装備  
していけばいいじゃないか、このことは我々も十  
分認識いたしております。平成十八年度から国際  
平和協力活動にも使用できる空中給油輸送機KC  
767が順次納入される予定でございます。現在  
四機を予定いたしております。それから次に、十  
八年度概算要求で、輸送機としての能力、能力と  
いうのは航続距離であり、また貨物搭載量を大き  
くするというところでありますけれども、向上させ  
るために、C130Hに受油機能、油をもらう機  
能を付加する改修案というものに着手させていた  
だきます。それから、平成二十年度以降でござ  
います。輸送能力が大幅に向上した新しい輸送機、  
CXとっておりますけれども、を調達する予定  
にいたしております。

今後もおここの問題、大変私は、日本の自  
衛隊の活動として、もちろん昨年の新しい防衛大  
綱でも述べられておりますとおり、一つは日本を  
柔軟に、多機能、弾力的、実効性を持つて守って  
いくこと、そしてもう一つは国際的な安全保障環  
境をよくしていく、これは大きな大きな日本の使  
命だ、自衛隊の使命だと思っておりますので、こ  
ういう面で努力してまいりたいと思っております。

○山中委員 もう一度、済みません、防衛庁長  
官、速やかに政治的な意思で、ポリティカルウイ  
ルで進めていただくという御決意をお聞かせいた  
だけませんか。

○大野国務大臣 今申し上げましたように、これ  
ら、いずれにしても国際協力をやって、そし  
て国際的な安全保障環境を改善していくという、  
日本にとって本当に大きな使命でございます。政  
治的決断を持つて、私、長官としても真摯に取り  
組んでまいりたい、このことを申し上げます。

○山中委員 期待しております。  
さて、それではテロ特措法の方に移らせていた  
だきますが、アフガニスタンも四年たちまして、  
そして曲がりなりにも総選挙ができたという段階  
で、延長の期限一年ということに關しまして、私

は適切な判断であると思っております。それは、  
今後どのように展開していくかという対テロ作戦  
そのものが国際社会の中で変わっていく時期に來  
ているというふうに思っているからです。また同  
時に、それに関連いたしまして、基本計画や実施  
要項が半年というのうなずけるところでござ  
います。

四月に実は米国のUSAID、援助庁の主催で、  
津波などの自然災害等における日米の軍と民間の  
協力に関するシンポジウムというのがございま  
して、私はそのモデレーターをさせていただきました  
が、その折になぜそういうシンポジウムが行わ  
れたかという一つの理由は、実はテロ特措法に  
よって自衛艦がインド洋にいましたときに、昨  
年のスマトラ沖地震のときに大変に迅速な救助、  
実際は遺体でございましたけれども、救助活動  
をして、その真摯な姿勢も含めて大変高く国際社会  
で評価された。このことが一つのきっかけとな  
ってこのようなシンポジウムが行われましたし、欧  
米におきましても、特に私はヨーロッパにおりま  
したけれども、日本は早かった、日本は非常によ  
くやっているという評価を得た。このことは今回  
のテロ特措法による活動の副産物ということ、一  
言つけ加えさせていただきます。

そういうことも含めまして、私は、国の安全保  
障に關しては、ぜひ民主党も含め、与党、野党が  
協力して一緒に決議をしていく、一緒に賛成でき  
るようにしていくということは非常に大事ですの  
で、ぜひ民主党の方々と、この二日間の議論を  
通して一致したところを見出すようにと期待して  
おります。

さはさりながら、自衛隊のここのまでのさまざま  
な努力を非常に高く評価いたしますし、しかしし  
う一方、二〇〇一年の米同時多発テロ以来、本  
当にテロは減少しているのかということに關し  
て、私どもは事実をきちんと見る必要があると思  
います。

外務省の資料によりますと、国際テロの発生件  
数は二〇〇一年に三百五十五件、二〇〇四年に六

百五十一件となっております。また、国際テロによる死者数は二〇〇一年に五千八百九名、これはニューヨークも含めてでございます。しかし、二〇〇四年には何と八千六百十一名という数字が出ております。したがって、国際テロは拡散し増加している、この現状に目をこらさなければなりません。すなわち、米英の力によるテロの抑え込みだけでは必ずしも一〇〇%の効果を発揮しているかどうかというところが疑問であります。

ですから、このテロ特措法の延長が一年ということで議決されましたら、この委員会及び党の部会などでも、これまでの自衛隊の燃料、水の補給の動き、こういったものから得るものは大変多いと思いますけれども、一体今後日本ができるテロ対策の戦略的、総合的な方策は何かという検討を始めていただきたいというふうに考えております。

宗教対立のない日本だからこそ、軍事的な準備と非軍事的な信頼醸成という両手の外交というものをきちんと提唱し、実践していくことができるのだというふうには信じておまして、実は、英米もこの後どうしていいかということで悩んでいるのが現実でございます。ですから、同盟国としても、新たな視点を日本が提案していくということは大変意義があると思います。

あるべき論を言うのは簡単なんです、ドイツの名外務大臣と言われたゲンシャールが、外交はブラクティカルでなければならぬというふうにお会いしたときにおっしゃったのを非常に印象深く思っておりますので、例えば、これからの検討の課題として、具体的にはアジアにおけるテロ活動を未然に防止するためにはどうしたらいいか。日本の特性を生かすのであれば、当然情報の交換、これは、外務大臣初め情報に関するネットワークを今日本はつくっております。また、交渉術、紛争予防などの専門家の育成、これもまだアジアでは行われておりません。

あるいは、先ほどの答弁の中で、外務大臣の答弁の中だったと思いますが、DDR、つま

りアフガンでの武器の回収、これも、戦時でなくとも日本がインシアチブをとれるかもしれない。あるいは、武器の輸出入制限に関する国際的な協力の喚起というのもあるでしょうし、それから、今経産省が試みております出入国の管理体制の強化というのも国際的に協力できる一つの分野かもしれません。

また、テロや紛争が勃発したときに、平和構築の過程で、自衛隊をどのような条件でどのようなミッションで派遣するのかとか、民間人はどうするのか、NGOはどうするのかなどというように、平和構築に向けて日本がテロ対策の理論的、実践的なインシアチブを特にアジアを視野に入れて積極的に進めることは、ひいては日本が信頼という国益を勝ち得て、そして国際社会においてますますその信頼を高めていくという意味で大変大事なんですが、しかし、こう申し上げていても、実際にこのような検討をするかどうかというのは、ポリティカルウィール、つまり政治の意思によるところが非常に大きいわけでございます。

そういう意味で、官僚主導ではなく政治家がきちんと討論をしていくという意味で、ぜひ外務大臣の御所見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 テロ対策、国際的、国内的、全体としてどのように取り組んでいくのか。今、山中委員から幅広く貴重な御指摘をいただきました。

国内の問題につきましては、既に昨年の十二月、政府が総合的、網羅的な国内テロ対策、まだ今後やらなければならぬ、あるいは検討中のものも幾つもございまして、これでかなり今整々肅々とそれらの対応が進められている、こう理解をしております。

国際的にどうするのか。当面軍事活動でやりましたかきやらないという部分が当然あるわけでございますが、それで十分かと言われるれば、これはモグラたたきのようなところも出てまいりましよう。

したがって、さまざまなことをやっていかなければならない。多分、より根源的には、いろいろな理由があると思いますが、テロがなぜ起きるか、貧困だという有力説もございまして。そういう意味で、日本は、テロという要素も加味しながら、開発問題のために一生懸命取り組んでいくということがまず必要なんだろうと思います。

テロの原因は、しかし貧困ばかりではない。宗教対立とかあるいは民族対立だってあるではないか、それもそのとおりであります。ここまでいくと、有効な手段がどれだけあるかということとはよく考えなければなりません。日本も、日本とイスラムあるいはヨーロッパの方々の参加を得て文明間対話というような場面を設定し、現実的にそれを実行したりしておりますし、また、イスラムとの対話ということも今現実に行っております。

あるいは、民族間対立になりますと、これは本当を言って大変難しい問題にはなりますけれども、やはり紛争の予防をする、あるいは紛争が起きてしまった後の平和構築の問題をどうするか、これはまさに今国連で新しい委員会もできようかという状況でございますから、こうした取り組みに積極的に日本も参加をしていかなければならないだろうと思います。

また、アジアにおけるテロ対策ということで申し上げるならば、それぞれの国がいろいろなテロ対策をやっておりますけれども、十分な人的能力がないケースがあります。警察力、軍事力あるいは出入国管理、そういう意味のキャパシティは利用していくという方法もあるんだろうと思っております。そのほか、いろいろな形で総合的な取り組みをしていかなければいけないということであろうかと思っておりますし、そういう意味で、日本政府もこれからさらに努力をしていかなければいけない、かように考えております。

○山中委員 ただいま外務大臣の、キャパシティビルディング、つまり人材の育成ということ

と、これは日本だけではなく、アジア各国も含めてさまざまな専門家を育てるということを強調されましたので、大変心強く思っております。ぜひ、それを進めていただきたいというふうに思いますと同時に、委員長に、このテロ特措法の一部改正が終了しました後の来年に向けての議題の中に、ぜひこのようなことも取り組んでいただくように要望したいと思っております。

それから、関連いたしました、先ほどの長島さんの方から、一般法といいますか基本法というものについての質疑がありましたけれども、現行憲法の中でできる範囲での基本法の制定というのは大変に必要なことだというふうに思います。

私も委員をさせていただいておりますが、国際平和協力の懇談会、二〇〇二年の報告書の中で提案いたしました、内閣府には、二十人の人数だと思っておりますけれども、既にプロジェクトチームができているわけですが、このような基本法というのは非常に複雑な問題を抱えておりますので、なかなか一つずつ行政の方で積み重ねていくというのは難しい。ここにこそまた政治的な必要性、ポリティカルウィールの主導がなければできないわけでございます。私はきょう、官房長官が今おいでになっていませんけれども、ぜひ、外務大臣、そして防衛庁長官から、そのような時期にきているということを含めて、このプロジェクトチームの活動を加速させるというようなことについての後押しをしていただきたいと思いますが、防衛庁長官、いかがでしょうか。

○大野国務大臣 大変なことでございます。

一般法という問題を考えた場合には、日本の海外での活動あるいは特別な活動というのは、やはり特別な法律をもってやっていくという従来の考え方。それはなぜかといいますと、日本の自衛隊の活動をネガリストで書かないで、できることはこれなんだ、そこで制限していく、こういうような問題点が過去にあったわけでございます。そのことは大変重要なことでございますが、そういうことをきちんと原則としてとらえて、そして

一般法にできないのかどうか。

先ほども申し上げましたけれども、これからの日本の国際的な活動、自衛隊の国際的な活動というのは、やはり私は、国際的な安全保障環境をよくしていくんだ、紛争を未然に防止する、紛争があった後はいち早く、鉄砲を撃たない人道復興支援活動でやっていくんだ、こういう日本のメッセージを伝えていかなきゃいけないし、今、戦争というのがナショナルインタレスト、国益同士のぶつかり合いでやる、この前は別です、全く別ですけれども、やはり妥当性、正当性という点から考えてやっていく時代に移っていつているような感じがいたします。

そういう意味で、私はやはり一般法というジャンルの中で今後考えていきたいと思っていますし、我々もそういう方向で頑張っていきたいと思っています。

○山中委員 最後になりますけれども、まだ議論になっておりませんが、イラク特措法の延長問題に関して一言申し上げたいと思います。

これはお願いでもございますが、八八・五%を中東に依存している日本の石油の事情を考えてみまして、中東の安定化というのは非常に大事なんです、イラク特措法の問題を語るときに、多くはイラクの中のことだけにしか焦点が当たっていない。どこの国が引くからうちはどうか。そうではなくて、こういう状況の日本におきましては、中東の安定という日本のエネルギー源の獲得という意味での国益と、それからイラクの人たちの復興、国づくりをいかに手伝うかという国際的な利益と、この両方のバランスをとることが非常に大事だと思っています。

その点で、イラクが不安定になれば中東全体が不安定になるという予兆が大変多く見えている。そのことを一言申し上げますと、二〇〇四年以降、エジプト、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、バーレーン、ヨルダン、レバノンなどでテロが発生しておりますが、実は、十月七日のウォールストリート・ジャーナルによりまして、

テロが起きていないということになっているクウェートでテロを未然に防いだ。これが大変大きなテロになりそうであったということで、早速に鋼鉄製のフェンスをイラクとの間に張りめぐらせて、ことしの夏、これは果物のスイカでございませけれども、イラクからのスイカの輸入をとめた。それは、スイカの中に爆弾が入っていたときにチェックできないというような脅威をクウェートの人たちも感じているわけです。

その意味で、これ以上テロが拡散しないためにも、イラクの復興支援の中で、これから、本当に今イラクから自衛隊が撤退することがこの両方の益に資するのかわか。

つまり、自衛隊の場合には、例えばノンコンバットフォースという言い方でBBCで随分流されておりましたけれども、戦闘を行わない軍隊ということで、大変イラク国際会議でイラクの人たちが感激していたのは、小さなことではありますけれども、普通の国の軍隊が行くと、地域の族長に会っても、自分は占領軍という姿勢で行くけれども、日本の自衛隊はきちんと族長に対しておごぎをして礼を尽くす。つまり、イラクの人の尊厳を日本はきちんと守ってくれている、あるいは尊重してくれている、そういう礼儀正しい日本の自衛隊のあり方というものがテレビに流れた、それを見たイラクの人たちが大変感激したというようなこともございます。

ですから、現在のミッションが終わるのであれば、これがいつ終わられるのか。延長するとして、いつごろまで、どのようなミッションをきちんと持たせるのか。すごく努力している自衛隊の方々に報いるためにも、日本政府としては、送り出す方がきちんと国内外に説明できる形をとるために、今のような周辺事情も加味した延長の議論をしていただきたいというふうに思います。

ですから、日本が、本当に日本に復興支援を期待しているイラクの人々にも報いることと同時に、しかしながら、中東の安定のためには今すぐ引いていいのかわか。これは、ほかの国の引く

引かないによらず、日本の独自の考え方を示していくという意味で、このような観点からも検討していただきたいということを外務大臣にお願いしたいと思いますが、一言、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 今委員は、イラクについての出口戦略というお言葉を使われたでしょうか、今直ちに私どもがそういうことを検討しているわけではございませんが、いずれにしても、十二月の半ばには期限が参りますので、それに向けて、今委員が御指摘のような国内的な日本独自の要請ばかりでなくて、国際的な要請、中東の安定といった幅広い国際的な観点も含めながら、しっかりと検討していきたいと思っています。

○山中委員 日本が温かい思考のできる国であるという国際的な信頼を得るという意味の国益をきちんと得て、そして、軍事的な準備は必要です。夢を言っていれば、今、世界じゅうから武器がなくなつて、世界じゅうから戦争がなくなればいいんですが、人間の歴史はそうなつてきておりません。ですから、軍事的な準備と非軍事的な信頼の醸成、この両手の外交というものを日本のアイデンティティーを築く柱の一つと考えていただいで、そのコンセプトを英米にも伝えていく、そういう同盟国としてのミッションもこれから日本が十分に果たしていけると思います。

以上で私の討論を終わります。

○船田委員長 次に、猪口邦子さん。

○猪口委員 発言をお許しいただき、ありがとうございます。

私は、国会議員として本委員会ですべて発言する冒頭におきまして、派遣命令のもとでイラク、インド洋にて活動している自衛隊員とその御家族の皆様へ心からの感謝の気持ちを表したいと存じます。

防衛庁長官は、隊員の活動と安全確保につき、大変立派な指導力を発揮してこられました。自衛隊員たちが、みずからの危険も顧みず、戦域への多大な勇気と責任感を持って過酷な勤務環境において任務にいらしたことに、私は、

防衛庁長官としてのお気持ちや認識を伺いたく存じます。

○大野国務大臣 猪口委員の、インド洋等に派遣されております自衛官の御家族に対するお気遣い、そしてまた現場で働いている自衛官の活動に対する高い評価に對しまして、まず厚く御礼申し上げます。

御存じのとおり、まず、インド洋ですと、本当に厳しい環境です。気温からいいますと、日中気温は四十度、一番最高でいいますと摂氏八十度ぐらいになってしまいますから、大変な状態になるわけでございます。また、艦上生活が四カ月ぐらいいなくなります。そして、常時緊張感を持って勤務しなきゃいけない、こういう問題があるわけでございます。

我々としては、まず、現場で一生懸命頑張ってくれている自衛官に對しましては、例えば、酷暑用の被服を特別につくっておりますし、それから居住環境にすぐれた艦艇を派遣している、こういう配慮もいたしております。また、ローテーションの問題もあります。

そして、特に家族との間の交流というのは、隊員にとっても、それから家族にとっても大変大事なことでございます。この点につきましては、例えばEメールがあります、それから、もちろん電話もでございます。そういうことで、常にお互いに交流、触れ合いが、声とかEメールですけれども、そういう意味で通信ができるような形にしております。すくことを申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、過酷な条件のもとで、自衛官は任務の重要性を深く認識して士気高く精励しておりますことは、防衛庁長官としまして本当に誇りに思っております。自衛官の活動それから御家族に対する委員の高い評価、改めて厚く感謝申し上げます。

○猪口委員 関連におきまして、外務省の職員におかれましても、過酷な武力紛争後の治安状況の中で勤務している方がたくさんおられます。外務大臣よりお気持ちを一言述べていただきたく思

ます。

○町村国務大臣 サマワ、バグダッドあるいはカブール、委員御指摘のように大変危険な面もございます。そのようなことで、外務省の諸君も大変熱心にそういう環境のもとで活動しておられます。折に触れて日本に戻ってこられますので、来られた場合には、私もできるだけ会おうようにして、いかなる状況で働いておられるか、何かお役に立つことはないかということ、直接話を聞くようにしております。

いずれにしても、非常に敬意の念を持って接しているところでありまして、できるだけ待遇の面の改善、戦乱地加算というのがあるようにございますが、あるいはその後、帰国後の特別昇給等、待遇面等でも可能な範囲でできるだけのことをしていきたい、彼らの努力に報わなければならない、こう思っております。

○猪口委員 それでは、パキスタンの地震との関連で一言質問いたします。

パキスタンは、アフガニスタンにおきますアルカイダ、テロ組織掃討作戦の重要な前線国家であります。したがって、パキスタンにおきます被災民の救済あるいは被災地の復興、これは、人道的観点からも、テロ組織が人間社会の悲劇を舞台に暗躍、発展しないためにも非常に重要であります。

言うまでもなく初動態勢の重要性がありますが、今回、他国の初動態勢と比較して、日本として問題として認識していることはありますでしょうか。例えば外務省と防衛庁の連携などは改善すべき点がありますでしょうか。外務大臣にお尋ねいたします。

○町村国務大臣 今回の地震についての初動態勢、日本が、例えば緊急の救助チームは、地震発生が八日でございますが、十日に現地へ活動を開始しておりますし、また医療チームは十二日に診療活動を開始するというところでございまして、諸外国の初動態勢と比べましてほとんど遜色ない形で活動を始めてきているのではないかと、こう思っております。

ております。

実際に、八日に発生をした後、九日に、被災地でヘリコプターが足りない、輸送のニーズが必要だ、輸送力が足りない、こういう話が参りました。そこで、防衛庁等関係部局とも早急に調整をした結果、これは先方の正式の要請がないと自衛隊は派遣できないわけでありまして、自衛隊の派遣をしたということでございまして、こういう際の関係省庁の連絡、これは、例えば先般のインドネシアの大地震そして大津波の際にも経験をしているところでございますが、密接な連携をとりながらやってきておりますし、今後ともそういう方向で努力をしてまいりたいと思っております。

○猪口委員 今回の地震におきまして、アメリカは非常に素早い対応を見せております。また、さきのスマトラ沖地震においても同様であります。今回のパキスタン地震につきましても、どのような日米の協力体制といえますか、そういうものが想定されているのでしょうか。そういうことは視野に入っているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

また、それとの関連なんですけれども、災害救援の場合は、一般的にそれぞれの国が対応をするわけですが、パキスタンにおきましては、国連、アメリカはもちろんE.U.、中国、ロシア、また緊張関係にありますインドも積極的に支援の手を差し伸べております。

そして、そういう災害支援は人道的救済の典型的なものであります。そういう作業を黙々と行う中で、さまざまな対立関係が緩和されたり、場合によっては和解へのプロセスというものも始まることがあると思います。災害救済、やはり国際協力をもつて推進していくことがとても重要だと思っておりますが、その場合に、協力を効率化するために調整の国際的な拠点を設置することも考えられるかもしれません。

我が国がそのような国際災害救援活動の拠点の枠組みづくりをするようなことにおいて積極的な役割を果たす用意があるのか、また、そのような

お考えを政府としてお持ちであるかどうか、外務大臣にお伺いしたいと思います。

○町村国務大臣 パキスタンの地震、あるいは大津波、こういう場合に、一国だけで対応できるという性格ではもとよりないわけでございます。国際協力の必要性、委員の御指摘のとおりであるう、こう思っております。

一番最近の例でいうと、まさに津波が発生をした直後に、日本とアメリカ、インド、それとオーストラリアでしたか、この四カ国で、国連等が動き出す前に、あえてこの主要な四カ国で動き出すというチームをつくりました。そして、これはしかし、いづれ国連が動き出すまでのつなぎです。すよという位置づけで動き出して、これはこれで非常に有効であったという経験を私ももっているわけでございます。

しかし、大規模に、かつ網羅的、包括的にやろうと思うと、どうしてもこれは国連の出番というようなことにならざるを得ないし、また、彼らはそうした機関もあるし、今までの経験も持っているというところでございましょうから、私どもとしては、そうした国連の活動を中心としながらやっていく。

また、日本は日本として、さまざまなみずから地震災害等の経験もございまして、そうした経験を生かしながら、例えば神戸にアジア防災センターというのがあるわけでございます。これはまさに神戸地震の反省の結果できたものでございまして、これを通じてアジアの域内各国の連携を強化するというようなことも既に始めているところでございます。そのような形でさまざまな協力関係の、日本も一つの大きな柱としてこれからも活動していかなければいけない、かように考えます。

○大野国務大臣 一言だけつけ加えさせていただきます。国際的な災害救助に当たって、実力組織、自衛隊等が協力し合うことは本当に大事なことでありまして、そういう意味で、ことしの、

東京ディフェンスフォーラムという会を毎年やっておりますが、そこでもそういう議題を当方からイニシアチブをとってやっておりますし、また、タイでも、コブラゴールドという訓練をやっております。

また、今回、トランスフォーメーション、米軍との間の再編成と言われる中でも、やはり一番日米関係、同盟関係をどういうふうに変化させていくか、それはやはり災害救助に当たってお互いに共同してやっていくじゃないか、その場合の役割、任務をどうやっていくんだ、こういうことが非常に大きな課題でございまして、そういう方向で頑張っております。

やっておりますのは、基地の問題だけじゃなくて、そういうような、お互いにどうやってやっていくのか、こういうこともやっておりますので、どうぞ御支援のほどよろしく願います。

○猪口委員 言うまでもなく、テロリストたちはそのような秩序の崩壊、災害などにより秩序の崩壊などにも乗じて暗躍する可能性がありますので、ぜひ外務大臣、防衛庁長官には今の点、よろしく願います。

それでは、アフガニスタンの方でございますが、よく知られているとおり、アフガニスタンにおきましては、冷戦の最終局面におきましてソ連軍が侵略し、そして戦乱が続く、ソ連軍が撤退した後にもゲリラ同士の激しい主導権争いという形で内戦が起きました。そして、勝利したタリバン政権は宗教原理主義による過酷な支配を行いました。また、貧しい国家においてアルカイダ、テロ組織を宿すことになり、二〇〇一年の九・一一の同時多発テロ発生ということになったわけです。

それ以来のテロとの闘い、困難をきわめて今日に至っているわけですが、政治プロセスとしましては、二〇〇一年の十二月にアフガニスタン復興のためのボン会議、そしてそれ以降のボン・プロセスというものが立ち上がっております。そして今回、十二月に国会が開会される予定であります。そうなりますと、ボン・プロセスがよう

やく完了するというようになります。

私の質問は、ボン・プロセスという政治プロセスの終了後は、言うまでもなく、カルザイ政権みずから自立して、治安の維持と発展、そういう路線を推進できることが前提でありますけれども、実際には、貧困あるいは軍閥の問題など、テロの温床となる課題をたくさん今日までも抱えているわけですから、ポスト・ボン・プロセスといった支援国会議の枠組み、あるいはそういうプロセスというものを考える必要があるかもしれません。そのような国際的な動きはあるのでしょうか。また、もしそうであるならば、我が国としてはどのような役割を果たすと考えておられるか、伺いたいと思います。外務大臣にお願いいたします。

○町村国務大臣 委員が今お話をいただいたようなボン・プロセスは、十二月に議会が開催をされることによって一応完了するということになるだろう、こう思っております。そこで、政治的な意味合いでは、アフガニスタンは文字どおり政治的にはひとりで立ちをするということになってまいります。

いろいろな復興プロセス、経済成長もだんだん高まってきた等々の進展はございますが、他方、治安の問題は御承知のとおりまだまだということもございましょう。また、GDPの六割だか七割が麻薬によつて賄われているという信じがたいような状況もございましょうし、一応武装集団は解除されたが、非合法の武装集団がまだまだ残っている、いわゆる軍閥といったようなものがあるといったようなこと。あるいは、相対的に言うところ、中央はいけれども地方はまだ治安も悪い復興もおくれているといったような問題、非常に多くの課題があるわけでございます。

こうした問題は、それ一つ一つの対応というよりは、やはり国際社会が全体として取り組んで支援をしていくということが必要ではないだろうかというように、今、多分年明けに、一月あるいは二月ごろに、ヨーロッパのどこかでそういう

国際会議をやるかというような話が内々進行中でございます。

どういう姿形になるかわかりませんが、いずれにしても、日本も、東京会議を開いたといったような経験もございまして、今後とも重要な役割を果たそう、こう思っておりますので、そうした国際的な動きを、日本も重要な役割を担う一員であるという認識のもとにしっかりと取り組んでいきたいし、国際的な連携も強めていきたい、かように考えております。

○猪口委員 海上阻止活動について伺います。

言うまでもなく、テロリズムはまだ続く危険性があり、テロリズムが根絶されていないという状況があり、そのようなことを考えれば、今回のテロ特措法の一年延長について、私は理解をいたします。

そして、テロリストたちは、基本的には、武器弾薬、麻薬など資金源となる物資の密輸入、拡散、これによつて活動を展開し、またテロリスト自身の移動、これも活発に行われ、海上阻止活動とはそのようなことを阻止し、彼らの活動基盤や活動の領域を崩壊させること、これが海上阻止活動の目的であるわけですから、これはいわば対テロ戦略の基本編をなすものと理解いたします。私は、政府はそのような活動の意義について十分に国民に説明してきたかどうか、それをお伺いしたいというふうに思います。

それから同時に、そのような海上阻止活動を実行する、例えば乗船検査を執行する諸国があるわけですが、そういう国々と、押収できた物の情報あるいはテロリストの移動についての情報を共有できるような状態になっていきますか。そのような情報を得ていくことは我が国の安全保障、テロ防止に非常に重要であることは言うまでもありませんけれども、共有させてもらえる情報の水準は十分であると認識されているでしょうかということ。

それからもう一つですが、海上阻止活動については、例えば費用対効果の観点から疑問を投げける

意見も一部あります。しかし、私としては、テロ防止のような予防的な措置についての評価というのは非常に難しい。そして、私が随分軍縮に心を砕いた、例えば小型武器のような武器によつて実際にほとんどどのテロが実行されていますが、その流出の阻止に失敗すれば、その小さな武器から何百、何千の命が失われる可能性の確率が高くなっていく。

そういう意味では、費用対効果の考え方は必ずしもなじまない分野ではないかとは思いますが、しかし、その認識の上で、日本政府として、今後、海上阻止活動の効果が一層上がるような方法論の見直し等をお考えになっているかどうか、このような点についてお願いいたします。

○町村国務大臣 まず、日本のインド洋上での活動というものが十分国民に理解をされているかどうか。委員みずから御指摘をいただいたように、なかなか、抑止ということを中心としてやっているものですから、抑止力の実証というのは正直言つて難しいところもございまして。

そういう意味で、政府全体あるいは外務省の広報などで十分国民の理解を得る努力ができていくかというところ、率直に言つて十分かなという点は反省をいたしております。特に、今回こうやってテロ特措法の改正ということまで国会の御審議をお願いしているわけですので、そういう意味からも、国民の幅広い理解を得るために、より一層の広報活動には急ぎ努力をしなければいけない、こういうふうにも思っております。

各国との情報交換、提供というものがどのように行われているかということもございまして。これは、海上阻止活動参加国との間でさまざまなレベルでさまざまな情報交換が行われておりまして、例えばアメリカ政府、それから米軍の中央軍というものがフロリダに司令部がありますが、そこに各国政府から人が派遣をされているというレベルでの情報提供もございまして。

ただ、何しろテロにかかわることでございますから、一々全部これをお話するということにな

ると、これは手のうちを明かすような部分もあるものですから、なかなか具体的に言えない部分もございまして、例示的に申し上げますと、二〇〇一年以降、この四年間で十三万七千回の無線の照会をやり、そのうち一万一千回は乗船検査までやったという実績もあるわけございまして、これによつてテロリストの移動であるとか関連物資の海上移動、拡散の抑止に成果を上げてきた。

また、さらに幾つかの具体例を申し上げますと、例えば、ことしの五月、乗船検査で四千二百ポンドの麻薬を発見したでありますとか、あるいは二〇〇三年十二月以降の多国籍軍の艦船による麻薬の押収量は二万六千ポンド以上である、あるいは武器を押収した等々、いろいろな実績が上がってきているところでございます。

また、今、委員の方からは小型武器のお話がございました。これは、委員御自身も軍縮代表部大使として大変御活躍をされたこと、私もよく聞いておりますし、また、二〇〇三年の国連小型武器行動計画第一回中間会合の議長をお務めになられ、その会議の成功をもたらしたいという大変な実績も上げておられることに心から敬意をあらわすものでございます。

この小型武器の問題、大変に重要な問題だと思っております。引き続き、小型武器非合法取引の規制のためのルールづくりということに貢献をしてまいりたいし、その実効も上げていかなければいけないだろう、かように考えております。さまざまな方法でテロ対策というものを日本としてもやっていかなければならない、かように考えております。

○猪口委員 御親切なお言葉、どうもありがとうございます。

では、イラクの方に移りたいと思います。これからの段階におきまして、自衛隊が撤退する出口戦略への立論を考えるべき時期に來ているのではないかという認識はありでしょうかということでありまして。

長島先生も御議論されましたとおり、治安任務

である場合には、そのような能力、キャパシティーが先方に伝わったか、治安の維持のような場合には明確な区切りをつけることが比較的やりやすい。他方で、人道支援の場合は難しいという特徴があることは事実であると思います。

そこで、私は、どういうふうな出口戦略というものを出し立ていくべきかということについて若干の考えを述べ、外務大臣の御意見を伺いたいと思いますけれども、イラク特措法に基づいて自衛隊が活動できる内容というのは、非常に緊要性の高いことへの応急的なものが中心であるわけですね。実際には、今日では地元住民の要望も、だんだん状況が安定してくるにつれ、ODAなどを活用した、例えば水道、電気など恒久的な生活基盤整備、あるいは社会基盤整備に移ってきているわけです。

私が重要であると思いますのは、自衛隊が行ってきた今までの貢献が、今後、継ぎ目のない形といたしますか、シームレスな形でODAや民間活動によるより恒久的な生活基盤や社会基盤の整備などにつながっていく、移行させていく、そういう展望を描くこと、そこが重要ではないかと思うんです。例えば、オーストラリア軍の撤退に合わせて撤退する、そういう立論ではなく、中期的なより構造的な復興計画への見通しが立つ、立たせる、そして立たせたところで撤退する、そういう外交論として整合性のある出口戦略を考えておくべき時期ではないかというふうにも思います。

そして、時間の関係で続けてお伺いしますけれども、今後イラク支援について、ODAの本格的な供与あるいは民間投資などを考えますときに、特にODAの場合、日本としては限りある資源をどう投下していくかということが出てきます。そういう問題に直面するわけです。当然ながら、サマワを中心としますムサンナ県が将来的にイラク支援の中心であること、その地域が優先的な扱いを受けることは自然なことであると思いますけれども、同時にまた、イラクの南部には油田が存在しているということを考えれば、国益的観点から

も、結果的にはかなり妥当な戦略かもしれません。しかし、私がいいますのは、今回の憲法の国民投票に関するいろいろな議論を見ていまして、イラクの国が安定した国家運営ができるためには、資源の偏在という問題もあるわけですから、やはりイラク全土の均衡ある発展、そしてクルド人、スンニ派、シーア派間の均衡ある未来への可能性を培っていくことができるような、そういうバランスのとれた支援の仕方というのにも視野に入ってくるべきではないかと思うんです。

やや先取り的かもしれませんが、せつかく私にとって質問する機会ですので、今後我が国がイラクへのODA戦略を考えるときに、ムサンナ県の優先的な扱いという課題と、それからイラク全土をバランスよく発展させなければ政治的な安定がこの地において得られないという、そのバランスの問題について、政府のお考えを伺いたく思います。

○町村国務大臣 今数多くお尋ねがあったので、ちよつとお答えが落ちる部分があったら御指摘をいただきたいと思います。

今委員からも、撤退戦略、出口論の話がありました。今、私も、直ちにそれを考えなければならぬ状況であるとは必ずしも思っておりませんが、いずれにしても、十二月の十四日に期限が切れますので、それに向けて今後どうするのかという議論を政府内部では既に始めているところでございます。そして、もとより無制限にずっといつまでも続くという性格でないことは当然のことでございます。それから、その際、委員が御指摘になったようなことはしっかりと踏まえて考えなければいけないだろう、こう思っております。

確かに、ODAというお話、原則論、そのとおりだろう、こう思っております。ムサンナ県は、これは自衛隊がいるということもありまして、これは無償資金協力の中では、十五億ドルのうちムサンナ県には、人口は二%なんです、実際には一%の無償資金が出ていたという意味では、確かに高い比率であります、これはこの地

域が貧しい地域であるということも一定の考慮があったことは事実でございます。では、今後どうするのかというお尋ねもございました。今後のことにつきましては、もとよりイラク全体の地域のバランスある、均衡ある発展というのを私どもも考えなければいけない、こう思っておりますし、できるだけ継ぎ目のない形でスムーズに移行できればいいな、こう思っております。

ただ、現実には、普通の治安のいいところであれば、日本の技術者が行き、コンサルティングもやり、いろいろな現地の調査をみずからやって、あるいは相手国政府と一緒に調査をしてODAの展開というのにはできるわけでありすけれども、今、大規模に日本人がイラクの地の中に入るとODAのための必要な調査等々をやる体制にないという問題がございます、どこまでその継ぎ目のないという形でうまく移行できるか。

しかし、そうはいっても、今、ODAを出すための必要な調査をやっておりますが、いずれもヨルダンをベースにして現地の人たちを使つた形での調査ということなものですから、必ずしもスムーズにこれができるといふ問題もありません。また、先方政府とも話し合っているのがあります、まだまだ先方政府も、十分な行政能力がついていないかと、ようやくとてきたばかりの政府でございますから、必ずしも私どもが期待するような形での資料の提供等々ができるわけでもないというふうなこともありまして、率直に言って、ODAをどこまで大規模に展開できるのか。三十五億ドルの有償資金協力をやる用意はあるのがありますが、そういう点も御理解をいただければ、かように思っております。

○猪口委員 時間が来ましたのでこれにて終了いたしますが、最後に、私、世界で頻発しています戦争の様相について思いますとき、それがテロ、民族紛争、宗教対立にしろ共通の問題があると思えます。それは、特定の政治目的のみでなく、深

い恨み、あるいは憎しみ、あるいは反目の構図、こういう根の深い、ディーブルーテッドなものを抱えているというところであります。そのような戦争を再発ない終結に向かわせるためには、指導者間において和平協定を結ぶということも不可欠ですが、同時に、社会各層を浸潤するそのような恨みの構造がありますので、あわせて社会各層を浸潤するような、リコンシリエーション、和解のプロセスというものを立ち上げていかなければならないと思います。今後のテロの防止も含めて、さまざまな紛争解決、それを再発しない形で解決していくために、ぜひ和解のプロセスの必要性ということを日本政府として世界に発信していただきたいと思います。

きょうは、発言の機会をいただきましてありがとうございます。○船田委員長 次に、武正公一君。○武正委員 おはようございます。民主党の武正公一でございます。テロ特措法改正案についての質疑を行わせていただきます。

まず冒頭、ハリケーン・カトリナによって亡くなられた方、あるいはけがをされた方、また、パキスタン北部地震によって亡くなられた方、けがをされた方に対して、お悔やみと、そしてまた一日も早い御回復をお祈り申し上げる次第でございます。

特に、パキスタン北部地震については、民主党は、十月九日前原代表を本部長に対策本部を発足し、十一日にはパキスタン大使にお見舞いに伺い、そして同日調査団を自己完結型でパキスタンに派遣を、ちようどきよう帰国の途につくところでございます。

大使の方には、調査団派遣については、あくまで民主党は自己完結型で行くんだ、パキスタン政府あるいは外務省に御迷惑をかけない形で行きますよというふうなことを申し上げ、大使からは大変感謝の意を表されたところでございます。きよう帰国した後、対策本部として、党として、

政府にまたさらなる要請というものが行われるというふうに考えております。

まず冒頭、官房長官もお戻りでございます。記者会見も既にお済ませでございますので、総理の靖国参拝については、先ほどの御答弁では否としてまだ詳細はわからないということであります。このたびの総理の靖国参拝について、これがどのような形式で行われたのか、あるいは記名はどうだったのか、あるいは玉ぐし料等について、参拝形式については、報道では本殿に入らない一般参拝と同じというようなことも言われておりますが、御報告をいただけますでしょうか。

○細田国務大臣 私記者会見前に小泉総理にもお会いしまして意思を確認いたしました。これは内閣総理大臣という職務での参拝ではないということを確認しておつておられました。

それから、参拝の方式については、テレビ等でもございますように、通常のように、昇殿するなどの行為はとらず、あるいは記名とか献花料とかそういうことでなく、本殿前にて、どうも映像ではよくわからないのですが、おさい銭箱にちよつと小銭を入れたような感じはあるんですが、ここは確認しております。そして、一礼されて参拝された、こう伺っております。

○武正委員 先ほどの御答弁では、参拝する前にその報告を受けた旨、官房長官はお答えになっておられますが、きょうの参拝については、そのときに初めて聞かれたのか、もうちよつと事前にお聞き及びだったのか、あるいは、それこそきょうの参拝についての協議を総理あるいは総理周辺とされた経緯があるのか、それについてお答えをいただきたいと思います。

○細田国務大臣 事前の話は一切ございませんで、けさ方針を決められ、記者団等にも連絡をしたようでございますが、それと同時期だと思えますが、九時ちよつと前かと思いますが、連絡が総理秘書官から私のところにあつた、これから、十時ごろ公邸を出て参拝される、こういう連絡があつた次第であります。

あつた次第であります。

○武正委員 九月三十日、大阪高裁の違憲判決が出た。総理のこの参拝については、いわゆる職務行為と認定をして、宗教的活動を禁じた憲法違反ということで違憲判決が出ておるわけですが、そのときの官房長官のコメントで、「首相は従来、私的参拝と言ってきたので、たいへん遺憾だ。」これは新聞報道であります。私人としての参拝なので、(今後の参拝が)影響されるのかされないのか分からない。こういうような細田官房長官の話が新聞に出たり、あとは、本人のことだから本人に聞いてくださいというような官房長官のコメントもありました。

この大阪高裁の違憲判決が出た後の参拝というのは、それこそ官房長官としてどのようにお考えになりますでしょうか。

○細田国務大臣 御存じのように、このところ高裁判決が次々に出されて、それぞれに参拝の時期から提訴が行われたためにそうだったかと思ひますが、三つの高裁判決がそれぞれ異なっております。

いずれにしても、これは損害賠償等を求めることに對するいわば却下をする判決でございます。それが本論でございますが、その判決理由の中のいわば傍らの論として判事の判断がそれぞれ書かれておつて、その中の一つに、これは職務として行ったものと認められるというような判断が示されたというところがあるわけでございますが、私どもとしては、これはあくまでも職務としての参拝ではない、本人も言っておられますし、政府としてもそのように考えております。

○武正委員 そのように政府は一貫して述べておられますが、私的な参拝とか職務ではないというのは、どう見てもやはり無理があるというふうに私は言わざるを得ないところでございます。

さて、テロ特措法の方に移らせていただきます。まず官房長官に、お手元に資料を理事會のお許しを得て配らせていただいておりますのは、このテロ特措法について、各国と結んでおります交換

公文の官報告示をまず一ページ目に載せてございます。これは、アメリカとの交換公文でございます。大変小さい字で恐縮であります。政府が出されている官報でございますので、これはもうこれを読むしかないというふうに思ふわけでありまして、皆様にも読んでいただきたいと思います。二

項目、1、2というところを御注目いただきたいのですが、要は、アメリカに対する日本政府からの支援、これについては国連憲章と両立するものでなければならぬ、これが第一。そして第二は、日本から後方支援、物品、役務提供をした場合は、日本政府の事前の同意を得ないで、一時的あるいは永続的であれ、アメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織以外の者に移転してはならない。つまり、アメリカ以外の者に、日本から提供された、具体的には油になろうかと思ひますが、これがほかに移転してはならない。第一は、国連憲章との両立、第二は、他国の組織、軍隊その他の組織に移転してはならない、こういうことが交換公文で約束されております。

これは各国とも同様でございますが、これについては、まず第一に、国連憲章と両立というのは第何条のことを指すのか。第二は、組織以外の者に移転してはならないということで交換公文を結んでおりますが、では実際に移転をしていないのかどうか、そしてまた、いなしとすれば、それについて日本政府としてどう検証をしているのか。以上、官房長官、お答えをいただけますでしょうか。

○細田国務大臣 国連憲章との関係という御質問の趣旨が私はちよつとはつきりいたしません。テロ対策特措法に従つて行われる物品等の提供に關して諸外国と交わしている交換公文においては、これは十一カ国と交わしておるわけでございますが、法に従つて相手国の軍隊その他これに類する組織に提供され、かつ、これらにより受領される後方支援、物品または役務の使用は、国連憲章と両立するものでなければならぬといつ

た規定が設けられておりますので、このような方針をもつて提供しておるということを申し上げたいと思ひます。

○武正委員 国連憲章の何条ですかという質問と、それから二番目、つまり、アメリカに提供したんだけれども、アメリカ以外の国に移転をしたことはあるのかないのか、ないとするればそれをどうやって検証しているのかということ、私は、政治家以外にお答えをいただくことは事前にお願いをしておりますので、政治家からのお答えということ、官房長官、お答えをいただきたいと思ひます。

○町村国務大臣 国連憲章と両立というのは、国連憲章二条四項に、武力行使は禁止するということが書いてあるわけですが、第七章で、さはりながら、安保理の決定あるいは自衛権の行使あるいは集団自衛権の行使によつてそれが解除されるということでありまして、その趣旨に沿つたものでなければならぬということ、を言つてはいただいております。

それから、第三国への移転の問題でございますけれども、この点につきましては、一々の動きをすべてチェックするのは、物理的にそれは不可能でございます。現実には、やはりこれはそれぞれの国との関係で、信頼関係に基づいてやるわけでありまして、それを実際第三者に移転する際の事前の同意というものを先方が求めていない以上、そういうものは起きていない、こう考えるわけでございます。

○武正委員 二番目の質問については、信頼関係ということで、検証方法はないというお答えでございます。

この信頼関係が果たしていかげなものなのか。実際のところは、ここで書いておりますように、米国以外の国に転用されているのではないかと、あるいは各国も同じようなことがないのかといったところが、検証ができないままこの四年間推移を延長を政府は求めてくるわけでございます。これ

はやはり、改正を求める政府の姿勢としては説明責任を果たし得ていないというふうに言わざるを得ないのでございます。

さて、アメリカとの間には第三項目はこのような書きぶりですが、アメリカ以外の国との書きぶりは違っております。アメリカ以外のすべての国とは、「前記の1及び2は、法に従って第三国の軍隊その他これに類する組織に提供され、かつ、これらにより受領され、その後日本国政府の事前の同意を得て」、例えばドイツならドイツ、「ドイツ連邦共和国の軍隊その他これに類する組織に移転される後方支援、物品又は役務について準用する。」つまり、アメリカ以外は、一回第三国に行つて、そして日本政府の事前の同意を得て、ドイツならドイツに後方支援なり物品、役務を提供することもありますよということなんです。

では、実際こうした事例もあるのかということなんです。こうした事例があったのか、これについて、官房長官、お答えいただけますでしょうか。いや、政治家しか答えていただかないという約束です。で、お願いいたします。

○大野国務大臣 このようなオペレーションにします調整につきましては、御存じのとおり、フロリダのタンパにおきましてコアリションビレッジというのがございます。そのいわば多国籍軍村におきまして、それぞれの派遣国から派遣された者が、それでは何月何日、どこのどういう船に供給しましょう、こういうことをやっているわけでございます。その枠組みは今、交換公文というところで御説明がありましたので省きますけれども、それを確認して、そして、その国のその船がそのような目的のために使ったということを確認して実行しているわけでございます。

果たして実行しているかどうか、そこまでは我々は追求いたしておりません。それをもって、我々は信頼関係に基づいて行動している、このように申し上げているわけでございます。

○武正委員 アメリカ以外の交換公文にすべて、いわゆる後方支援が一回第三国経由でその交換公

文を結んだ当該国に移転される、このことを書いているわけですね。ただ、そのときには日本政府の事前の同意が必要だということなので、今お聞きしたのは、こういうことが過去あったんですか、四年の間にあったんですか。

今、フロリダのタンパの例は、これはこのテロ特措法とは違いますが。両方対象ですか。あったのかないのか、あるいはどのぐらいあったのか。そしてまた、では事前の同意は得ているということとよろしいでしょうか。

○大野国務大臣 そういう事実はございません。

○武正委員 そういう事実はないということは、第三国経由で交換公文を結んだ国に提供された事実はないということのお答えだったわけですが、そうすると、先ほどのフロリダのタンパの例は、このテロ特措法の交換公文の対象でないことを言及されたということですか。

○大野国務大臣 我々は、要するに、日本からの油等をどのように相手国に供与するか、こういうことをどういう枠組みでやるか、その枠組みが、交換公文の話はおきますけれども、タンパのコアリションビレッジでやっている。それは、先生おっしゃるようなルートもあれば、それからアメリカに対するルート、いろいろあると思います。総合的にやっているわけでございます。日本からの同意を得て、そして譲り渡したとか、そういうような例はございません。

もう一度繰り返しませんが、タンパで総合的にやっています。場合によってはバーレーンでもやっておりますけれども、それはきちっとお互いに、どの船に渡します、その船はこういう活動をいたします、こういうことを確認した上でやっているわけでございます。本日にそれをやったかどうか、そんなことは我々は、多国籍軍に国際的に協力してやっているわけですから、疑ってはおりません。

○武正委員 要は、このテロ特措法の交換公文では、先ほどのお答えのとおり、ないということですが、ただ、実際にそのことをやっている

かもしれないけれども、検証の手だてではないし、検証する必要もない、信頼があるからというお答えでよろしいでしょうか。

○大野国務大臣 我々は、テロを地球から追放する、あるいはイラクを民主国家として再生していく、こういう国際的な協力の中で日本ができることをやっているわけでございます。それはお互いの国際的な信頼関係に基づいて行っているわけですから、我々は、今武正先生がおっしゃったような言い方は、こういう協力関係に影響するものとして大変残念に思います。そういう信頼関係の中で国際協力で行っているじゃないか、こういう精神のもとにやっておりますことを御理解いただきたいと思ひます。

○武正委員 これは立法府で、法律を制定し、また条約等交換公文については承認を与える。そしてまた、その承認については、大平三原則に基づいて、国会の承認を得ないものがあっても、外務委員会等に資料を提出するということで、これまで行政府と立法府の間での、特に国際間の取り決めについてはやはり国会の関与ということをこの戦後日本の国会は重視をしてきたわけでございます。その中で、この交換公文についての文言がこれのとおり適正に守られているんですかということ

を聞いたのに、これについて聞くことが両国間の信頼を疑うようなことで大変遺憾であるというような防衛庁長官の答弁は、大変私としては残念であります。

そうしたことで、時間もございませんので先を急がさせていただきますが、このお手元の官報を、官房長官、見ていただけますでしょうか。

これは既に外務委員会でもやっておるんですね。官報告示の実際の日月は平成十四年四月四日、上に書かれております。ところが、ハワード・ペーカー大使と当時の田中眞紀子外務大臣が結んだ日月は前年の十一月十六日でございます。すなわち五カ月間タイムラグがあるということでありまして、このときは、官邸のホームページには閣議案件として記載があります。ただ、いわゆる国会へ

の報告というものはございません。すなわち、この官報での告示をもって済ませる。しかも、これだけ、五カ月たってから記載をする、こういったことが実際行われているんです。

官房長官として、両国間の信頼という先ほどの防衛庁長官のお話もありました。であればこそ、特に、これだけ大きな議論を呼んだテロ特措法の以降に結ばれた交換公文についても、やはり国会に對してきちっと報告をしていく。まず第一に官報告示にタイムラグがあつてはならない、しかも、その報告については国会の外務委員会等関連委員会にきちっと報告をしていく、これがあるべき姿だと思ふのですが、実際これがこの四年間されてないといふことも踏まえて、どのようにお考えになりますでしょうか。官房長官、よろしくお願ひいたします。

○細田国務大臣 この交換公文の官報掲載が非常におくれているということは、私は、これは非常に残念であると思ひますし、改善すべきであると思ひます。これは外務委員会でも外務大臣がご答えにしているとおりでございますが、改善に取り組みたいと思つておりまして、指示も出ておるところでございます。

大平さんのいわゆる原則については、この交換公文については、法律上の背景その他の状況等から、この範疇には属しないと思ひますけれども、できるだけ早く決め、早く公表し、かつ国会の委員会等で御議論いただくことが適切であろうと思つております。

○武正委員 時間が参りましたので、午後の時間に移させていただきます。ありがとうございます。

○船田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時三分開議

○船田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

質疑を続行いたします。武正公一君。

○武正委員 午前に続いて質疑を行わせていただきます。

官房長官におかれましては、午前の最後の質問のところで再度お伺いいたしますが、特に大平三原則のかかりで御答弁をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○細田国務大臣 交換公文について申しますと、昭和四十九年二月の大平当時外務大臣の答弁では、国会承認条約を締結するに際して補足的に合意された当該条約の実施、運用あるいは細目に関する行政取り決めについて、政府は、国会の条約審議権を尊重し、当該条約の国会審議に当たっては、従来から、国会に参考としてこれを提出しております。これに加えて、国会において条約の締結が承認された後に結ばれた当該条約の実施、運用あるいは細目に関する行政取り決めについても、国会として、その条約がどのように実施あるいは運用されているかを把握しておく上で必要と思われる重要なものは、締結後できる限り速やかに外務委員会に資料を提出することとしております。

この行政取り決めの国会への報告については、引き続き、この答弁の趣旨を踏まえて適切に対処いたしたいと思っております。

なお、御指摘のこの取り決め、交換公文につきましては、このような、資料を提出する案件に当たらないと判断して取り扱っておるものでございます。

○武正委員 当時の大平外務大臣でしうか、「その条約がどのように実施あるいは運用されているかを把握しておく上で必要と思われる重要なものは」ということでございまして、そうした重要なものではないという判断に当たると、国会には提出をされていないということでございます。

このところ、では、国会に、条約締結後、国会承認後に結ばれた交換公文をどの程度提出される

ているのかというところ、大変少ないのが実態でございます。

例えばアメリカとの交換公文は、平成十三年でございまして、国会承認条約は十六件、七百三十三件の行政取り決めがされておりますが、国会に報告された行政取り決め、交換公文はゼロでございます。そして十四年、十五年は一つ、日米地位協定二十四条について、十六年は三つ、日米租税協定、刑事共助条約、日本・ウズベキスタン航空協定ということでございます。

要は何を言いたいかというと、国会の関与を、民主党はこの四年間、当初の本法の審議のときから大変重要視してまいりました。ただ、残念ながら、この四年間、例えばこのテロ特措法に基づく交換公文についても、重要ではないという政府の認識のもと、国会に出されていない。

こういう中で、果たして本法が四年間どのような効果を上げたのか、あるいは諸外国とのようなかわりをしていっているのかといったことが十分審議に供しないと言わざるを得ないんですけれども、この重要でないという認識、これは、官房長官、やはり、このテロ特措法に基づくこうした交換公文、そのようにお考えでしょうか。お答えをいただけますか。

○町村国務大臣 先ほど官房長官が言われた第二のジャンルに入るといってお話なんだろうと思いますが、このテロ特措法関連の交換公文は国会承認条約ではないわけですね。これはあくまでも国内の法律でありますから、国会承認条約の実施、運用あるいは細目に関する行政取り決めではないわけでございます。

したがって、大平大臣の答弁との関係で申し上げれば、そもそも国会に対して資料を提出すべきものではないということがまず前提にあるということ踏まえた上で、なおかつ、重要なものであるかどうかという判断は政府みずからが判断をして、事案ごとに、今までも、御要望があればお出しをしたり、こちらから出したりしてきたというところでございます。

○武正委員 やはりこのテロ特措法に係る審議というものは、諸外国との間のさまざまな条約あるいは取り決め、これもすべてかわつてくるものでございまして、私は同様の扱いがあつてしかるべきというふうにお考えしております。

特に、この四年間の審議の中で、国会に政府は率先して提出をし、報告をし、委員会の審議に供すべきであるということを改めて指摘すると同時に、これまで一年間の延長を政府がもし求めるのであれば、さらに、これからこのような交換公文を結んだ場合にはこのイラク特別委員会なりに提出していくということを求めてまいりたいというふうに思います。

さて、お手元の方に資料を用意させていただきましたが、四ページをおあげいただきますと、これは防衛庁さんがつくられた資料ですけれども、海上自衛隊艦船による給油実績が、この四年間、棒グラフと、それから給油量は折れ線グラフで示されております。

月々で申しますと、ピーク時の四分の一まで特にことは減っている。年度ごとの総量でいえば、十分の一にことは減るのかなという推移が上半期されているわけでありまして。

一方、供給先を見てまいりますと九割はアメリカということですが、まず、給油実績が激減しているのを見ると、海上自衛隊艦船による補給、特に給油については役割を終えたのではないかとこの棒グラフなり折れ線グラフからうかがえるんですが、これについて、官房長官、どのようにお考えでしょうか。

○大野国務大臣 まず、給油実績というのは、委員御指摘のとおり減ってきております。最初の六カ月と最近の六カ月の給油量を見ますと大体八分の一ぐらいに減ってきているのかな、こういうことでございます。

この原因を見てみますと、まず、補給対象となる艦艇の大きさが小さくなっている、縮小している。そういうことでございまして、その点は、かつて補給艦にほとんど給油していたということ

もでございます。そのことをまず御理解いただきたいと思います。

ただ、給油の回数という点で見ますと、同じく、最初の六カ月そして最近の六カ月で比較しますと大体九割程度かな、回数の方はほとんど減っていないと言つて過言ではないと思ひます。

そこで問題は、今、こういう行動を通じて、抑止力、テロの脅威が世界各国に拡大するという抑止力、効果は当然のことでありまして、やはり非常に活動を効率的にしている、寄港地に余り寄らないで済む、こういう問題があります。そういうことで、OEF・MIOの効率性が大変大きな寄与をしていることでもあります。

それから、日本の場合、これは補給技術というのは大変高い技術水準を要するものでありまして、数時間にわたつて並行で走つていかなきゃいけない。並行で走りながら給油をやるわけですから高い技術と能力が必要とされておりますけれども、世界の補給技術というのは、日本が今ナンバーワンになっているということも御理解をちょうだいしたいと思います。

もう一つ申し上げますと、このような補給艦、大変大きな役割を果たしているわけでありまして、補給艦を数多く持つている国は余りない、このような問題もございまして。

ただ、あと一つだけ、これは余談でございますけれども、あつと触れさせていたきたいのは、思わぬ波紋がございまして、日本の海上自衛隊がフランスのプレストに寄港いたしましたとき、フランスの方から日本の艦隊に、今度はフランスの方から油を差し上げよう、こういうことで、三千万円相当の油をちょうだいいたしました。フランスに差し上げた油は六億円程度でありますから、まあ二十分の一でございますが、何となくそこにお互いの心の触れ合い、通じ合いみたいなものができてきているんだな、こんな感じがいたしております。

○武正委員 今、補給艦への補給が減っているというふうになつてしまつたけれども、具体的にどの

程度減っているのかお答えいただけますか。

○大野国務大臣 補給艦への艦船用燃料を給油した回数で見ますと最近一年で七回でございます。同じ時系列とりますと約六％ということでございます。

それから、開始以来で見ますと、ちよつと具体的にペンポイントの答弁はできませんけれども、開始以来で見ますと百三十五回で、全給油回数五百五十回の二五％でございます。だから、全給油回数の二五％、しかし最近の例でいいますと六％、こういうふうにご理解いただきたいと思います。

観点から、特に給油等のための寄港回数を減らすという意味での観点から、艦船用燃料に加え艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の補給も受けたいとの具体的な要請があったことを受けて、これを昨年十一月の基本計画変更時に実施したものでございます。

艦艇搭載用ヘリコプター用燃料については米、英、独、仏、伊、パキスタン、水についてはパキスタンについて実施したものでございます。ヘリコプターについては、基本計画において、艦船に対して行われるものに明確に限定をされているものでございます。

最終的な議論の詰めをやっているという段階でございます。

普天間を出ていくということは既にSACOの段階で決まっているわけですが、辺野古をどうするのか、あるいはその他の場所をどうするのか、今、最終的な議論中でございます。

○武正委員 次に、ヘリコプターへの給油と飲料水の提供を可能とする閣議決定をお答えいただけますか。

これは既に参議院の外交防衛委員会、我が党の白参議院議員に対して、防衛庁長官からは、これは各国からの要請である、そしてヘリコプター以外の航空機にも使用可能であるJPSという燃料であるということ、哨戒、警戒に使うヘリに使用をしているんだというような答弁があったわけなんですけれども、これは官房長官に、閣議決定です。ぜひお答えをいただきたいと思うんです。

○武正委員 私が聞いたのは、そういう意味では限定をされているんだと、閣議での決定のときに、限定した書きぶりをすべきではないのかという点なんです。その点についてはいかがでしょうか、官房長官。

○武正委員 民主党はこれまでも、マニフェストでも、県外移転を模索し国外移転を目指すということを打ち出しているのは改めて申すまでもございません。そしてまた、キャンプ・シュワブ周辺のジュゴンがいるあの海域に果たして飛行場を建設することがいかにということを、改めて問題があるということを指摘し、終わらせていただきます。

この閣議決定で、ヘリコプターへの給油と飲料水の提供を可能とする、これを加えた理由ということでお答えをいただきたい点なんです。そのときには、白参議院議員から防衛庁長官には、それならばそれで、ちゃんと警戒なり哨戒なり、そういう目的に使うということを閣議決定で明記すべきではないか。それが、ヘリコプターへの給油として飲料水の提供を可能とするのみですと大変幅広に解釈されてしまう、こういう指摘があったんですけれども、閣議決定でそうした使用についてしっかりと限定をしていくというやり方について、官房長官として閣議決定についての御所見を伺いたいと思います。

○武正委員 ただ、その前提には我々には伝わってこない、あるいは国会にもわからない。質疑でよくよく答弁を引き出すということですので、このテロ特措法に基づくインド洋の自衛隊艦船の派遣については、後ほど触れますように、イラク戦争へのかかわりなども懸念をされる、あるいはさまざま、もしかしたら、先ほどもお話があった第三国に燃料などが転用されているのではないか、あるいはアメリカ艦船が海上阻止活動ではなくてイラクに行っているのではないか、こうした数々の疑念があるんですけれども、防衛庁長官や外務大臣からは、それはもう信頼がある、両国の信義である、それについて疑うのはいかなるものかというようなニュアンスの御答弁もあつたぐらいです。で、私は、やはり閣議でもきちっと限定して決定をし、それを国会に報告あるいは国民に公表すべきだということを重ねて申し上げておきます。

○武正委員 それでは、最後の質問であります。ちよつと話題がかわりますが、普天間の辺野古への移転について、今どのような状況にあるのか、これは外務大臣、防衛庁長官、それぞれお答えをいただきたいと思ひます。手短でお願いしたいと思います。

○武正委員 冒頭、さきのバリ島でのテロ並びに九・一一テロ以降、関連する一連のテロで犠牲となつて命をなくされた方々に哀悼の意を表したいと思ひます。

○細田国務大臣 艦艇搭載用ヘリ燃料及び水の補給を追加した理由は、各OEF・MIOを実施しております各国から、オペレーションの効率性の

○細田国務大臣 これは当然限定されるという前提で議論をしておりましたので、特に問題はない、こう考えております。

○細田国務大臣 この矢印は、よく見ますと武器やテロリストの流れがこうであるというふうなことでございまして、よく読むとわかるんですが、油を供給したらそれらがここに向かうというふうな感じだとされているとそれは誤解でございます。誤解のある表現は避けた方がいいと思いますが、ここには、テロリストというものがどういうふうな広範に動いているかということに限定されて書いておりますので、御勘弁をいただきたいと思ひます。

○船田委員長 次に、達増拓也君。

○達増委員 冒頭、さきのバリ島でのテロ並びに九・一一テロ以降、関連する一連のテロで犠牲となつて命をなくされた方々に哀悼の意を表したいと思ひます。

さて、今回のテロ特措法でございますけれども、日本が、この法律に基づいて、いかなる活動に対してその協力支援を行うことになつていくのかを確認していきたいと思ひます。

冒頭まず、この法案には、タイトルを初め、「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活

○町村国務大臣 日米間で、できるだけ今月中旬ぐらいには取りまとめをしたいものだということでは

○町村国務大臣 日米間で、できるだけ今月中旬ぐらいには取りまとめをしたいものだということでは

○町村国務大臣 日米間で、できるだけ今月中旬ぐらいには取りまとめをしたいものだということでは

○町村国務大臣 日米間で、できるだけ今月中旬ぐらいには取りまとめをしたいものだということでは

○町村国務大臣 日米間で、できるだけ今月中旬ぐらいには取りまとめをしたいものだということでは

動」と書いてあるわけですが、この「諸外国の活動」というのは、よく話題になる海上阻止行動、MIOなどと呼ばれる海上阻止行動だけではなくて、いわゆる不朽の自由作戦、アメリカ初め各国がテロとの闘いとしてやっている不朽の自由作戦全体のことを指すものであつて、ですから、海上阻止行動のみならず、タリバン掃討作戦も含まれるのか伺いたいと思います。これは、法案提出者で、内閣。

○細田国務大臣 お尋ねのいわゆる九・一一テロに対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動といたしまして、現在、アフガニスタン及びその周辺地域において、米軍等を中心に不朽の自由作戦が実施されているわけですが、この不朽の自由作戦には、インド洋における海上阻止活動のほか、アフガニスタンにおけるアルカイダ及びタリバン残存勢力の掃討作戦も含まれているものと理解しております。

○達増委員 この不朽の自由作戦というものの全貌を理解するために、幾つか具体的な例を伺いたいと思います。

この不朽の自由作戦は、まず、アメリカ、イギリスが、十月に入って、自衛権の行使ということでアフガニスタンへの攻撃を開始するところから始まるのでありますけれども、そこにNATOが、NATO条約第五条、集団的自衛権の行使ということとを根拠に参加、また、組織として参加するほか、NATO加盟諸国がそれぞれ個別に作戦に参加しています。このNATO加盟国の個別の戦争参加については余り議論されていなかったのですが、ここでもっと取り上げたいと思います。

イギリスはペリタス作戦、フランスはヘラクレス作戦、カナダはアポロ作戦という名前をつけて、かなり大々的な活動を行ったと言われていると思います。

イギリスのペリタス作戦でありますけれども、二十二機の艦載機を搭載可能な空母イラストリアス、駆逐艦ザンプトン、フリゲート艦コーンウェ

ル、強襲揚陸艦フィアレス及び補給艦多数、また原子力潜水艦三隻、そういった部隊でインド洋に展開していった。

フランスのヘラクレス作戦は、やはり空母ですね、シユベールエタンターールなど攻撃可能艦載機を搭載した空母シャルル・ドゴールやフリゲート艦三隻、原子力潜水艦一隻、補給艦一隻で四七三タスクフォースというものを編成して現地に向かっている。

カナダのアポロ作戦は、フリゲート艦ハリファクスが、アメリカの空母や強襲揚陸艦の護衛、洋上補給また海上監視等に従事。

ちなみに、この三カ国は日本が給油している実績がある三カ国なんですけれども、これら三カ国が以上のような活動を行っていたということは事実でしょうか。

○大野国務大臣 我々も当然、今先生が御みずから御説明になったような報道を持っています。

一々これは繰り返して申し上げませんが、まずイギリスの方は、二〇〇一年十月から、アフガニスタン及びその周辺において、不朽の自由作戦の一環といたしましてペリタス作戦を実施中で、いまだ継続中でございます。もちろん海上阻止活動もイギリスは続けているわけでございます。

次にフランスでございますが、ヘラクレス作戦、二〇〇一年の十一月から、アフガニスタン及びその周辺において、不朽の自由作戦の一環として実施いたしております。海上阻止活動も実施しております。フランスはまだ継続中でございます。

それからカナダは、二〇〇一年十月から二〇〇三年十月まで、アフガニスタン及びその周辺において、不朽の自由作戦の一環としてアポロ作戦を実施いたしております。作戦期間中、テロ掃討作戦、海上阻止活動のほか、航空部隊による物資輸送等を行っております。

したがって、ペリタス、ヘラクレスはいまだ継続いたしておりますが、アポロ作戦は二〇〇三年十月までというふうに理解しております。

○達増委員 この不朽の自由作戦は第二次世界大

戦以来の大規模な海上軍事活動だという評価もあります。それで、今この特別委員会で議題となっているテロ特措法というのは、実はそうした軍事活動に全面的に協力支援できるような法律になっているのだということ、これは過去の審議の中で明らかになっているんですけれども、改めてそういったことを確認したいと思えます。

これは法解釈の問題なので内閣官房長官に伺いますけれども、今例に挙げたような活動に日本が海上自衛隊が協力支援活動を行ってもいいんですかという質問であります。

先ほど例に挙げたイギリスのペリタス作戦、その後の展開としては、空母イラストリアス、強襲揚陸艦フィアレスが途中で引き返しまして、かわりに、山岳戦や寒冷地戦を専門とする第四五コマンド部隊を乗船させたヘリ空母オーシャンを派遣しております。こういうコマンド部隊を乗船させたヘリ空母、そのヘリ空母からコマンド部隊が発進して山岳戦や寒冷地戦でタリバンと交戦するわけでありまして、これはそういうヘリ空母に海上自衛隊が給油をしてもいいという法律なのか。

同様に、さっき例に出しましたけれども、フランスの空母シャルル・ドゴール、シユベールエタンターールという攻撃可能な艦載機、実際これはアフガニスタンを爆撃したりしているんですけれども、こういう空母シャルル・ドゴールに給油をしてもいいという法律なのか。

カナダのハリファクスは、直接はアフガニスタン本土を攻撃せず、攻撃しているアメリカの護衛などを行っているわけですが、そういうハリファクスにも給油ができるのか。法解釈の問題としていかがでしょうか。

○細田国務大臣 テロ特措法は、いわゆる脅威の除去に努めることにより国連憲章の目的の達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して我が国が実施する支援措置等を定め、日本を含む国際社会の平和、安全の確保に資することを目的としております。

したがって、例えば不朽の自由作戦に参加する艦船の活動は、かかる目的に合致するものであることから、我が国が同法に基づく対応措置として、当該艦船への給油を実施することは、当該艦船がいわゆる非戦闘地域、すなわち、現に戦闘行為が行われておらず、かつそこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域にある限りにおいて可能であると考えております。自衛隊による対応措置は、いわゆる非戦闘地域の要件を満たす実施区域において実施されているものと判断しております。

○達増委員 今の答弁にございましたように、このテロ特措法というのは、いわゆる非戦闘地域の中で協力支援活動を行いさえすれば、給油など役務の提供を受けた、協力支援を受けた外国艦船が、その後、大規模な軍事活動を行うが、アフガニスタン本土の攻撃をしようが、タリバン兵を直接殺傷するような活動を行うが、そこは構わないという法律だということでもあります。

ヨーロッパだけでなく、アメリカについても例を挙げながら伺いたいと思いますけれども、不朽の自由作戦がスタートしたとき、アメリカは、十五機の爆撃機と並んで二十五の空母艦載機がアフガニスタンの爆撃を行っております。F14とかF18、エンタープライズ、カール・ビンソン、そういうアメリカの大型空母、駆逐艦や補助艦艇に囲まれて、船団で作戦を展開したわけでありまして、

そういう活動をする艦船、また、これはイギリスと合わせてですけれども、約五十の巡航ミサイルトマホークをアフガニスタンに撃ち込んでおりますけれども、こうした爆撃、ミサイル発射、こういう活動に従事する艦船に対する給油もテロ特措法可能ということでしょうか。

○細田国務大臣 基本的には先ほど申し上げた要件で活動しておるわけですが、日本としては、国際的な大規模な九・一一等のテロ活動、それからそれに対する国際的な協力、その枠内で、

日本国憲法の基本的な考え方、日本国の政府としてどこまで協力すべきかということで判断をして、国会にお諮りし、そしてこの給油活動についてお認めをいただいで実施しておるわけでございます。

したがって、現時点においてもこれは問題がないと考えております。

○達増委員 非常に大変な法律なわけでありまして、空前の戦争協力法なわけでありまして、

そもそもこういう法律が成立してしまつたことを問題とするわけですが、そういう法律に基づいて日本の自衛隊も活動を展開してしまつてゐる。そういった事態に対して国会としてきちんと関与していかないと、シビリアンコントロールがきかないままに、日本もいたずらになし崩し的に戦争参加をしていく格好になってしまいますので、では、一体どういふことをやっているのか、また、不朽の自由作戦全体、アフガニスタン戦争全体が今どういふふうになつてきているのかというような質問に移つていきたいと思ひます。

そこで防衛庁長官に伺ひますけれども、そういうわけで、海上自衛隊の給油活動というのは、戦闘活動に従事する空母とかあるいはミサイル発射駆逐艦でありますとか、そういった艦船にどんな給油していいという法律になつてゐるわけですけれども、海上自衛隊がタリバン掃討作戦に従事する艦船に給油した実績というのは実際あるんでしょうか。

○大野国務大臣 まず、海上自衛隊は、テロ対策特別措置法に基づいて海上で協力支援活動を行つております。タリバン掃討作戦を含む九・一一テロの脅威の除去のための活動に従事する米軍等の艦艇に給油を実施しておるわけであります。

しかしながら、給油をした艦艇が具体的にいかなる活動をするのか、これが問題でありますけれども、具体的な問題につきましては、我々としては、テロ対策特措法の趣旨に基づいて、米軍等が決定するものであるためにお答えができません、こういう状況でございます。

したがって、タリバン掃討作戦のために、何回、どのぐらいの量の給油をやつたのか、このことについては、事実上情報はいまありませんので、お答えすることはできません。

○達増委員 一国会議員としてしまして、また当委員会所属の委員といたしまして、麻薬流出の防止ですとか武器の流出防止というようなことへの協力支援と、アフガニスタンに対する空爆でありますとかミサイルを撃ち込んだりするような活動というのは、日本の協力がどちらの方に向いてゐるのか、あるいはどちらにだけ使われているのか、さらに言えば、その結果どういふ戦果が得られているのかというところは知りたと思ひます。ところが、この法律はそういうことを国会議員が知る事ができない法律になつてゐるということでありまして。

なお、さつき同僚議員から補給艦相手の給油回数、質問があつて、その際に、約五百五十回ぐらい給油の実績があるうち、最近の一年では七回だが、開始以来は百三十五回、大体二五％、補給艦相手に給油したという答弁でしたが、これはそのとおりでしょうか。

○大野国務大臣 そのとおりでございます。

○達増委員 これは実は、そもそも補給艦に給油してしまふと、その補給艦がそれぞれの国のいかなる艦船に再給油するのかというのがわからなくなつてしまふわけですね。それは大型空母に補給するかもしれないし、ミサイル発射駆逐艦に補給するかもしれないし、麻薬、武器の流出をチェックする小型舟艇に補給するのかもしれないし、相手は、相手は何に使つてゐるのかもわからない、何に使つてもいいという前提で補給してゐるということを変更して確認しなければならんと思ひます。この点、シビリアンコントロール、国会の関与という点で、どうも手が届かないところであるというやられてゐるという感を禁じることができません。

もう一つ、ヘリの燃料の件であります、先ほど

ど武正委員の質問の中で、ヘリ燃料の給油については、これは官房長官の方から、限定された任務のヘリのために使われているという趣旨の答弁があつたと思ひますが、まず、事態の問題ですから、実際、給油活動をしてゐる防衛庁長官の方に伺ひます。

これはさすがにヘリ一つ一つに何か突つ込んで給油してゐるわけではなく、タンクみたいなところに給油してゐるのが実態だと思うんですね。ということは、その給油されたタンクからいかなるヘリに給油してゐるかというのはつかめなかつたと思ひますが、防衛庁長官、いかがでしょうか。

○大野国務大臣 まず、昨年十月に基本計画を変更して、協力支援活動としてのヘリコプター燃料、水を追加いたしております。

これまでに五カ国に二十四回、ヘリコプター用燃料を供給いたしておりますけれども、これは相手のヘリコプターに直接給油するわけではありませんが、相手の艦船に給油するわけでございます。しからば、相手の艦船がそれをどういふヘリコプターに供給、給油するのか。これは我々は直接知るところではございませんが、したがって、相手のヘリの種類による区別はないと言つていいと思ひます。

ただ、OEF、MIOの活動内容を踏まえれば、艦艇に搭載されておりますのは哨戒ヘリが一般的でございます。海上自衛隊が供給しました油、これは艦艇に供給するわけですが、この油等はテロ対策特措法の趣旨に基づいて相手が使つてゐる、こういうことは確認しておるわけでございます。海上自衛隊が提供した燃料は同法の趣旨に反して使用しないことについては、各国とも、米

国等も十分に理解してゐるわけでございます。このことは我が国としても再三にわたつて相手国に確認してゐる、これが現状でございます。

○達増委員 我が国政府と相手国政府の間では、タリバン政権、タリバン兵を攻撃したり、アフガニスタンで戦闘を行うことは国連憲章を逸脱しないという理解でやつてゐるようですから、そう

いった活動に従事するののもオーケーということ、さつき例に出したように海上自衛隊はイギリスにも一度ヘリ燃料を供給していますが、イギリスも陸上戦闘部隊を運ぶヘリも空母に載せてゐるわけですし、いつそういうのに使うかは、まあイギリス次第ということなのであります。

アメリカについても、アバッチですとか、あとはブラックホークですとか、そういう攻撃ヘリが既に戦闘に参加してゐます。それが空母に立ち寄つたりすることが今後ないとは言えないわけでありまして、そういう意味で、私は、先ほど官房長官がおつしやられた限定任務、哨戒や偵察ですか、そうしたことに任務限定されることを前提にやつてゐるとおつしやつたのはちよつと矛盾するんじゃないかと思ひますが、官房長官、いかがでしょうか。

○細田国務大臣 具体的な運用は防衛庁長官に聞いていただきたと思ひますが、公海上で給油をして、多くは海洋上のさまざまな海賊行為その他の取り締まり等にも非常に効果的であるということがあつて、達増議員の言われたように、そのうち幾つかが本土に遠距離飛び立つて攻撃的なことをしてゐるんじゃないかという疑ひは、私は極めて小さいんじゃないか。今の役割からいって、我が国で、先ほど申しましたような方針に従つて運用するということは守られてゐるのではないかと考えております。

○達増委員 私がいろいろ懸念いたします背景には、最近、実はタリバンの反撃というのは強まつてゐる、アフガニスタンにおけるタリバンの戦いは激化する傾向にあるという報道があるからであります。

これは事実関係についての質問ですので外務大臣に伺ひますけれども、ニューズウィーク誌、九月二十六日、十月三日合併号によりますと、米軍はアフガニスタンでの戦闘で、ことし一年間で五十一人の犠牲を出してゐる。それ以前の三年間、去年までの三年間では六十人の犠牲だったにもかかわらず、ことし一年間で五十一人の犠牲を出し

ている。また、同誌によれば、タリバン側の兵の死亡数もかなり出ていて、過去四カ月で四百五十人のタリバン兵が殺されている。これは事実でしょうか。

○吉川政府参考人 事実関係でございますので、私の方から答えさせていただきますと思います。達増先生、今御指摘いただきましたニューズウィークの記事につきまして、死亡者につきましては、アメリカの国防省、ペンタゴンがホームページで数字を出しております。

それによりまして、これは先週十月十三日現在でございますが、アフガニスタン及び周辺国、パキスタン、ウズベキスタン、この三カ国でこれまでに戦闘で死亡した米軍兵は百十七名という数字を出しております。それ以外の、例えば病気で死んだとか、ほかの死因の人も入れますと二百一名ということになります。

アメリカ国防省の数字ではアフガニスタンのみの死亡者が何人であったかという数字は出ておりませんが、この周辺国、パキスタン、ウズベキスタン、二つ入っておりますが、圧倒的な大衆がアフガニスタンにおける死亡者ではないかと見ております。

○達増委員 ポイントは最近戦闘が激化しているんじゃないかということでありまして、特にここ一年の犠牲者が今まで三年間と同じくらいの数になっているという点はどうでしょうか。

もし具体的な数字がないとしても、ことしになって戦闘が激化しているというような認識を持っているかどうか伺います。

○吉川政府参考人 今のお尋ねはアフガニスタンにおける戦闘がこの一年間激化しているかどうかという点でございますが、これにつきまして、ことしの八月十二日に国連事務総長が安全保障理事会と総会に出しました報告によれば、アフガニスタンの南部及び東部の一部で治安状況の悪化が著しい、特にその攻撃数というのは、この一年間、二〇〇四年の五月とことしの五月を比べると四〇%ふえているという記述がございますので、私ども、

現場で確たることを言える材料を持っておりませんが、今の国連事務総長の報告は、今先生おっしゃったように、治安情勢というのは、この一年ぐらいいよくなっているのではなく、逆に悪化しているという見通しを述べております。

○達増委員 そういふときにこの法案をもう一年間延長ということは、これはかなり考え直した方がいいと思えます。

紹介したニューズウィークの記事は、アンホーリーアライズ、世界史に出てくる神聖同盟をもじって不神聖同盟というタイトルですが、これはどういう意味かといいますと、イラクとアフガニスタンのテロリストないしテロ支援の反体制勢力が手を結んでいるぞということがこの記事の趣旨でありまして、今までなかったような、イラク内の反体制勢力とアフガニスタン内の反体制勢力の結合ができて、武器の供与も密接になっている、訓練も密接になっている。そうした中で、アフガニスタン内のタリバン勢力は、これは新生アフガニスタンの防衛大臣が述べているとこの記事に紹介されているんですが、タリバンは、二〇〇一年末以来、最大最強の体制であると言っているわけですね。

そういうときに、そういった事実関係、事情がよくわからないまま、日本として、テロとの闘いへの支援協力一年延長を決めているのか。また、補給、燃料供給やいろいろな協力支援、その結果、米英初め、そういった国々がどういう戦いをこれからアフガニスタンで展開していくのかよくわからないまま一年間の延長をできるのかということ強く訴えたいと思えます。

これは本当に素朴な疑問でございます。外務大臣に伺いますけれども、この不朽の自由作戦、アメリカやイギリス、自衛行動ということですが、タリトして、そういう自衛の戦いが四年間も続いているんですけれども、この不朽の自由作戦を通じて、敵、味方、民間人、合わせて何人亡くなっているんでしょうか。

○吉川政府参考人 お答え申し上げます。

アメリカ軍につきましては、先ほど、ペンタゴンのホームページで百十七名の戦闘における死亡者が出ていたということを御紹介申し上げました。ほかの参加国では、例えばイギリスが同じような数字を発表しております。これによりまして、イギリスの軍人では戦闘に従事して死亡した方が四人でございます。

それでは、先生は敵、味方とおっしゃいましたが、タリバン側、武力行使の対象となったタリバン、アルカイダがどのくらいの死傷者だったのかということについての全貌は、残念ながら、そういう発表も出ておりませんので、明らかではございません。

また、それ以外の方、非戦闘員である民間人の死傷者、この辺についても、つまびらかにするような数字というのは出ていないと承知しております。

○達増委員 やはり、こういう状態でこれ以上この戦争に協力する法案を延長するということは、これはできないと私は思いますよ。

テロとの闘い、テロとの闘いと言うのですけれども、クリントン政権で政府高官を務めていたジョセフ・ナイ教授が日米欧三極委員会に提出したレポートに書いているんですけれども、「テロに対する戦争」という表現は誤解を招きやすい。軍事力はこの政策問題への主要な解決策ではないからである。」と。

これは全くそのとおりでありまして、テロ対策というのは本来警察問題なんです。九・一一テロも、基本的には、国内における爆弾の輸送、また航空機に乗り込む人のチェック。そもそも、テロリストが国内に入ってくるかどうか、入ったテロリストが国内でどう動いているかどうか、そういう警察の問題であつたはずであります。それに加えて、国際的な警察協力、情報の交換、外交的なテロ対策、また、テロの土壌、温床をなくしていくための開発援助、経済協力。

ジョセフ・ナイ教授は、そういったさまざまなテロ対策のスペクトラムを示しつつ、ただし、あ

る国ないしに匹敵するような集団がテロ支援をしているとかテロリストをかくまっているとか、そこを攻撃しなければならぬ場合には軍事力による解決もその部分においては認められるということ述べていて、全くそのとおりだと思います。テロとの闘いというレトリックで軍事力中心の体制を国際社会としてつくっていくのは非常に問題があると思えます。

しかし、アメリカ政府は、今、どちらかというと軍事力中心のテロとの闘いを引っ張っているというところを進めておまして、十月十二日、これは空軍基地での演説ですから、軍人向けの演説なので多少そういう背景はあったかもしれませんが、先週、ちょうどラムズフェルド国防長官が、このテロとの闘いについてわかりやすい演説をしております。

私の翻訳でございますけれども、幻想にすぎない防衛の陰に隠れておびえていることが米軍の任務ではない。なぜなら、防衛は機能しないからだ。唯一の防衛は攻撃を続けることだ、テロリストがアメリカをたたく前にテロリストをとめるために。グローバルなテロとの闘いにおいてアメリカのゴールは一つ、それはビクトリー、勝利だ。無条件、無謝罪、無譲歩の勝利だということをラムズフェルド国防長官は公式の演説でしゃべっている。

一方で、同じアメリカですけれども、これはカーター大統領の安全保障担当補佐官をやったブレジンスキー教授、「ザ・チョイス」という本が最近日本語訳されて、そこでブレジンスキー教授が言っているのは、「テロに対処するためには、テロリスト自体を排除するだけでなく、いかなる方法を用いてあれ、彼らの正体をつきとめ、その行為の裏にある政治的衝動に働きかけるための慎重な作戦が必要になる。」「アメリカは権力と軍事力だけでその覇権を維持することはできない。弾圧は新たな敵を生み出しこそすれ、敵が民主主義の隙間からしのびこんで、内側から攻撃することほとんど防げない。アメリカが大切にしている

国内の生活と自由を守りたいのならば、世界で優位に立つ者としての正当性を維持していかなければならない。それは、助けを求める者を支援するだけではなく、同盟国と真に協調することである。そして何よりも、現代の世界的混乱の複雑な本質を把握するために協力しあうことだ。」

まず、日本政府として、アフガニスタンで今何が起こっているのか、これから何が起きようとしているのかということとをきちんと把握した上でなければ、このような延長法案を出す資格もないと私は言いたいと思います。これからどうなっていくのかわからないようなところに、何でもありの協力支援法案を一年延長するということの危険性を重ねて指摘したいと思います。

もう一つ、タリバン掃討作戦関係の質問をしてきましたけれども、実は、海上阻止活動への協力支援というものが結構危険だし、かなり武力の行使そのものに近いことをやっているということではないかと思えます。

これは防衛庁作成の資料で、海上自衛隊は二十七回不審船を発見してアメリカ等に通報しているというんですけれども、その不審船というのは、武器を持ったタリバン兵やテロリストが乗船しているケースがあるんじゃないかと思えます。現に、やはり防衛庁の資料で、平成十六年九月に、人員の負傷や船舶の損傷がある船が乗船検査を受けたと。人員が負傷したり船舶が損傷している船というのは、これは戦闘行為を行った船でありましょう。

したがって、海上阻止行動という麻薬のチェック、武器流出のチェックという行動も、実はいつ戦闘になってもおかしくない、また現に、既に戦闘が行われているかもしれない、そういう活動だと思えますが、防衛庁長官、いかがでしょう。

○大野国務大臣 まず、海上自衛隊の情報の提供という問題であります。

これは海上自衛隊の艦船は、船舶の船籍、船名について、不審な船があればこれを多国籍軍の軍

隊に通報する、こういうことをやっているわけでごいまして、現在まで記録に残っている範囲では三十二回、今増増委員、二十七回とおっしゃったように思いますが、三十二回実施いたしております。

通報するだけでありまして、これは海上自衛隊の自衛官が相手の船に乗り込んでいくわけではありませんが、それから後、どういうふうな状態になっているのか。米海軍等との情報交換により、テロ活動に従事している可能性がある船というのはある程度わかるわけでありまして、この情報は合致して、アメリカにも通報しているわけでありまして、これから先、通報した船舶の調査についてはアメリカがやっているわけでありまして、この船が実際にテロ活動をやったのかどうか、具体的な調査結果がわからないんですね。

私はこれはおかしいと思っています。防衛庁長官をやっております、こういう情報はもともとアメリカから提供を受けるべきだ、こういうことで、私はアメリカの高官に会うたびに、もう少しテロの情報、全体像がわかるように説明してくれないと、日本でも、このテロ活動は何をやっているんだ、実際に効果があるのかどうかという議論が起こってきますよ、こういうことを言っているわけでごいします。

それと同様に、先ほど、戦闘行為をやった船というお話がありました。これにつきましても、戦闘行為を行った船ではないかというのとは私どもが調査しているわけではありませんが、アメリカからそういう状態の船があったという情報のみでございまして、具体的にその船が戦闘行為をやったのかどうか、これもまたわからないわけでありまして。

私は、これから改善すべき点の一つとして、もっとも、我々は油を供給する、水を供給する、これだけで終わつたと考えちゃいけない、その行為がどういふような結果なり効果をもたらしているのか、そこまでちゃんと、参加はしませんけれども、情報だけは得ていくべきだ、このように思っております。

ております。

○達増委員 やはりいろいろわからないまま危ないことをやっているなと思えますが、もう一つ、これは法解釈なので内閣官房長官に伺いますけれども、戦闘参加者の捜索救助活動です。

これはあくまで非戦闘地域で行うというんです。戦闘参加者が、けがした兵隊さんが、まあ海上を漂ってくるのか、そういう場所というのは本当に非戦闘地域なのかということ。限りなくそこは、戦闘地域がこちに来ていると言っているような、負傷兵を追って敵が来るかもしれないわけですし、ですから、戦闘参加者の捜索救助活動を基本計画に盛り込むというのは非常に無理があると思うんですが、いかがでしょう。

○細田国務大臣 テロ対策特措法に基づく捜索救助活動については、我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつそこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施しなければならぬこととされているわけでごいします。

万一期せぬ情勢の変化が生じたとしても、実施区域の指定の変更、活動の中断といった対応をとることによって、戦闘が行われている地域で当該活動が実施されないことが担保されていることから、御指摘のような心配は当たらないのではないかと考えております。

○達増委員 時間ですので、終わります。

○船田委員長 次に、神風英男君。

○神風委員 民主党の神風英男です。前国会に引き続きまして、今国会でも当委員会に所属をさせていただくことになりました。よろしくお願いを申し上げます。

まず、本題に入る前に、前国会から多少気になっておりました問題について最初にお伺いしたいと思いますわけですが、

七月ごろまで、外務省から出されている最近のイラク情勢というペーパーに齋藤昭彦さんの事件についての記述があったわけですが、最近はその記述もなくなったようでごいしますが、その後、

この齋藤昭彦さんの事件についての新しい情報なり、何か進展した状態、状況というのはございしますでしょうか。

○谷崎政府参考人 お答えいたします。

本件の御質問でございますけれども、五月八日に齋藤氏を含むハート・セキユリティー社の警護車列が襲撃されたわけでごいします。その後、二十八日にイラク武装組織でありますアンサル・スナがウエブサイト上で齋藤氏だとする映像を掲載いたしました。その中で、同氏が死亡した旨の声明を出しております。

この映像につきまして、齋藤氏の御家族、ハート・セキユリティー社の方々に照会し、また我が国の警察当局にも識照を依頼しました。その結果を総合いたしますと、まことに残念ながら、映像の人物は齋藤昭彦氏と考えざるを得ないという結論を得ております。しかしながら、齋藤氏の死亡につきましては最終的な確認ができていないというところもございしますので、外務省としましては、引き続きイラク、関係国、ハート・セキユリティー社とも連絡をとりつつ、関連の情報入手に努めているところでごいします。

○神風委員 実はことしの一月に、全く一面識もない二十五歳の青年が、私の名前を気に入ったのかどうかわかりませんが、秘書になりたいということで事務所を訪れてまいりました。いろいろ彼と話をしておりまして、彼の履歴とかこれまでの経歴の話を聞いておつたんですが、実は平成十五年、今から二年前に、フランスの外人部隊に入りたいということで、実際にフランスに単身渡って外人部隊の門をたたいたそうでごいします。その後、約一カ月半ぐらいの試験期間というのがあったらしいんですが、それに見事彼は合格をしまして、実際に実戦の配属になる前になって、気を取り直して、契約をせずに日本に帰国をしたというところであるわけですが、そのときの面接官がまさに齋藤昭彦さんであつたということでごいします。

彼の話によりまして、その当時にも三十数名の

日本人のフランス外人部隊の兵隊がいた。通常は、非常に貧しい国から、食えない国から外人部隊に入っていくというパターンが多いようですが、西側の先進諸国、非常に豊かな日本という国から行っている人間は世界でも珍しい存在であったというような話もしていたわけでありましたが、彼自身も自衛隊の出身者ではなかったわけでありました。実際に、その一カ月半の試験の中で四人ぐらいの日本人に会ったということでありまして、そのうち一人だけが自衛隊の出身者であった、あとの三人は民間人、その三人の中にはスナイパーの方も一人いらつしたという話でございました。

今、彼自身は、おかげさまで私の事務所の方で、実弾を使わない、選挙戦を目指した地上戦の方に参加をさせていただいているわけですが、身近にそういう人間がいるものですから、この種の若者というものが潜在的に日本に結構多いのかなという気が私自身はしているわけでありました。

そこで、ことしの五月十二日であったと思いますが、当委員会において民主党の首藤議員が、フランスの外人部隊あるいは民間の軍事会社、PMCと呼ばれるような、そういうところに日本人あるいは自衛隊出身者が一体どれくらいいるのか調べてほしいといった質問をしていたと思いますが、その後、その確認の状況がどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○谷崎政府参考人 今御質問にございましたフランスの外人部隊の中に日本人がどれだけ含まれているかということでございますけれども、私ども、フランスの外人部隊の出身国別の内訳ということで、国別ではございませんけれども、地域別というものは情報入手しております。

それによりますと、極東諸国ということで、全体の中で五・七％、約四百人がおるということでございますが、日本人が具体的にどれだけ含まれているかということにつきましては、残念ながらまだ日本人の数については把握し切れていないという状況でございます。

○神風委員 恐らく、西側の先進諸国から来ている中で日本人の比率というのは結構高いんじゃないかなという気がしております。ある新聞報道によりますと、二〇〇三年の入隊者ですが、一位がルーマニアの百三十八人、ポーランド六十五人、ハンガリー五十八人、ロシア五十四人、スロバキアは四十五人、多くが旧東欧の諸国から来ている兵隊であるということですが、ぜひこちら辺も正確な情報というものを調べていただきたいと思うわけでありました。

その一連の首藤議員の質問の中で、先般、大野防衛庁長官が、こうした「自衛隊を退職した方々がいかなる企業でどのような仕事をしているのか、これは、個人的な問題であります、私的な問題であります。防衛庁といたしましては、それは全く把握いたしておりません。退職者全員の再就職先や勤務実態等は把握いたしておりません。したがって、わかりません。」と、まことに正直に答えられているわけでございますが、この御認識は今でも変わりがないのか。私自身は、少なくとも自衛隊出身者に関しては何らかの把握をしておく必要があるんじゃないかなという気がするわけですが、いかがでしょうか。

○大野防衛大臣 これは、もし追跡調査をするとなると、莫大な仕事になってまいります。追跡調査をすることが果たして何らかの役に立つのかどうか。

今、神風先生のお話では、やはり追跡調査して、そういうような雇われ兵隊みたいなことになっているのか、こういうこともきちっと把握したらどうかと、そういう意味じゃ有意義な話だと思います。全員についてそれを果たしてやる必要があるのかどうか、こういう問題があるものですから、十分検討はしなきゃ、私はここで軽々にイエスということはいえないのでありますけれども、先生のおっしゃるいいところもあれば、いや、これに対して莫大なコストがかかるな、こういう面も考えなきゃいけない。現在のところは、私どもは、ずっとそういうふう

な追跡調査をして、何年何月に自衛隊におつた者が今どうしているというようなことを調査するつもりは全くありません。

○神風委員 仮に再びこうした齋藤昭彦さんのような事件が発生した場合、日本という国家としてどう対応していくのかという問題があらうかと思っております。つまり、民営化の話は郵政だけではなくて、もう世界では戦争の民営化が相当進展をしているという状況であるわけでありました。この記事によりますと、イラクで働くPMCの外国人社員はおよそ二万人から四万人いると。この人数はアメリカ兵の十五万人の次で、イギリス軍、九千だと思いますが、イギリス軍を超えて二番目に多い外国人要員となっている。実に、イラクにいる外国兵の十分の一がPMCの派遣した戦争請負業の社員となる。これは湾岸戦争時の約十倍であるといった情報もあるわけですが。

現在、国家の軍隊とある意味では民間の軍隊、この垣根が相当低くなってしまっている。つまり、傭兵とPMC社員のこうした関係が相当複雑になっているんじゃないかな。PMCというのは、これはあくまでも民間企業で、ビジネス原理で稼働していく営利組織、戦争で利益を得る会社組織であるわけですが。

仮に、例えば齋藤さんのような存在の方がこういったPMC、この場合にはハート・セキユリティー社ということになると思いますが、そこで戦争任務に従事している中で、非戦闘員というのか、非武装無抵抗の人を殺傷したということになれば、ある意味では、日本の刑法の三条、日本人の海外での犯罪ということにも該当して処罰をされるということにもなるかと思えます。ちよつと、この刑法三条の問題は通告をしていなかったのどの範囲までお答えいただけるかわかりませんが、これについてはどういう御認識でいらつしますか。

○町村防衛大臣 ちよつと私も不案内でよくわかりませんが、一般論で言えば、日本人が海外で犯した犯罪で、要件に該当すれば、それは日本の刑法の処罰の対象になり得ることはあるというところではあります。

○神風委員 そうした点を考えますと、これからますます、PMCというようにないいわゆる民間軍事会社の存在というのは恐らく世界の中では拡大していく一方であらう。そういう中で、日本からフランス外人部隊であるとかそういったところに入っていく方もこれからふえていく可能性もあるわけですから、そこら辺を十分に対応していただきたいなと思うわけでございます。

それでは、本題の方に入りたいと思いますが、午前中の長島議員の質問とも重なる点でございます。ある意味では、この点について正確な説明責任というかしつかりした御回答をいただきたいと思うわけでありました。

テロとの闘いというのは、これは永遠に続いていく、今の状況では半永久的に続くような状況にあるわけでありました。そうした中で、今回、テロ特措法、再度の一年間の延長ということであるわけですが、逆に言えば、どういう状況、どういう条件が成立すれば撤収ということになるのか。

逆に、今回一年間延長せざるを得ないというのは、その条件がまだ成立していないから一年間延長するんであらう。そして、一年間たてばその条件が成立するという見込みの中で、今回、二年ではなくてあえて一年間の延長を決定されたということであらうと思えますが、それでは、一年間たてば成立するであらうという撤収の条件というのは一体何なのか、それについて明確な回答をお願いいたします。

○大野防衛大臣 まず第一に申し上げたいのは、やはり、ウサマ・ビンラディン、アルカイダなどの主要幹部が捕獲された、それだけではテロの脅威はおさまらない、終息しない、このように思います。

そうしますと、テロとの闘いというのはどういう時点で終息するのか。海上活動の成果もなくなってくるような場合、あるいはテロの脅威がどの程度減少したらいいのか、こういう問題が一つ

あります。これは、テロが長期化する、テロが冷戦のような状態じゃないか、こういう背景でございいます。

それから、もう一つ考えなきゃいけないのは、そのようなテロ掃討作戦が継続する一方において、アフガニスタンでどのような政治プロセスがとられているのか。例えば、大統領選出、この問題はもう済んでおりますが、首都カブール周辺における治安維持活動や地方都市における治安の維持復活活動がどのようになっているのか。

こういうふうな、常に注目していかなきゃいけない背景で長くなるということと同時に、よくなるような状態がどんな情勢の変化によつて来るかもしれない、こういうことも注目していかなきゃいけない、私はそのように思っております。

また、もう一つ申し上げたいのは、どちらかというと、インド洋における海上自衛隊の活動というものが余り議論されない。そして、どのような効果があつてどのようなニーズがあるんだ、このこともきちっと国民の皆様にお伝えしていかなきゃいけない。そういうような要素が私はあると思います。

したがって、このようなアフガニスタン内外の情勢がどう変化していくのか等々を見ながら、きめ細やかにこの問題を注視していく。したがって、一年後におきまして、日本がやっていることはどういう効果があるんでしょうか、こういうことを十分御議論いただく。そういう議論がなくなつたとすれば、一年後に、もう必要性がないんだという判断もあろうかと思ひます。

しかし、私は、今インド洋における自衛隊の活動というものはいろいろな局面があつて、その中で一番大切なことは、どういうニーズの中で、どういう必要性の中でどういうことをやっているんだ、このことを御議論いただく御判断いただく、それが、二年に一度よりも一年の方がいいじゃないか、私はそう思ひます。それからもう一つは、一年後に情勢が変化しているかもしれない。だから、そういう意味で、私は、一年というの

は大変妥当な判断だと思っております。

○神風委員 今の長官の回答ですと、いろいろな情勢分析をするために期間をより短くした方がいいから、今回一年で延長するんだという理解でよろしいんですか。

○大野国務大臣 大変情勢が変化していく可能性が大きい。したがって、必要性というものについてやはり考える必要があるだろう。そういう意味で、一年間でそのような議論をやるようにしておいた方がいいのではないかと、私はそのように思ひます。

今まではそういう議論が、国会の中でも世の中でも、余りインド洋での海上自衛官の活動というのは、ニュースで報道されることが少ない。それから、国会でも、きょうは本場にこういう御議論をいただいて、私、感謝申し上げますけれども、ふだんは余り出てこないんですね。そういう問題をきちんと我々は考えて、テロとの闘いをしっかりとやっていく、しっかりと考えていく、そういう意味で、私は、一年というのは大変妥当な選択だと思っております。

○神風委員 私を含めて多くの方が、今回、二年の延長ではなくてあえて一年にしているというのは、一年たてば撤収の条件が成立して、その時点で撤収する、つまり三回目の延長ということはあり得ない、そういう判断の中で一年間の延長であらうという気でおつたわけですが、今の長官のお答えを聞くと、逆に三回目の延長もあり得るんだと。

つまり、いろいろな情勢分析をするのに二年よりも一年の方がいいんだ、場合によつては半年の方がいい、そういう形で、その情勢分析を判断するための期間が短い方がいいから、今回、一年間の延長にするんだ、そういう御趣旨のように受け取れるわけですが、そういう理解でよろしいですか。

○大野国務大臣 先生の御理解、半ばそのとおりでございます。

よ。だから、そういうことを今から予断を持って判断できません。テロというのは、長い闘いになるかもしれない、忍耐の要る闘いになるかもしれない。と同時に、情勢の変化がありますから、私は、終わるならば早目に終われる可能性も残しつつ、きちんと日本が国際社会の中で協力していく道筋、これを考えておく必要がある、このように理解しております。

○神風委員 ということは、一年後にも一回見直して、三回目の延長もあり得るということですね。

○大野国務大臣 これはそのとおりでございます。可能性としては残っております。

○神風委員 今の長官の答えを聞いて、認識を私も新たにいたしました。長島議員が言っていたように、恒久法をつくっていく方向でぜひ御検討をいただきたいと思っております。

それに加えて、現在、インド洋上で海上阻止活動を実施している多国籍軍の中に、昨年の七月からパキスタンの海軍も参加をしているということでありましたが、今回の地震の影響というのは出ていないのかどうか。つまり、継続してパキスタンのも、現在、海上阻止活動に参加しておるんでしょうか。

○大野国務大臣 今、先生の御指摘のような角度からの情報はまだ得ておりません。

そういうことで、現在、パキスタンのインド洋における活動も継続されているものと思料しております。

○神風委員 報道によりますと、パキスタンが活動を続けるには、海上自衛隊からの無償の燃料であるとか水の提供が欠かせない状況である、補給回数についても、アメリカ海軍に次ぐ回数に上つていくというところであるわけですが、現在、どの程度補給の回数というのか、補給の状況がなっているのか。日本からパキスタン海軍への補給の割合というんでしょうか、比率が現状でどうなっているのか。また、日本が仮に撤収した場合に、パキスタン海軍も撤収せざるを得ないというような状況になるのかどうか。ちよつとその点についてお答えいただきたいと思ひます。

○大野国務大臣 まず第一に、パキスタンの艦艇に対してどの程度の油等を供給しているか、こういう問題であります。

艦艇用燃料は、これまで五十六回供給いたしております。全体五百五十回に比しますと約一〇％であります。それから、量でいいますと、四十一万キロリットルの中の八千四百キロリットルでありますから二％程度であります。

ヘリコプター用燃料であります。五回、全体二十四回中の約二〇％でございます。量にいたしますと六十キロリットルであります。全体の一六％であります。

水につきましては、三十五回供給いたしております。そして、これは一〇〇％、パキスタンにのみ日本の水は供給しているという状況でございます。

そこで、パキスタンがこの海上での活動から撤退したらどうなるんだろう、撤退ということはどう考えるんだ、こういうお尋ねでございますけれども、これは、日本がもしこういうような給油、給水活動をやめるとすれば、パキスタンは撤退せざるを得ないだろう、こういうのが国際的な評価になつていくところでございます。

特に、パキスタン海軍のインド洋上における活動については大きな意味があるわけでありまして、その意義というのは、パキスタンは海上活動に参加している中では唯一のイスラム教国でありますけれども、OEF・MIOに参加しているというところは、大変大きな、重要な効果的なことだと思っております。我が国といたしましては、そうした意味からも、パキスタンの取り組みをできる限り支援していきたい、このように思っております。

いずれにしても、パキスタンの艦艇が港へ寄る回数を減らせるとか、そういう意味ではオペレーションの効率性に大いに寄与しているわけでありまして、また、我が国による水の補給により

まして、どちらかというところバキスタンの艦艇の造水能力は大変低いわけがございますので、これを補完して、バキスタンの乗組員の生活環境の改善などに日本の海上自衛隊の給水活動は大いに役立っている、私はそのように思っております。

○神風委員 今回のバキスタン大地震がムシャラフ政権に与える影響について伺いたいわけですが、これまで六回死にかけたと御自身のホームページでも明らかにしているムシャラフ大統領であります。アルカイダによる暗殺未遂だけでも何度となく繰り返されて、いつ暗殺されてもおかしくない、不思議ではない状況にあるわけがあります。

そうした環境下にあつて、今回の大地震に、国際テロ組織、そういったものがついでに、ムシャラフ政権の弱体化というようにすることはあるような事態になれば、かなり危険な状態になるのである。恐らく、アフガニスタンを含めて周辺諸国、バキスタンが大混乱に陥るという状況になるのか、という気はしておりますが、そうした分析を今どのようにされているのか、教えていただければと思います。

○町村国務大臣 まだ地震発生後間もないことであるので、正確な情報はなかなかわからない部分もございますけれども、とにかく今政府は全力で復旧復興に取り組んでいるという姿勢だろうと思います。

そういう中で、ムシャラフ政権が何かテロリストたちの活動によって不安定化しつつある、あるいはテロ組織が非常に活動を活性化させているというような情報には接していません。

ただ、地震後であってもやはりテロ対策はしっかりとやっておられるようでありまして、十月十二日、十月十四日それぞれ、過激派と目される活動家を逮捕しているというような報道がありますので、政府としてしっかりとテロ対策は、地震があつたわけでありまして、しっかりとやっているという姿勢には変わりはないように思います。

○神風委員 ムシャラフ政権は、旧タリバン政権

と決別をして、現在、反テロでアメリカと協調姿勢をとっている。そうした中で、今回の地震をきっかけに政情が不安定化するようなことになれば、ある意味ではテロとの闘いにとっても非常にまずいシナリオになるであろう。

そういう中で、日本も二千万ドルの無償支援を決めたようではございますが、むしろ、ここでいっそかなり大胆に方針転換をするのも一つではないかな。

つまり、現在の給油活動、ピーク時の四分の一の供給量にまでそのニーズが落ちている。いろいろな新聞報道を見ても、その必要性であるとかあるいは効果には疑問だらけである。中には、海上の無料ガソリンスタンドであるといった悪口まで言われているような状況であるわけですね。

そういうことではなくて、むしろ今回のバキスタン大地震への支援体制というものを強化した方が、ある意味では必要性が高く、また結果的にはテロとの闘いという観点からもあるに実効性がある。ある意味で日本らしい、先ほど防衛庁長官もおっしゃっていましたが、何をやっているのかわからないような支援ではなくて、ある意味で日本人が誇りを持てる支援になるのではないかなという気がしておりますが、そういったことについてはどういってお考えでいらつしやるのか、お聞かせをいただければと思います。

○大野国務大臣 まず、今四十分の一に給油量が減つたというお言葉でありましたけれども、これは過去のある一月をとりますと、ある一月で四万キロリットル供給している月がございます。ある一月をとりますと、千キロリットルしか供給していない月もございます。

したがって、四十分の一というのはそういうことをおとりになつたのかなと思うわけでありまして、先ほど御説明申し上げましたが、出だしの六カ月と最近の六カ月、こういうふうに見てみますと、大体八分の一ぐらいに量は落ちてきています。ただし、繰り返しになって恐縮ですが、回数はほとんど変わらない。最初の六

カ月と後の六カ月をとってみますと約九割の回数になつていくということで、我が国の活動というのは、大変、そういう意味では、縮小しているのをどう考えるかという意味で考えていただきたいと思ひます。縮小というのは、当初は船が大型であつた、補給艦が対象であつた、こういう問題がありました。今は、油を受け入れる船が小さくなつていく、こういう問題があります。

いずれにしても、我が国の高度な給油技術、それから給油を受ける艦艇が寄港する回数が減るということでもオペレーションが非常に効率化していく、こういうことは御理解をいただきたいと思ひます。

そこで、それは一方に置いておいて、やはりバキスタンの今回の地震問題につきましては、防衛庁もいち早く対応して事に当たつておるところでございます。詳細についてお尋ねがありましたらお答えいたしますが、私は、今、両面できちつとやっていくべきだ、このように思つております。

○神風委員 ぜひ、本日に日本人が誇りを持てる、そういった支援体制をつくつていただきたいなと思つておりますが、もう時間もなくなりましたので、最後に一点だけ、イラクについても伺つておきたいと思つております。

先般の十月十一日の本会議において、公明党の佐藤議員の質問で、サマワの治安権限がイラク側に移管されても陸上自衛隊の安全確保に支障はないかという質問がございました。それに対して、大野長官が

陸上自衛隊派遣部隊は、安全確保に必要な装備を携行するとともに、事前に十分な訓練を実施しているところでありまして、また、宿営地内外において各種安全確保策を実施いたしております。いずれにせよ、これら施策により、比較的治安が安定しており、治安組織も育成されつつある現地ムサンナ県の状況下で、みずから安全確保を図ることが可能であります。

以上でございます。

と言い切つておられるわけですが、いつから、

イギリス軍とオーストラリア軍が撤退しても支障はない、必要ないということになつたのか。

つまり、ことしの二月の下旬にオーストラリアのハワード首相が小泉総理の要請を受けて、サマワに派遣されている自衛隊の安全を確保するためとして四百五十人の兵員を増派した。しかも、オーストラリア国内ではその増派反対が七割以上に上るといふ大変な反発の中、ハワード首相が、多くの国民には不人気だろうが、日本との関係も重視して、苦渋の決断として増派をしたわけであり

ます。

それを、日本の防衛庁長官が、日本の国会、本会議の答弁で、自衛隊はみずから安全確保を図ることが可能であつて、オーストラリア軍が撤退しても支障はないという発言をしているというのであれば、何もわざわざ自分たちが危険を冒してまで日本の自衛隊を守つてやる必要はないということになつて、即刻撤退するという方向に傾くと思ひますが、これについてどういふ御認識でいらつしやいますか。

○大野国務大臣 まず、イギリス軍、オーストラリア軍の撤退問題であります。これは、いずれにしてもそういうようなことは決定もいたしてありません。

ただ、問題は、御存じのように、段階的な治安権限移譲の条件策定に関する共同委員会というのがつくられておまして、そこで問題点は、イラクの治安部隊の能力はやはり大きな問題だな、これが一つの要素です。

それからもう一つは、イラクの武装勢力の脅威のレベルをどう考えるか、こういう問題があります。

それからもう一つ考えなきゃいけないのは、現地の情勢は極めて柔軟的に考えていかなきゃいけないんじゃないか。変更される可能性があるから、今、いつから撤退するといふような議論はなかなか難しいな、こういうことが言われておるわけがあります。

逆にまた、今、いつから撤退するよ、こういう

ようなことが議論になりますと、相手方は、地元  
の武装勢力は、じゃ、それまでじっとおとなしく  
して、撤退した後頑張ろう、こういうように  
敵に塩を送るようなことになりすから、こうい  
うことは今申し上げたような共同委員会で議論さ  
れ始めておりますが、イギリスとかオーストラ  
リアがいつどうするということは一切ありません  
し、そういう決定はなされていない、これが一番  
の問題であります。

それから、二番で考えますと、先ほど本会議で  
申し上げましたようなこととございますから、  
我々はそこは安全にみずから守っている。し  
かしながら、ここが大事なところなんです、オ  
ーストラリアなりイギリスのマンデート、負託条項  
というのは、やはりイラクの治安を維持すること、  
そしてイラクの治安部隊を養成していくこと、育  
成していくことであります。だから、イラクの治  
安がよくなって、イラクの治安部隊が育てば引き  
揚げていく。

日本は、それプラス人道復興支援という問題が  
ありますけれども、そういう意味で、私どもは、  
日本は十分にそういう安全措置を講じているし、  
訓練もしているし、情報収集もしておるし、そし  
て、治安が他の地域に比べて非常に安定、非常  
にと言いましかられますので、取り消して比較  
的と言いましすけれども、比較的安定している。  
そこでもしオーストラリアとかイギリスが撤退と  
いう、これは全く仮の話ですけれども、そういう  
ことになるということは、イラクの治安がそうい  
うイギリス、オーストラリア部隊から見ても安定  
し、かつ地元のスアワの治安部隊が育った状況、  
そういう状況を推定しているわけでございます。

○神風委員 最後に一点だけ。

先般の新聞報道でも、十月の十二日にオースト  
リア軍が襲撃を受けたというような報道がござ  
いました。オーストラリア軍は自衛隊の警護も  
担っているという報道でございましたが、みずか  
らの安全確保を図ることが可能であると言いつ  
たということでしょうか。

○大野国務大臣 我々は、そのような安全確保の  
ために最大限の措置をし、努力をいたしております。  
その上で、世の中には絶対というものは絶対  
に言っちゃいけない、キッシンジャーの言葉であ  
りますけれども、我々としてはベストのことをや  
らせていただいている。外国と違うのは、オース  
トラリア、イギリスは治安がよくなるから撤収す  
る、日本の場合は治安が悪くなって非戦闘地域に  
なれば撤収する、ちよつと考え方が違うのであり  
ますけれども、我々の場合は、治安がよくなって  
撤収するようなことがあっても、我々は治安もみ  
ずからの手で守ることができ、その詳細につい  
てはきょうはもう御説明しませんが、そういう理  
解しております。

○神風委員 時間が参りましたので終わりにしま  
す。ありがとうございます。

○船田委員長 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 民主党の古本伸一郎でございます。  
私からも、引き続き、時限立法である本法を一  
年に限って延長するというこの事案につきまして  
質問をさせていただきたいと思っております。

手元に、防衛庁から「テロとの闘い」と自衛隊  
の活動」という大変わかりやすいパンフレットと  
いいますか、いただいておりますので、少しこれ  
に沿いながら伺ってまいりたいというふうに思  
います。

まず、我が党の基本スタンスといたしまして、  
テロとの闘いというのは、これはなるほど国民的  
な共鳴をする課題でありますし、もちろん国際社  
会の一員として我が国もその役割を果たしてい  
く、これはまことにすぐれてそのとおりだとい  
うふうに思います。

しかしながら、本日の議論、与野党を超えて各委  
員の皆さんに共通していることは、やはり場当た  
りの議論ではなくて、本当にテロとの闘いを、法  
理論も含めその裏づけを担保した上で、それこそ  
いつテロに遭うかわからない、つまり期限が切れ  
るわけがないわけでありまして、その意味では恒  
久的な法整備が必要である、その上に立脚いたし

まして、二、三質問をしてまいりたいというふう  
に思います。

一枚めくりますと、最初のページから「テロと  
の闘い」は国際社会が一致団結する長期的かつ困  
難な闘いである、こう書いておられます。この  
パワーポイントの一枚目です。また、先ほど来長  
官がおっしゃっておられる、忍耐ですとか長期的  
ですとか、いわゆる五里霧中の、この先どうなっ  
ているかわからない、これはやむを得ないです。  
その意味で、本日に一年の限りで切つて、まず  
その場をしのぐというやり方で問題がないのか  
どうか、その点について御所見を求めます。

○大野国務大臣 私は、こういうテロとの闘いと  
いうのは、我が国が国際社会の責任ある一員とし  
てどう行動するかという判断の問題であり、その  
判断というのは、自衛隊が絡みますから、やはり  
国会が関与して判断していく、こういうことが一  
番大切であると思っております。仮に、このテロ特措法  
が二年であろうと三年であろうと、用が済んだら  
一年でやめるとか、そういうことであつていいわ  
けだと思っております。そういう意味で、私は非常に柔  
軟にその辺は考えておかなきゃいけない。

そういう考え方からいいますと、日本のこれ  
までの法体系が、どちらかというと、自衛隊はこ  
のことはやっていいよとだけしか規定していない  
ものですか、なかなか難しい。このことを、特別  
立法じゃなく一般法に直して、その範囲で行政  
府なり立法府が判断していく、こういう形が一番  
いいのではないかとこのように思いますけれども、  
そこは、今回の一年にした理由というのは先ほど  
来御説明申し上げておりますのでもう繰り返しま  
せんが、私は、そういう意味で、今回、どうぞよ  
ろしく御賛同のほどお願いいたします。

○古本委員 もちろんこの場合は立法府であります  
から、野党委員である私たちにもよろしくという  
ことであります。ただ長官、これは国民の  
皆さんの支持支援、そして財源が伴う話でありま  
すから、なるほど海上自衛隊ようやってくださ  
る、その指揮をとっておられる防衛庁長官あつぱ

れ、そういう声が国民世論から沸き上がつてこ  
ないと、これは、現場を見ない、この部屋だけの論  
理で物事が決まってしまう部分も一方ではあると思  
います。

その意味で、この資料の最後の方に「日本の協  
力支援活動に対する評価・感謝の言葉」という、  
大変丁寧な、アフガニスタン大統領以下、各国か  
ら寄せられた称賛の言葉が書いてあります。恐ら  
く、国民的にはこちらの「国際テロの根絶を目指  
して テロ特措法の四年」というパンフレット、  
足取りを簡単にまとめたパンフレットで出してお  
られる、こういうことだと思っておりますが、国民の皆  
さんは、本当にインド洋上で、目玉焼きが焼ける  
んじゃないかという灼熱の甲板の上で日々御奮闘  
いただいている姿が理解をいただけているという  
ふうに思いますでしょうか。そして、ただだけ  
いないとするならば、残念ながら、このパンフレッ  
トは恐らく国民の多くは見えていないと思いたす。  
どういう理解活動、広報活動も含めて行つてい  
くおつもりなのか、お伺いをしたいと思います。

○大野国務大臣 まず、先ほどから申し上げてお  
りますとおり、インド洋における海上自衛官の活  
動、日本が国際的に責任ある立場としてテロの撲  
滅に一生懸命頑張っている、このことは、私は、  
残念ながら国民の皆様の目になかなか映りにくい  
ことだなと。その原因の一つとして、どこで活動  
しているのか、どこに寄つて活動しているのか、活動  
の秘匿性の問題としてなかなか発表できないこと  
があります。

しかし、一般論としてこの海上自衛官の活動と  
いうのは私は申し上げることができるところであり  
まして、特に今回のこの委員会先生からそうい  
う質問をしていただく、このことが大変大きなP  
R活動になるんじゃないか。そういう意味で、ど  
うぞよろしく御願い申し上げます。

そこで、簡単に申し上げますけれども、先ほど  
来申し上げておりますが、本当に厳しい生活環境  
の中で、何しろ気温が摂氏四十度、場合によつて  
は八十度まで上がるんですよ。そういう中で一生

懸命テロ退治のために頑張ってくれている。それから、少なくとも四カ月ぐらいの間は船の上で生活しているわけですね。しかも、テロ対策、テロの追放ということで緊張感が大変高まっている、こういう中でのご仕事でございます。その中で、日本の海上自衛官が本当に一生懸命、数時間かけて補給、給油をやらなきゃいけない。これは、言うは易しくて、本当に技術的に見ると難しいことではございますが、今や、日本の海上自衛官自身がこの補給技術は世界一だと誇れるぐらいになつてきております。

海上自衛隊の隊員の声を聞いてみましたが、日本が参加国の一員として受け入れられている、本当に誇りだという声もありますし、それから、国際貢献に我々が本当に役立っているんだな、こういう声も聞かえてまいります。また、Eメール、携帯電話で家族と話ができるといい、こういう声も聞かえてくるわけでございます。

そういう活動を地道に、本当にテロ追放のために縁の下で力持ちとして頑張っている自衛官の諸君に、どうぞ先生も声援を送ってくださいませう、よろしくお願い申し上げます。

○古本委員 もちろん、隊員の皆さんの御苦労は想像にたかなくいわけでございますが、これをいかにして国民の皆様にかつていただくか、その意味で私は質問をしたわけでありまして、残念ながら具体的に回答いただけなかったというふうに今思っています。もちろん、こういう場に制服組の現場を呼ぶことができないということは重々わかっておりますが、しかし、生の声を聞く機会がない中で、背広組といいますが、そういう意味ではシビリアンである長官が幾らおっしゃっていたとしても、なかなか伝わりにくい面はもちろんあります。

ここを払拭し切れない中で、やはりメディアの力というのは大きいのです。いろいろなところに向いていって取材をなさるわけでありまして、その仕掛けも含めて、一年の限りじゃなくてその次の延長もあり得べしと、今、きょうの質疑で長

官はおっしゃったわけでありまして、今後この委員会ではどう判断になるかは別にして、あわせて、隊員の皆さんがどういうことを現地でなさっておられるかということも国民の皆様にも広く理解を深めていただく、新しい、これまでにない仕掛けをお考えいただきたい、そのことについてお約束いただきたいと思っております。

○大野国務大臣 大変、我々にとつて激励になるお言葉をちょうだいしました。

本当に、先ほど申し上げましたとおり縁の下で力持ちになつていますが、この姿をこれからあらゆる手段を講じて皆様に御理解をいただきたい、このように思っております。これまでも、いろいろな文書、パンフレット等を通じてやっておりまして、今後このような活動を国民の皆様に御理解いただけるように頑張つてまいります。

○古本委員 そこで、同時に、国民の皆様の開示をしなきゃいけない、こういう数字もございませう。これは、この間に、テロ対策特措法に基づく協力支援活動に係る予算措置並びに執行実績の一覧でございますが、事前に役所の方からもらつてくる紙でございます。これによりまして、総額で四百四十三億円、今年の八月末現在で予算を執行なさつていく。このうち、仕分けをいたしますと、三十八億が既定経費、つまり御庁の予算の中で使われている、残りは予備費ということになると思ふんです。

そこで、この原価について、三お伺いをしてまいりたいわけですが、もとより在日米軍に対しては、いわゆる駐留経費、思いやり予算と言われている部分、ホスト・ネーション・サポートの部分を加えまして、恐らく総額で六千億近いお金が使われているというふうに理解をいたしております。

その六千億の予算の中を仕分けいたしますと、在日米軍駐留経費日本側負担分、平成十五年度内訳、これはかつて外務委員会が質問をさせていたときに役所からいただいた資料に基づいて

おりますが、この中でいわゆる労務費の負担という欄がございます。つまりは、例えば横須賀に停泊なさつておられる米國艦船の給油作業を職員の方が見守る際の、いわゆるこの労役に対する給料はホスト・ネーション・サポートの中から出ているんですか、出ていないんですか。

そして、インド洋の洋上で給油する。なるほど、すぐれた日本の技術のおかげで各国から称賛をいただいていることはよくわかりました。その際の自衛隊員の、海上自衛官の皆さんの労務費というのは、既定経費の中で、あるいは予備費の中で賄われている。

つまりは、横須賀にいた艦船がインド洋に展開しているかどうか、それは追跡しなきゃいけません、理論的に、同じ船が一度横須賀で給油を受ける際にはホスト・ネーション・サポートで手当てがされ、インド洋に行つてさらにここから出るということとは、まさにこれは二重取りじゃないんですかという細かな議論といえますが、本質的な議論があるわけですが、この点についてクリアにしたいんですが、私が間違つておるといふのなら、間違つておると結構です。

○山崎政府参考人 答えたいと思います。

突然の御質問でございますので、ちょっと詳細な資料は持ち合わせておりません。

まず、労務費として、横須賀の労務の方が給水をするというのはたしか労務費の中に含まれると思ひますが、そこがどのぐらいの経費がかかるかどうかについては、恐縮でございますが、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお届けをさせていただきますと思ひます。

○古本委員 今、小泉さんが改革を唱え、大変御党は大勝なされました。そして、聖域なき改革をしていくとおっしゃつておられます。そういう中で、残念ながら、冷厳なる事実として、向こう十年間で新たに三百兆円の、普通国債ベースで、いわゆる残高がふえる。わずか十年後であります。八百兆を超えていく。国分だけです。地方分を入れば一千兆を超えていく。

こういう中で、前段申し上げた、隊員の皆さんは大変頑張つておられる。一方で、先立つものが要るわけでありまして、こういう部分もいづれいるな面、甲板で真っ黒になつて日焼けして頑張つておられる姿を開示すると同時に、こういう議論にも恐らくなされます。その意味では、これは事前に御庁からいただいている資料でありまして、事細かな通告はいたしておりませんが、少なくとも、洋上で給油なさっている隊員の皆さんの労務費がどこから出ている、これは仕分けの問題です。一方で、ホスト・ネーション・サポートと呼ばれる思いやり予算で在日駐留米軍の艦船に対する給油作業の労務費と、その仕分けさえも担当局長が、事務方ができずして、どうやって原価と開くことができるんでしょうか。

○山崎政府参考人 先生御指摘になりました、私もから提供いたしました約四百四十三億円の内訳の中に職員手当等がございますが、これは特別手当でございます。一般に補給艦で補給をする隊員の給料は別途普通の防衛庁の予算の中に含まれておりまして、この中には含まれておりません。

○古本委員 つまりは、在日米軍の艦船に給油する際、これは横須賀で、そういうふうな仮に置かせてください。横須賀で給油する際は思いやり予算で別途出ている。他方、インド洋上で給油する際の労務費も、これは別途出ているというお話でありました。手当類がこの四百四十三億円の内数として計上されていると言われました。つまり、本給という概念で申し上げられたならば、これはまさに二重に払うことになりませんかという指摘を今しております。

きょうの本論から少し離れているようではあります、私はいいことはいいいこととせざるを宣伝してもらいたいのですし、やればいいます。このことは同時に、冷厳なる事実として、三百兆の国債をふやすと御党が言われておられるわけですから、そのことを含めて、こういう一つ一つのこと、悪いことを突き詰めていかないとなかなか国民の皆さんの理解は得られないということを、きよ

うは指摘にとどめておきたいと思ひます。こういうことが大事だと思ひますね。こういうことをやらないから、だんだん予算が膨らむんだと思うわけでございます。

そして、先ほどの、防衛庁からいただいている資料に戻りまして、我が国の給油船からの給油作業が非常に世界的に技術がすぐれているという評価もありました。そして、伺いますれば、重油というんでしょいか、船舶重油というんでしょいか、その精製も非常に技術的に高いという話も、各国から称賛をいただいているというふう聞いております。

これは、もつと言え、日本の技術という意味で申し上げれば、もうなくてはならない存在になつておるのか、はたまた他国の給油船でもできるのか。もつと言え、日本のこの給油船がないと、このオペレーションを代替できる船舶がないのか、そう言つていいほどに技術的な水準が高いかどうか。このことについて簡潔に、高いのか高くないのか、代替できるのかできないのかだけ教えてください。

○大野国務大臣 代替できるといへばできます。ただし、補給艦の数が日本は多い方でございます。アメリカとイギリスが日本の上に、上位一、二位で、日本は三位の補給艦の艦数を持っております。それ以下は補給艦の数が少ないものですからなかなか、代替するとなるとオペレーション上問題があるんじゃないか。しかし、代替はできるけれども、技術の上で見ると、やはり海上自衛官は本当に世界一の技術を身につけたな、こういう誇りを持つていふことを申し上げました。

○古本委員 そういふ話があるのだけれども、それは技術的にいいという話があるのだけれども、それは国際社会の中でもアピールしていいと思ひますので、そのことも含めて国民への理解活動の際にはお含みいただけますか。そういう技術が涵養されているという事に対して恐らく支持してくれるんじゃないかというふう

に思ひます。

さらに、少し話題を変えまして、そもそもテロとの闘いというふうには先ほど長官はおっしゃつておられます。テロの定義づけ、どこまでがテロかという意味からいいますと、防衛庁からいただいている中で、三ページに、インドネシアでのテロ、ロシアでの劇場占拠事件、トルコのイスタンブールでの連続爆破、地下鉄、それからスペインのマドリッド等々、これは国際的なテロ組織と言われているアルカイダの関与があるかどうか明確になっているかどうかの事実は別にして、大体世界各国で起きているテロが入つていふふう

に理解しております。その上で、よその国を心配する前に、まず我が国のテロ対策が大丈夫かどうかということも、これは同時に国民に理解活動を広めていく上であるわけでございます。例えば、水際の空港関係施設、あるいは、先生方もいつも乗られると思ひますが、新幹線での対応等々、今、よその国を心配する前に、国際社会に貢献をする前に、まず足元が盤石であるかどうか、この点についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○細田国務大臣 御指摘のとおりでございます。我が国は島国で、陸続きの国やほかよりはかなり有利とはいへ、いついかなる時点でテロを行う勢力が侵入しないとも限らないわけでございます。

そこで、昨年十二月に、私が本部長を務めます国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部におきまして、諸外国の制度も参考としながら、我が国におけるテロ未然防止対策の問題点、そして改善策等について取りまとめましたテロの未然防止に関する行動計画を策定し、その確実な推進を図つております。

また、最近ではさまざまな、ロンドンあるいはパリ島等、国際的に拡散する傾向にございまして、手口が鉄道その他を利用するようなのもございしますから、そういったときに、日本の国内の対策が万全かどうかということを絶えず、関係当局を

通しながら、あるいは民間企業も含めて点検する、こういう体制を強化しているところでございします。

○古本委員 ぜひ、もちろん他国のことも国際社会の一員として心配しつつ、足元も盤石にしたいだきたいと思ひわけであります。

そこで、けさ総理が靖国参拝をされました。その直後だと思ひますが、北京発時事というところで、「中国在留邦人に注意喚起、日本大使館」。日本大使館は十七日、総理の靖国参拝を受け、「中国当局は靖国参拝に一貫して厳しい態度を示しており、中国政府や民衆から強い反応が示されることもあり得る」として、在留邦人に注意喚起を呼びかけた。大使館は云々、こう続くわけですが、町村大臣、仮に、きょうのこの総理の事を受けて、中国で思ひ出したくもないあのおぞましい光景がまた日本大使館周辺で起きたとしたならば、これはテロですか、何ですか。

○町村国務大臣 この春、いろいろな形態があつたので、普通の、日本で言うところのいわゆるテロというものもありましたし、また建物等々の破壊行為もありました。また、邦人に対する暴行というものもありました。ほかにも我々が気がつかないことがあつたのかもしれないが、思ひ出すのはそういったことであらうと思ひます。

これは一般的にはテロという言葉は該当しないんだらう、テロの定義というのはいろいろあるかもしれないませんが、常識論からいって、それをテロとは言わなんだろうなと思ひます。

○古本委員 これは谷内次官が、御案内のとおり、これは次官の出張ですから、大臣の指示、ミッションにより出たことだと思ひますが、中国の外務大臣とこの十五日にお会いになりました。その際に、中国の外務大臣は初めて、日本の常任理事国入りを理解できるといふ趣旨の御発言をなさつておられます。

そこで、大臣にお尋ねを申し上げます。事前にきょうの総理の参拝が中国サイドに察知をされ、そして、今までリップサービスでさえ一

度も言ったことのない、靖国参拝をやめたならば常任理事国入りを支持してもいいとおわす発言を初めてなさつた。それでもなお総理はきょう行かれました。これは事実関係を申し上げているわけであります。

そこで、お尋ねが二点ありまして、中国というお国は、こういう警告といひますかアラームを発したにもかかわらず、行つた日本国政府の判断が間違つていふ、あるいは、私人として行かれたかどうかはもうここで議論しませんが、こうなつては、小泉さんが行つたというのは事実でありますから、そういう判断をした小泉さんが悪いんだから、せつかく常任理事国入りを認めてあげようと思つたんだけれども、これはもうしようがないです。よねというシナリオをつくらうと思つてこういうことを発信されたのかどうか。どういふふうに分るなつておられるか、まずお伺ひしたいと思ひます。

○町村国務大臣 まだ総理が靖国訪問をされて、その直後であります。この段階で、中国側のこうした行動あるいは発言について、まだ私も、谷内次官が帰国をしておりませんので、どういふやりとりがあつたか、私も一応電報では受け取つておりますが、どういふ全体のニュアンスだったか等も把握しないうちに彼らの発言の趣旨というものをいたずらに推測することは適切ではないだらう、こう思ひますので、今の段階ではあえてコメントすることは避けたいと思ひます。

○古本委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございます。

○船田委員長 次に、伴野豊君。

○伴野委員 民主党の伴野豊でございます。

民主党にいただいていふ時間が四十五分までございしますので、できるだけ重複を避けて、その時間内で吸収させていただきたいと思ひますが、まず冒頭、先ほど来各委員がおっしゃつていふように、テロの被災者の方々並びに昨今パキスタンの地震でお亡くなりになられました方々にお見舞い申し上げたいと思ひます。

その上で、本題に入らせていただきたいんですが、やはりちよつと、きょうのきょうなものです。これは官房長官、通告していただくことに恐縮ですが、一点だけ確認させていただきます。

今も同僚議員の古本議員、それから御党の山中議員もおっしゃっていました。きょうのきょう、十時ですか、総理が靖国に参拝されました。その詳細、事細かについてこの委員会でもやるつもりはありますが、一点だけ確認させていただきたいんですが、先ほど午前中に、官房長官も御存じなかったということで、先ほどから記者会見とか、正直言つてきょうはもううんざりだと思ひますよ、官房長官のお立場になつてみれば。女房役というところで、我が家に例えますと、家の重要なことを女房に言わずにやつたら、私もう敷居またげないですよ。だから、そういうことから考えますと、本当に個人的には御苦労は感じるんですが、一点だけ。

総理は、この靖国に限らず、御判断に窮される、あるいは答弁に窮されるときによく使われる、適切に判断すると。今回もずつと、適切に判断するとおっしゃっていました。今回の靖国参拝、本日の十時が適切な判断の時期であつたかどうか、官房長官、どう思われますか。政府見解をお伺いしておきます。

○細田国務大臣 議員御存じのように、この靖国を総理が参拝されるかどうかということについては、何度も御質問があり、適切に判断しますという答弁がまた何十回と行われたわけでござい

ます。ただ、本日も私、小泉総理にも、この委員会を中座して会見前にちよつと伺つたわけでござい

ますが、やはり内閣総理大臣としての参拝ではない、職務としての参拝ではないことを言つておられましたが、そのほかのことは特に言つておられませんでした。

そして、伺いますと、おさい銭を出して、平服で、中に入らず、昇殿をされずに、献花料、玉ぐ

し料等は当然お払いにならずに、一札をして参拝されたということですから、いろいろ意識をされて、いわば私人としての参拝、私的参拝をされたんじゃないかなと思ひますが、これが適切に判断されるということとどういう関係にあるのか、私も聞いておりませんので、またいろいろクエスチョンタイム等の機会があると思ひますので、こちらで御党からもお尋ねいただきたいと思ひます。

○伴野委員 女房役の官房長官、多分我が家でしたら、もう即刻、敷居はまたげない、不適切な発言と言われそうなんですが、お立場、本

当にお苦しいんだと思ひます。私は正直言つて、私もどちらかというところとみたら、誠に誠をさげたい方でございます。それならば、九月におやめになるのかどうか知りませんが、私人になられたときに毎日御参拝いただければいいんじゃないかな、今が適切な時期かどうかというのは非常に、先ほど古本議員も指摘しましたように、私自身、靖国神社の方も迷惑じゃないのかなという気がしてなりません。ですから、やはり本

当に適切なことをお考えいただいた方がいいのではないかと思ひます。この靖国に関してはこれぐらいにさせていた

いて、本題に入らせていただきたいと思ひます。きょうも朝から、テロとの闘い、テロの対策をずつと議論してきたわけでございますが、テロとの闘いをする、あるいはテロの対策をするということ

をノーと言ふ人の方が私は確実に少ないと思ひますし、逆に、ノーという理屈をつくる方が難しいんだと思ひます。また、辛抱強く、長期にわたるといふことを否定される方も私は少ないんだ

ろうと思ひます。ですから、これはもう本

当にどうやっていくかという問題なんだと思ひます。あと、手続の問題が私は国民的な議論になるべきだと思ひます。テロとの闘いあるいはテロの対策を我が党も否定しているわけでは全くござい

ません。やり方、手続、シビリアンコントロールをどうするんだ、

政府が説明責任をきちつと果たしているのか、これがやはりポイントであるんだと思ひます。私ごとで恐縮なんです、私も学生時代から公共事業というのをずつと、特にコスト・アンド・ベネフィットという視点から研究してきた一人でございます。浅学でございますから大きなことは言えないんですが、私が学生のころ、評価できないから公共事業だと平気で言われた学者もいらっ

しゃる。今そんなことを言つて、道路とか空港の需要予測やあるいはコスト・アンド・ベネフィットを考えないというようなことを言つたら、これはもう大変なことになる。多分各大臣、御賢明な大臣ですから御案内だと思ひます。今我々がやっている、我が国がやってきたテロ対策というのは、これは税金を投入してきたわけ

でございますから、確かにオペレーション中は、オペレーションの関係でできない、あるいは戦略的にここは明かせないということがあつても私はしかるべきだと思ひます。しかしながら、例えば五年後、全部オペレーションが終わつて、計画が全部終わった時点で、これは白日のものになつて

もいいという覚悟で、さまざまなデータやあるいは資料を用意しておくのが、私は税金を使つて政府の責任であると思ひます。だから、今議論して、その油が、水がどうなつたんだというの

は、それは今は言えない、あるいはもうわからぬときやうは言えても、五年後、国民の目線がそのとおりになつてくるか。先ほど申し上げた公共事業が、昔は、二十年前は、費用対効果がわからないから公共事業でやっ

ていたんだというようなことを言われた時代です。今はそんな時代ではありません。税金を一元

でも投入すれば、国民の皆さん方からいただいた税金をどう使わせていただいているかという説明責任を果たすのが、私は総理初め政府の役目だと思つております。きょうもそういう視点で各委員

がいろいろ質問をさせていただいたのではないかと

思ひます。きょうもそういう観点からぜひきょうも、あと三十分弱ですけれども、十分な説明責任をお果たしただければ、そんなふう

に思ひます。ではまず、今回のテロ特措法につきまして最初に報道ベースで最近載つてきたのは、たしか五月末ぐらいだったと思ひます。その当時はまだ選挙のセの字もなく、これからといひますか、郵政法案の話がいろいろ議論にあつた時点だと思ひますけれども、そのような時点でたしか総理は、それは当然人の命にかかわることでございますし、事が事でございますので、遂巡される、あるいは迷うということも当たり前だと思ひます

ね。しかしながら、選挙という国民の皆さん方に意思を問う機会があつたにもかかわらず、余りこのテロ特措法の話やテロの話というのは、私はなかつたように思ひます。これは、ある人は郵政一本のイシューだったと言われるん

ですが、余りこれを話題にされなかつた。それで、先週郵政の法案が通つたわけですから、これからはじつくりこのことについて、総理もいろいろテロ対策について心を砕いていただければと思ひ

ます。そうした中で、いろいろ、選挙中にも小泉総理はテロ特措法の改正はやらないという意向を漏らしていらつしたというようなことも漏れ伝え聞きますし、それに慌てた町村外務大臣が、きょうお越しいただいていますが、直談判に行つたというお話も伺ひます。選挙戦で対米追隨の批判をかわしたいとか、イラク支援との二面作戦では負担が多過ぎる、あるいは、特別国会では、まあ通り

ましたけれども、郵政法案を最優先させたいから非常に日程が難しいだらうという

ようなことで、外務省初め皆さん方お慌てになつたということも漏れ伝え聞きます。まず、事実関係の確認でございますけれども、町村外務大臣、選挙直後に直談判に行かれたというお話がござい

話をされたか、もしお聞かせいただければありがたいと思います。

○町村国務大臣 総理がこのテロ特措法の延長に否定的であった、反対であったという話は、私は聞いたことはございません。それどころか、むしろ、例えばグリーンイーグルズ・サミットでそれは一つの当然大きな話題であり、それはもうロンドンであれだけの連続爆破事件も起きた直後というか最中でございました。そういう意味で、国際的にもまた改めてテロへの関心が高まっているという時期でございましたから、総理御自身がテロ対策の必要性を感じられないはずがない。現に、そういう熱心な議論もサミットの中でしておられる。その直前に開かれたG8外相会談でも、当然テロ対策ということが一つの大きなテーマでございました。

また、これは時期はちよつと後になりますけれども、九月中旬、国連首脳会議でも、テロの問題が安保理首脳会議の二つのテーマのうちの一つであったなどから判断をいたしまして、この問題について、国際的な関心の高まりの中で、総理自身も当然お考えであった、こう思っております。もちろん、内閣の中にそれはいろいろな考え方があつてある意味では当然だろうというふうには思いますし、人によりいろいろな意見の違いもあつたんだろうと思いますが、最終的には閣議決定という形で私どもはこの法律の延長を決定し、国会の御審議をこうやつてお願いしているわけでございます。私自身も、総理とこの問題について何度か話し合った。一々の場面でどういう議論があつたということをまた申し上げるべきでもなさうし、実は正確には覚えていないわけでございますけれども、最終的には閣議の決定という場面でそれが政府の方針になったということでございます。

○伴野委員 ですから、先ほど来申し上げているように、国民サイドに立つても、テロと闘う、あるいはテロ対策をするということで批判をされる方はいないと思うんですね。だから総理もテロ対策は絶対必要だと思つていらつしやつたかと思いますが、アフガンを続けようとしていたか、アフガンに対するテロ対策としての行為を、つまり今回のテロ特措法の延長を考えていたかどうかというのは、女房役の官房長官にも言わずに行つちやう人ですから、本当の真意というのはわからないんではないですか。

ただ、もし閣議決定された、あるいは御自身が腹を決められた時点で、国民の生命と財産にかかわる本当に重要な問題でございますので、三十分ぐらいテレビを独占してでもいいから、なぜそういうお気持ちになったかを語られる方が私はよかったのではないかなと思います。それが、先ほど来申し上げている一国の総理としての、国民の生命と財産を預かつていらつしやる、しかも税金をそれによつて使つていらつしやる総理であるがゆえに、その三十分は選挙前のお話よりも感動を呼んだんじゃないかなと思います。もし本当にきちつと説明をされれば。

先ほど来、御本人がいらつしやらないので、真意をといつてもなかなか難しいんですけども、あるいは真意を聞かせてもらえなかつた官房長官にお伺いするのでも結構かもしれませんが、先ほど外務大臣がおつしやつていましたけれども、今の時点でトータルを考へて、私はやはり総理は今からでも説明責任を果たされるべきだと思いますが、本当のところ、選挙前と選挙後でお気持ちが変つたのか、いや、一貫していたのか、揺るぎなかつたのか。官房長官、どうお考えになりますか。

○細田国務大臣 心の動きがどうであつたかということとは、なかなか私もよくはつきりしないのでございますが、テロ特措法自体は、まさに四年前のあれほどの大事件、ペンタゴンも襲撃され、あるいはほかに墜落した飛行機がどこを襲撃しようとしていたのか。そして、トレードセンタービル。そして、三千人以上の方が亡くなり、我が日本の同胞も何の罪もないのに二十数名の方が亡くなるというあの憎むべきテロに怒りに燃えて、そのま

た根拠がタリバンであり、ビンラディンであり、アルカイダでありということについて、この法律がむしろ四年前には非常に強い熱意も込められて議論をされた。

もちろん、憲法上の議論とかさまざまな利害得失の議論はありましたけれども、断固このようなテロに対して闘わねばならぬという気持ちは非常に大きくあつた。そしてまたそれが、残念ながら、短期で解決せずに四年を要しておる。

そして、我が国としては、いろいろなことを協力するという気持ちはあるけれども、内陸部でいろいろな活動をするという選択をとらずに、いわゆる給油活動で側面的な協力をしましようというところで、二十四人が亡くなった日本国として、ひとつこまめでやりましようという合意をした。

その後、四年の間に、特に皆様方から非常に強い御批判も受けまして、何かガソリンスタンドをやっているだけじゃないか、何やってるんだ、よくわからないじゃないか、やめたらどうかというのは前回の延長のときにもありまして、相当ずしりと心には響いていたなという感じはいたしました。

しかし、このところの、地下基がつながっているのかどうかわかりませんが、テロ行為が各地で、スペインだイギリスだインドネシアだ等起こつてみますと、やはりテロ対策の原点これにありという面もございまして、我々、万感を込めて一年延長をします。いろいろな基本計画等で、これからもうどういう選択をするかということは余地があるわけですから、そういうことを含めて内閣として方針を定めた、こういうことだと私には理解しております。

○伴野委員 総理の真意は御本人からまた別の機会に伺いたいと思いますが、いろいろな思いやいろいろな逡巡があつたとすれば、やはり、そういう機会があつたわけですから、選挙中にもそれをテーマにして、ぜひ国民に信を問うていただきたかつたなと思うわけでございます。

それはそれとして、二十一日の閣議の後の記者会見で、これは官房長官、御本人ですから、御本人がいらつしやいますから御説明いただきたいと思うんですが、きょうもずっと長島委員や、先ほど神風委員も、一年延長する意味についていろいろ質問をさせていただきましてけれども、九月二十一日の記者会見では官房長官は、特になんという、具体的な説明をほとんどされなかつたわけでございます。

しかしながら、きょうの議論を横で拝聴しておりますけれども、テロに対して辛抱強く長期にわたつて対策していかなくちゃいけないというんだつたら、やはり一年で本当にいいのという話になるし、また、ようわからぬというんだつたら、ようわからぬと言う前にもつと調べた方がいいと思いますし、また延長があり得るといふんだつたら、先ほど来お話が出ているように基本法や一般法で、仮に一年間ということであれば、この一年にこそまず結果を出すぐらいの勢いでやらないと、私は必ずやるやつていても仕方がないと思うんです。

さらには、先ほど古本議員も指摘しましたけれども、予備費に頼っているところが多いんですね。これだけ、次やると五年になるわけですから、五年間も予備費のものをちよろちよろちよろちよろちというのは、これは予算的にいつてもいいかなものかということも思います。

官房長官、いま一度お聞きしますが、今の時点で一年間延長する意味というのをお聞かせいただけますか。

○細田国務大臣 このようなことを判断する意味が、情勢の変化もいろいろございまして、二年単位でこれまでのように判断するよりは、より短い単位で判断する方がいいということでございます。もちろん閣議決定等で、基本計画の見直しは半年ごとに見直せるわけですから、判断自体は半年ごとに見えるわけでございますが、その判断の期間をより短くして、また今後の情勢の変化等を見きわめたい、こういう気持ちでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

また、御党も先ほど来いろいろお話がござい

して、そもそもテロ対策のためにどのような活動をするか、そういう一般法をやるべきじゃないか、そういう方もおられますし、必ずしもそういうことを、一般法化してあらゆるケースに対応できるようにすることに余り賛成じゃないぞという方もおられないわけではないようでございますので、どういう形ならばそれがいいのか。与党にもたくさんそういう方がおられます。

さらに、どういう条件ならば、一般法、恒久法で、これからはずっとテロ対策はこういうふうに行うにやっとならうというふうな合意ができるのか、できないのか。これは国会の御議論にも期待しておるところでございますし、我々も、主として与党との協議というものが多いいと思いますけれども、今後とも十分考えてまいりたいと思っております。

○伴野委員 では、逆に問いたいわけでございますけれども、仮に、それだけ大変な、逡巡するようなこと、迷うことである、一年間の猶予をくれということでしたら、もう総理の大好きな郵政も終わったわけですから、きょうから、靖国に行っている場合じゃないかと、テロ、テロ、テロ、テロ対策が本丸だ、テロをとめる、こういうスローガンでやっていただいて、一年後、先ほど来指摘があるように、また延長なんて格好悪いことをするんじゃないかと、この一年でどうするかという決着をつけていただく。

また決着をつけてくれと言うと適切に判断すると言われちゃうんですが、官房長官、この一年間でテロに対してどう我が国は対策をとり、国際貢献し、そしてまた、さらには国内的にもどういう法整備をしていくのか、意気込みだけでも見せていただけないか。いかがでしょうか。

○細田国務大臣 民主党さんも前代表になられました、かねてから強い御指摘も受けておりますし、武正理事あるいは中谷理事初め皆さん、この問題、非常に深い関心と識見をお持ちの方がたくさんおられるわけでございます。しかも、立法論であるわけですから、どういふに我が国は憲

法論との整合性あるいは国際的なテロへの対応性、そういったものを考えるべきかということ、材料はいっぱいそろってありますから、そして自衛隊の機能とかそれから民間の機能とか、そういうものをぜひ、我々も議論しますが、政府が一方的にもうこれしかないぞなんて言ってしまうのもいいんですが、双方キャッチボールをしながらこれから考えるべき事柄ではないかなと思っております。

○伴野委員 繰り返しになりますが、もう郵政も終わりました。ですから、テロ対策が本丸だ、テロをとめるというスローガンで、ぜひ総理にこの一年、また官房長官にも女房役としてぜひその姿勢を見せていただければと思っております。総論的なことはこれぐらいにさせていただきますして、少し細部に入らせていただきたいと思います。

けさほどの議論の中でも少しあったかと思いますが、これは時限立法だったからこういうことになっちゃっているのかもしれないけれども、やはり現場へ行かれて自衛隊員あるいは留守を預かっている御家族の皆さん方の、特にメンタル部分の疲弊というのはかなり大きいのではないかなと推測されます。

当初最高四回というローテーションを大体上限で決められていたと思うんですが、今後は五回以上も認めるといふ、これもちょっと崩しだと思えますし、やはり長期にわたるならさちとした、対応をされる方のそういう、先ほど技術というお話も出ましたけれども、いろいろな教育もあるんじゃないかと、研修もあるんじゃないかと、延べ投入が九千二百名ですか、もうかなりの数になってきております。そういった派遣のあり方と、それから御家族、特に私はメンタルな部分のケアというのは非常に重要じゃないかと思えますが、防衛長官、どうお考えですか。

○大野国務大臣 まず、事実関係から申し上げます。

これまでにインド洋における活動に参加しました海上自衛隊員、九千三百人でございます。そのうち複数回派遣されている者が千八百人を超えています。それから、現在では四回までの派遣であります。五回目以上につきましては、必ずしも五回目以上はやめる、やめさせるのではなくて、本人の希望を聞きながら柔軟に対応していこうということでございます。

そこで、大変御心配いただきました身体面での健康管理、特にメンタルヘルスの問題でございますけれども、やはり四カ月にわたる海上、艦上生活でありますから、まず第一には、医官を必ず同行させているということでもあります。

そして、メンタルヘルス面では、派遣前に講習をやっておりますし、メンタルヘルス・チェックシートというものによりまして、出航直後、派遣中及びインド洋からの帰投中に派遣隊員のストレス状況をきちんとチェックする、こういう体制をとっているわけでございます。帰国後、ストレスが蓄積していると判断される隊員に対しましては、医官が面接を行います。そして、ストレス軽減に努めているところでございます。

さらに、そのほか、帰国後はストレスの軽減や疲労の回復に資するよう、任務に支障のない範囲で隊員が交代して十分な休養をとれるよう、休日をとれるように配慮を加えております。

以上でございます。

○伴野委員 今までの委員の中にも、本場に現場に日の丸をしょって命令一下で行っていただいている自衛隊員の皆さん方、それから、留守を預かっている家族の皆さん方に対する感謝の気持ちというものはたくさん述べられたわけでございますが、私もその気持ちと全く一緒でございます。ぜひとも、あらゆる手だてをしていただければなと思うわけでございます。

そうした中で、特別措置という中で行われているということが、やはり目に見えないストレスを与えているんだと私は思うんですね。特別な措置というのは異常な状態、普通に考えれば、ちよつ

と普通のときよりも日常的ではないことが起こっているからそうなっているんですね。だから予算もどちらかといえば予備費でやっていらつしやるわけですから、ぜひ現実とさまざまな仕組みが合うようにしていただくべきではないか。派遣隊員あるいは御家族の立場から、そういうことを考える時期にもう来ているんじゃないかと思っております。

時間がどんどん過ぎておりますけれども、次の質問に行かせていただきたいと思います。

二〇〇一年十二月にいわゆるボン・プロセスというのが合意を見て、それからそのすぐ翌二〇〇二年一月に東京会議が行われたわけでござい

ます。

そうした中で、約十億ドルのアフガニスタンに対する復興支援をされるということを含意したわけでございます。それによって日本らしい貢献がされているものと期待したいわけでござい

ますが、先ほど来申し上げておりますように、税金を使うものあるいは公の行使というものはすべていつかは白日のもとにさらされるといふもので、今回も、例えば人道支援に一億五千四百万ドル、それから復興などに八億四千六百万ドル使われているわけでございます。

こうした中で、この使途のチェックは外務大臣のもとできちんとしていただくと期待をしておりますけれども、やはり今後でできるだけ量的に、それから、先ほどの二十年前の公共事業の話はな

いですが、先ほどの二十年前の公共事業の話はなかななくて当たり前なんだ、そんなものは効果がよくわからぬで当たり前だという議論にはぜひしていただきたくない。できるだけ、このお金はど

ロセスのあり方、どんなふうに、そのためにはやはり前のプロセスをチェックし、かつ、我が国がどうお金を使ったかをチェックし、それを生かしていくということが必要だと思うんですね。

外務大臣、今どんなお考えをお持ちいらつしやるか、お聞かせいただけますか。

○町村国務大臣 委員御指摘のように、約十億ドルの支援をこれまで実施、決定をしているわけであり、大統領選挙とことし九月の下院選挙、県議会選挙で選挙の実施費用として約三千万ドルの支援を行い、そのほか選挙監視団を派遣するということで、この政治プロセスは一応着々と来ているわけでございます。

治安改善の分野では、特に日本が担当いたしました武装解除、DDRと呼んでおりますけれども、六万三千人の武装解除が完了いたしました。このうち六万人が社会復帰過程に入るということで、ここは国際的にも非常にうまくいったということとでございます。この分野に約一億五千万ドルが使われてきたということでございます。

さらに、復興の分野につきましては、インフラ整備、保健、衛生、教育等の分野でございますが、例えば、日本がやっていたのはそのうちの一部でございますけれども、カブール―カンダハル幹線道路、これは二〇〇三年に既に開通をしております。この道路を初めとして、約五億七千二百万ドルのうち、道路関係では一億九千八百万ドルが使われているということ。そのほか、教育分野三千二百万ドル、農業・農村開発四千七百万ドル、草の根・人間安全保障無償が三千五百万ドル、日本のNGOに対する支援四百万ドル等々という形で、残念ながらすべてが定量的にきちっと出せるものばかりではないとは思いますが、こういう形で成果は上がってきている、こう思っております。

ただ、すべてがそんなにうまくいっているわけではもとよりございません。麻薬の関係というのはなかなか手つかずのままで来ておりますし、非

合法の武装集団の問題など、あるいは治安情勢も依然として地域によって不安定さが強いということでもあります。

こうしたことを踏まえたときに、今委員お話し、ポスト・ボン・プロセスをどうするのかということでもあります。来年の早い時期にヨーロッパのどこかの都市で国際会議を開こうではないかといったような話し合いが今進行中でありまして、その際、日本も主要な構成員の一人としてこのポスト・ボン・プロセスに積極的にいかかわりを持つていきたい、こういう考えで、今関係方面という話し合いを行っている最中でございます。

○伴野委員 これも学生時代に指導教官から言われた言葉で恐縮なんです。よくコスト・アンド・ベネフィットを計量するときに需要予測や供給予測をやっていくんですね。先生、これ、なかなか当たりませんね、やってもやっても外れるじゃないですか。そうしましたら、教授は、いや、外れるからおれがずっと仕事をしたいらるんだということをおっしゃった、これは逆説的なんですけれどもね。

だから、定量的にとらえることは、物差しをつくるというのは非常に難しいんですよ。特にこういう、復興支援がどう効果があったというのは難しいと思いますが、難しいからやらないじゃなくて、難しくてできるだけできるところから一つの、一定の物差しを探していくということとはぜひやっていただきたいと思えます。

私は、十年後には、多分それは、白日にさらされたときにこうであったという説明責任が果たされない、やはり説明責任を果たさなかつた責任をとるようになるかと思えますので、そういう観点からも、ぜひチェックをしていただいて、できることならわかりやすい評価と効果分析もしていただければ、そんなふうに思えます。つまりは、リットルの水、油を供給するはいろいろな方法があると思うんですね。だから、それをいろいろきちっと評価していく、これが今必要じゃないかなと思います。

最後に、時間が来てしまっておりますので、これは質問じゃなくて意見として申し上げたいと思います。

現在、アフガニスタンにおいて、奥田大使初め二十数人ぐらいでいろいろお仕事をされているらしいやうなふうに向っているんですけれども、その数あるいは規模が適正かどうか。非常に危険な地域であるわけですから、その辺は私も考えるところではありますけれども、やはりテロにかかわる情報がこれからは、いろいろな国を通してではなくて、できるだけ日本独自なものとする体制をぜひ構築していただけないか。

今のアフガニスタンでそれをすぐやれというのは難しいにしても、現在、パキスタンが地震で大変な状況になっているわけで、これを支援あるいは復興していく中で、パキスタンで、アフガンあるいはテロの情報が、日本の国だからこの情報を提供すると言ってくれるような人があらわれる、あるいはそういうルートが開拓できるような地震復興支援をぜひ政府を挙げてやっていただければ、これもテロ対策につながっていくのではないかと思いますので、期待して、質問を終わらせていただきます。

○船田委員長 次に、鈴木馨祐君。

○鈴木馨祐委員 自由民主党の鈴木馨祐でございます。新人ではございますが、若輩者ではございません。まず、審議に当たりまして、私、新人ということと、さきのテロ、九月十一日のテロ以降、さまざまなテロで犠牲になられた方々の御冥福をお祈りしたいと思います。

私、実は二〇〇一年の九月十一日、ワシントンにおりました、現場の近くにおりました。そういったこともございまして、当日のその場の雰囲気、空気、におい、音、そういったものをひしひしと覚えていたわけでありまして。そういったこともございまして、テロ撲滅、テロリストをせん滅するということへの決意という意味では、人に引ける

をとらないというふうに自負しておるところでございます。

今回のテロ対策特別措置法の審議に当たりましては、まず、現状のテロのリスク、そういったところの評価を行い、その上で、我が国に対する攻撃といったもののリスク、そういったところを総合的に勘案して、かつ、その他の国際政治情勢を総合的に考えて、延長可否か、または延長の幅というものをしっかりと検討していくべきであるというふうに考えております。

そういった意味で、まず第一に、テロの現在の一般的な状況、現状につきまして議論を進めてまいりたいと思っております。

先週、バリ島のテロの容疑者が特定されたという報道もございました。また、九月十一日テロ以降、ことし、ここ数カ月でも、ロンドン、バリ島と、非常にテロが頻発しております。

テロとの闘い、また、我が国がインド洋で行っております給油活動等の対象は主にイスラム系のテロ組織が中心かと思われるところではありますけれども、現状が、四年前の九月十一日、その時点に比べて改善していると言いたい状況にある。その理由としては、私個人的には、テロ組織のイスラムの一般市民社会に対する浸透ですとか深化また拡散といったところが挙げられるのかなというふうに思っております。

四年前の時点では、アルカイダなりジェマ・イスラミアなどのテロ組織そのものをせん滅することでテロの抑止というのはかなり図られた可能性は高いんですけども、現在はまさに、こういった例えが適切かどうかわかりませんが、広がってしまった悪性腫瘍のように、本当に広がって手がつけられない状況になりつつあるという話を報道などではよく聞いております。よく言われますように、一人のビンラディンを殺しても二十人のビンラディンが出てくるよ、そういう状況になってしまったのかなというふうに現状を認識しております。

ただし、イスラムの一般市民全体が、果たして

テロ組織に同情を持っている状況なのかといえ  
ば、まだそういった状況ではないのかなというこ  
とも思われるところではあります。

先週、十月の十一日になりますけれども、アメ  
リカのDNIから公表されましたザワヒリからザ  
ルカウイへのレターというものがあつたわけであ  
ります。これは信憑性がどうかというところは非  
常にまだわからないところではありますけれども、  
アメリカ政府が公表したということで、ある程度  
の信憑性というところで議論を進めていきます  
と、やはり彼らのテロリストサイドの認識とし  
ても、今回のテロリズムは、メディア、広報の闘い  
である、いかに一般市民に浸透していくかがか  
ぎであるといったような認識を彼らも持っている  
ようであります。

そこで、まず外務大臣に、そういったテロ組織  
の一般市民社会の中への広がり、浸透ぐあいで  
すとか形態の変化、さきのテロが起つた九月十一  
日以降の変化について御認識を伺いたいと思いま  
す。

〔委員長退席、岩屋委員長代理着席〕

○町村国務大臣 平成十三年九月の今委員がお触  
れになった同時多発テロ以降、アルカイダを初め  
とする国際テロ組織に対するテロとの闘い、プツ  
シユ大統領は、アルカイダの本体の組織やネット  
ワークは大きな損害を受け、その活動は大幅低下  
しているという分析もされておられるよう  
でございます。

他方、今委員お触れになりました、国際的にむ  
しろ分散してしまっているということで、大小無  
数のテロ組織がインターネット等いろいろな手段  
を通じてお互いに連携したり、あるいは単独でテ  
ロ活動をやっているという様な様相もあるわけ  
でございます。なかなか、本当に取締に向かっ  
ているのか拡大に向かっているのか、にわかには判  
断をしがたい状況かな、こう思っております。

特に中東地域ではイラクがテロとの闘いの最前  
線になってございまして、アルカイダ  
の関連組織でございましてメソポタミアのジハード

基地組織とかアンサール・アルスナといった組  
織が現状では非常に活発なテロ活動をやってい  
るというところのようでございますから、私どもとし  
ては、この国際テロ組織の活動、予断を許さない  
どころか、十二分の注意をしながらその対策を  
やっていかなければいけないだろうと思いま  
す。

ただ、委員お触れになりました、イスラム社会  
全般あるいはイスラムの教えがそもそもこういう  
ものの根源ではないだろうかという御指摘  
も一部には確かにあるのですが、私は、あ  
るイスラムの著名な、お坊さんと言つた方がいい  
のかもしれませんが、宗教指導者とも言つた方がい  
いかもしれませんが、実際には学者の名刺をいただ  
きました。その人と話をしていたときに、本来、  
本質的にイスラムの教義の中にこうした暴力を肯  
定するようなものは一切ない。何か目には目をと  
いうようなことばかりが言われておるけれども、  
しかし、コーランの教えの中はむしろ極めて平和  
主義的であつて、こうした暴力的なことを否定す  
る、これが本来のイスラムの教えなんだとい  
うことを私に大変熱心に語っておられた方もいら  
っしゃいます。

でありますから、テロ組織というのが、イス  
ラムの教えを信じるがゆえに、どんどんどん  
今後限もなく広がっていくという性格では必ず  
しもないのではないのかなと、若干の期待を込め  
て、そんな思いも持っているところでございま  
す。

○鈴木馨委員 今のお答えを伺いまして、非常  
にある意味安心したというか、望みがあるなとい  
う思いを非常に感じたところであります。

そういった状況でございまして、まだ、テロ  
組織というものを徐々に弱体化させて、だんだん  
この世の中からなくしていくというようなことも  
可能性としては残っているところであるかと思  
われます。

もちろん、テロのリスクというものが全く、全  
くというかは改善していない状況においてはテ  
ロとの闘いというのは当然継続させるべきです  
し、それに対する日本のスタンスというのをいろ

いろと変えないでこのまま継続していくことは非  
常に重要なところであると思われまふけれど  
も、その一方で、ただ、やはり一つ、このよう  
なテロの細胞というものが広がつてしまつた現状に  
おいては、考えられるかと思われるわけであり  
ます。

それは何かといいますと、テロ組織というもの  
を、今まさしく大臣がおっしゃいましたように、  
その教義、一般市民のイスラム社会というものが  
そもそもテロを許容するものでないものであるな  
らば、一般のイスラム社会からいかにテロ組織を隔  
離するか、そういった議論というののも当然あつて  
しかるべきかなというふうに思うわけであり  
ます。

かといつて、その一方で、先ほど触れました書  
簡にもありますとおり、今のアルカイダ、そうい  
つたテロリスト、テロ組織は非常に宣伝に巧みであ  
ります。また、そこに重点を置いている。そうい  
つた状況にあつて、いかに彼らを一般社会から隔離  
させるか、彼らの正統性をなくすかという考えが  
必要なのでありますけれども、そのときに一番大  
事なのが、いわゆるイスラムの一般市民たちが  
いかにアルカイダとかそういったテロリストに対  
して同情しないか、彼らに正統性があるのではない  
ということをしつかり認識させることが非常に重  
要になっていくのではないかと思う次第であり  
ます。

そういったところで何が本当のかぎになるかと  
いうことを考えますと、その書簡の中にもある話  
ではあります。彼らにとつて一番のレジティマ  
シーというか正統性の根拠となつていいる根源的  
なものは、やはりパレスチナ問題というところがあ  
ると思ふんですね。そのパレスチナ問題における  
特にアメリカ政府の、これは言葉は適切かどうか  
わかりませんが、一般に世の中で言うダブ  
ルスタンダードが非常に彼らに正統性がある意味  
与えてしまつていいるという状況があるのかなとい  
うことも考えられるわけですね。

そこで、日本政府としても、我が国自身の安全  
保障、テロ撲滅というのは安全保障に直接関与し  
てくるわけですから、そこでいかにパレスチナ問  
題についての公正な解決というものにコミットし  
ていくか、そこが大事な話ではないかなと思ふわ  
けであります。特に、報道で見る限りは、イスラ  
ム諸国におきまして、イスラム、ユダヤ両方に  
深いしがらみというものがない日本にその解決を  
期待する声というののもかなり強くあるやには聞い  
ております。

そこで外務大臣にお尋ねしたいんですけども、  
以前、五月ぐらいに多少話があつたかと思  
いますが、日本として今後パレスチナ問題にいか  
に取り組んでいくのか。具体的に言えば、多少強  
目のコミットとして、総理が主導して和平会議を  
東京で開催するとか、そういった意味で積極的に  
関与していく御予定があるのか、そういった可能  
性について伺いたいと思ひます。

〔岩屋委員長代理退席、委員長着席〕

○町村国務大臣 イスラエル、パレスチナの問題、  
歴史をさかのぼりますと大変古い話にもなつ  
てくるわけでございますし、さきの大戦の最中  
のこともございます。今ようやくある種のロード  
マップにまた戻りような形で、事態が少しはいい  
方向に向いていいるのかなとは思ひますけれども、  
これまた予断を許さない。

しかし、少なくともガザ地区からの撤退という、  
これも歴史的な動きが今進められていいるわけ  
でございますから、そうした状況を私どもでもできる  
だけバックアップしていこうではないかという姿勢  
で中東和平問題にはこれまで積極的に取り組ん  
でまいりましたけれども、これまで以上にまた取  
り組んでいく必要があるし、そのことが、ひいて  
は今委員御指摘のようなテロ対策、広い意味のテ  
ロ対策の一環になるであらうということも私も確  
信しているところであります。

ことしに入つてからだけのことについて言いま  
すと、私は、一月にイスラエル、パレスチナ両方  
を訪問いたしまして、それぞれの首脳に会い、平  
和の実現のためにそれぞれが努力してもらいたい

ことを話してまいりました。また、ことしの一月以降にはありますけれども、一億一千万ドルの対パレスチナ支援も行っておりますし、五月にパレスチナのアッバース自治政府大統領を日本にお招きいたしました。小泉首相と大変いい会談をやっていた、こう思っております。

シャロン・イスラエル首相の訪日も実現すべく働きかけをやっているところでございますが、両者を一遍に同時に日本でお呼びをして平和会議というアイデアもないことはないのではありませんけれども、なかなか言うべくして難しい点もございす。それぞれの国の首脳の日程というものがあろうかと思っておりますけれども、できればそういう方向に向けても努力をしていきたい、こう思っております。

いずれにいたしましても、これも息の長い取り組みを必要としているところでございまして、私どもとしては、今委員が御指摘のように、日本が深いかわりをさほど持てこなかったがゆえにできる部分と、またやれない部分と、実は両方あるのだからと思っております。

それともう一つは、特にパレスチナについて言いますと、私どもの政府特使として有馬元大使が現在も活躍をいただいておりますけれども、有馬さんの話によりまして、日本の戦後の復興というものにパレスチナは大変学びたいという気持ち強いんだということをいつも言われます。それは、先方の要人と話をすると、日本の復興に我々も学んで国づくりをやっているんだ、決してパレスチナの一部にあるような暴力的な動きだけがパレスチナ人のすべてではないんだということをよく言うわけでありまして。

そういう意味からも、日本が独自の役割を果たすことがこの中東和平問題で可能なんだろう、こういう思いで取り組んでまいりたいと思っております。

○鈴木(馨)委員 非常に前向きなお言葉をいただきました。しっかりと見守っていききたいというふうに思っております。

多少話はかわりますけれども、今申し上げましたのはテロ組織をイスラム社会からいかに切り離すかという面で、長期的に見れば金と人の流れを切り離すというのが一番大事なことかな、そういうふうにも考えるわけです。

主に人の面を見てきたわけですが、もう一つ、金の流れをいかにとめるか、資金源、資金の流れというもののからいかにテロ組織を締め上げていくかといったような考え方も非常に重要かと思えますし、これについてはいろいろと国際的な取り組みというのでもされてきたかと思えますけれども、そういったところについて、これまでの具体的な取り組みやその成果について伺えればと思えます。

○河野政府参考人 お答えいたします。

資金面の締め上げということですが、テロ資金の規制ということは、テロリストの活動を根元から封じるといふ観点から、国際的なテロの防止、根絶のために最も重要な柱の一つであると考えておりまして、さまざまな国際的な取り組みが行われておりますし、日本も主体的に参画しているわけでございます。

例えば、我が国としては、九・一一事件の後には、テロ資金供与防止条約を締結するとともに、他のG8諸国と協調しつつ、世界各国に対してこの早期締結を呼びかけてまいりました。昨年の十二月には東京でテロ資金供与防止条約締結促進セミナーというのを開催いたしました。東南アジア諸国などを対象に、我が国における条約締結の経験を紹介するなど行って早期締結を呼びかけたといったところがございます。

それから、資金の凍結措置についてでございますけれども、関連の国連の安保理決議に基づきまして、現在、安保理の制裁委員会により指定されたタリバン及びアルカイダ関係者など四百五十五の個人及び団体に加えて、そのほかのテロリストなど二十七の個人、団体、総計四百八十二の個人及び団体に対して資産の凍結措置を講じております。

また、我が国としては、こういったテロ資金源対策に関する国際的な取り組みについても積極的かつ主体的に取り組んでおりまして、二国間会議の場、G8あるいは国連、そのほかさまざまな国際的な枠組みを活用しながら、途上国を含めた幅広い協力体制の構築に取り組んでまいりまして、この姿勢を引き続き維持したい、そういうふうに考えております。

○鈴木(馨)委員 どうもありがとうございます。取り組みを伺いまして、非常に心強く思っております。

多少また話は飛んでしまいましたが、二〇〇二年の暮れでございましたか、イエメン沖で北朝鮮船籍の船舶が発見された。いろいろと、ミサイルがどうとかそういった報道があったように記憶しておるんですけども、先ほどの質疑におきまして、自衛隊のインド洋における活動の中で、ほかの諸国との間でいろいろそういった情報のやりとりといったようなものもされているというような話も伺いました。

その中で、北朝鮮とイスラム系のテロ組織の間の何らかのつながりですとか、もしくは、これはアメリカが非常に気にしているところではあるんですけども、北朝鮮から第三国もしくは第三者、テロリストとかそういったところになると思うんですが、そういったところに、核関係物質、核兵器といったものが流出する可能性についての懸念につきまして、多少、今話せる範囲で構いませんので、伺えればというふうに思います。

○町村国務大臣 いろいろな情報収集、私どももやっております、必ずしも十分であるかどうかはわかりませんが、ただ、現時点で、北朝鮮が特定のイスラム系のテロ組織と何か緊密な連携にあるとかいった確固たる情報に接したことはございません。また、北朝鮮が持っていると言われている核兵器が、テロリスト等第三者向けに渡ったという情報にも今の時点では接していないわけでございます。

ただ、いずれにしても、北朝鮮によります核の

拡散を防止するということは大変重要なことであらう、こう思っております。だからこそ六者協議の重要性というものが指摘されるわけでございます。この六者協議の成功に向けて、今後引き続き、さまざまな会合が開かれるわけでございまして、私どもとしても全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木(馨)委員 どうもありがとうございます。さて、時間も押してまいりましたので、次に、今回の法案でございまして、延長の期間についての質問をさせていただきます。その前提として、先ほど多少関連の質問もほかに出ておりましたけれども、インド洋における自衛隊による給油活動についての諸外国の評価、もしくは、実際に運用上、例えば自衛隊による給油がないと、どの程度米軍の作戦、運用等に支障が出るのか、そういったところについての簡単な認識を伺えればというふうに思います。

○大野国務大臣 委員は二〇〇一年九月十一日にワシントンにおられたということでございすけれども、私は、当日、サンフランシスコ平和条約五十周年記念の行事でミネアポリスに参りまして、ホテルをチェックアウトした途端にニュースを知りました。その中で、ブッシュ大統領が、これは新しい戦争だ、そして、国境のない戦争というようなことをしきりに言っております。

そのとき、いろいろな議論がありましたけれども、私が一番感じましたのは、テロというのは、いつ、どこから出てくるかわからない、そして、仮にニューヨークで起こったとしても日本人の大量の犠牲者が出る、国際的に協力して撲滅していくべきでない、こういう国際協力というのはテロ撲滅のための本当に大事な考え方だということを強く認識したところでございます。

そういう意味で、今委員が御質問になられました、国際的にどう評価されているんだ。一々申し上げるとこれはいっぱいございすけれども、アフガニスタン大統領、ブッシュ大統領それからイスラエル国務長官、町村外務大臣におっしゃっていま

す。ストロー英外相その他いっばいございますけれども、私自身の経験でいいますと、例えばラムズフェルド長官から、テロとの闘いにおける日本との協力は大変重要である、アメリカもこれをよく認識しており、大変感謝しておるということがございました。また、シーファー大使との会話でも随分と評価してくれておりまして、特にパキスタン問題に大使は言及しておりました。

そういう意味で、国際的な評価は大変大きいものがありますけれども、これはこれまで何度かお答えしておりますので簡単に申し上げますが、やはりMIOの活動の効率性に大変効果を上げています。寄港回数が減りますから効率性に寄与している。それから、給油には高い技術と能力が必要ですが、日本の自衛官はそれを見事に果たしている。そして、補給艦をたくさん持っている国というのはアメリカ、イギリスぐらいですから、日本という国が補給艦を五隻持つて大変このことに有効に参加している、こういうような問題があります。

そういう意味で、この日本の活動というのは大変各国からも評価されておりますし、効果的な活動をしているものと私は信じております。

○鈴木(馨)委員 どうもありがとうございます。実際にそのように高い技術が評価されていると聞きました、非常にその重要性に思いをいたすところでございます。

ただ、テロとの闘いの重要性、ここは私も、先ほどみずからの体験も申し上げましたが、そこに何ら疑義を挟むところではないのでありますが、日本の外交戦略、ここに一言申し上げられればと思います。

私がいいますには、日本の外交戦略というのは、それぞればらばらなトピックをやっているのではなくて、やはり一つ、国益という軸、国益の追求を軸として総合的に立てていくものであろうというふうに思うわけでありまして。

現状、周りを見渡しますと、北朝鮮ですとか中国、国連問題、事実上、問題は山積でございますし、これは特に同盟国であるアメリカの協力等も

得ないとなかなか日本の思うような解決というのが非常に難しい状況にあるのかなというふうになる。国際情勢を見渡して思うところでございます。

そこで、アメリカの一方的な善意ですとかポラントニア的な親日的な態度、そういうところから頼つて本当にいいのかなというところを私はかねがね疑問に思っておる次第でございます。

あえて申し上げますと、ここは極論です。多少不適切な表現もあるかと思いますが、今大野長官おっしゃいましたように、日本のインド洋における自衛隊活動がある意味非常に高く評価されているという状況であれば、アメリカも含めた諸外国としては、撤退してほしくない、下世話に言えばそういう気持ちというのは非常に強いのかというふうに思うわけでありまして。

そこで、それを、日本の外交上のほかの対外的な政策における何らかの果実をとるための有効なカードという認識を持つのも非常にあり得る考え方なのかなと思いますし、私個人としては、外務省、外交というのは失敗が許されない、国益を確保する、これは失敗が許されない。ゲームと云うには余りにシビアな業務なわけですから、そのぐらいいは考えた上で戦略的な外交というのをさせていただきたいというふうに思っている次第であります。

そういった観点からしますと、今回、延長幅を二年でなくて一年にしたということによって多少の効果も出てくるわけでありまして。それは何かといえますと、二年間の延長幅ということであれば、よほどの事態がない限り自動的に継続されてしまう。一年にした場合には、一年後には自主的に日本として見直しをして、延長をしっかりと正当化できるような理由を見つけていくにはいけない。逆にそれは対外的にもそういうことは言えるわけでありまして、日本の国民が納得いかないんです。

まあこれは仮の話です、本当に全く仮想の話ですけれども、例えばあえて具体的に言えば、国連安保理の問題、いろいろございまして、そういうところで日本に積極的に協力していただけない

れば、これは国内世論はもちませんよ、そういうたプレッシャーがある意味ほかの国にもかける。そういう意味で、この見直しの時期というのは二年ごとよりも一年ごとの方が、そういうカードとしての価値は上がるのかなというふうな認識も持つわけでありまして。

今回、ほかのいろいろな御判断もあつたのだとは当然認識しておりますけれども、そこは承知しておりますが、そういう意味で、対外政策上、国際的な総合的な外交戦略上のカードとしての価値を高めるといふ意味も今回の延長幅一年とされた理由にはあると考えてよいのか、そういうところを一言御見解を伺えればと思います。

○町村国務大臣 私ども外務省は、どうも委員のようにより余り戦略性がないのかと思つて今反省をしていただいておりますが、今回の一年を外交カードとして使うという意識は、率直に言つて、ございませんでした。

国際的なかわりにについて申し述べるならば、仮に今ここでテロ特措法をやめてしまふ、こうした活動から日本ひとりが脱落するというのが持つむしろ国際的なネガティブなインパクトというのは大変大きなものになるであろうなということとを私どもはまず第一に考えたところでございまして、テロ対策をむしろ強化していかなければいけない、あるいはアフガニスタンに対する支援をさまざまな形で強めていかなければならないという折に、一つの大きな手段であります自衛隊の存在というものをみすみす手のうちから落としてしまふということは、やはり日本国として適切な選択ではなからう、こう考えまして今回この一年延長というものをお願いしているところでございまして。しかし、委員から貴重な御示唆をいただきましたから、今後よく考えてみたいと思います。

○鈴木(馨)委員 若輩者としては大変生意気なことを申し上げまして、失礼いたしました。

私も、派遣しているということ自体が持つ戦略的な意味というのは非常に大きいと考えておりまして、その観点からも、いろいろと今後とも活動

を続けていただければというふうに考える次第でございます。

最後に、時間も押してまいりましたので一問だけ。今回、対象地域ということで、パキスタンについて伺いたいと思います。

パキスタンという国は、冷戦期以降、中国の友好国という位置づけでいたことが非常に長いわけでありまして。また、最近のインドの経済、軍事両面における台頭ということから、南アジアの地域が中国の戦略上非常に重要な地域となっていることは容易に想定されるわけでありまして。同時に、日本としても非常に重要な地域であるわけですが、日本としても日本の外交戦略を考える上で、中国がどういう戦略で今後動いてくるのか、そういうところも多少は考えないと、誤った外交政策を打ってしまう可能性も出てくるのかなというふうに危惧するわけでありまして。

そこで、今回の地震、本当にある意味、ちょうどそういったスタンスがわかるトピックではございまして、トピックと言うと非常に不謹慎でございますけれども、そういう状況でございますので、このところの中国の首脳部の例えばパキスタンに対するコメントですとか、あとは、今回実際にパキスタンに対して出した援助の人、物、金、その内訳等、そういう情報からいろいろ分析をされて、今後の中国の対南アジア政策というものについて何らかの御見解等があれば、分析等があればお聞かせ願えればというふうに思います。

○町村国務大臣 委員御承知のように、中国は今非常に国際的に活発な外交活動を展開しているわけでございます。特に地理的な問題からいえば、インド洋にいかに出やすい環境といえます。か、これをつくっていくのかということに大変な力を入れている。そういう意味で、周辺国外交とでもいうんでしょうか、これを活発にやっております。一つはASEAN、なかなかミャンマーの方を通じて出ていくこと、それから、インド、パキスタン方面というのがあり得るんだらうと思

そういう意味で、今回のパキスタンの地震について、中国はパキスタンに対して、緊急援助隊であるとか物資の援助、それから六百二十万ドルの支援表明を行っております。そういう意味で、大変積極的な地震対策支援ということで取り組んでいるようにございます。

そういうことを見据えながら、私どもとしても南アジアは大変重要な地域であるということで、ことしの四月、総理自身もインド、パキスタンを訪問するなど、あの地域の重要性というものを認識しておりますし、今回私どももさまざまな形で、二千万ドルの支援を含めてパキスタンの地震対策というものにも取り組んでいるところであります。

何も中国と一対一で競り合うという意識ではなくて、日本にとっては日本から見た重要性というものもあるわけでございまして、そういう意味で、この地域の安定というものをしっかり念頭に置きながら積極的な外交を展開していかなければいけない、このように考えます。

○鈴木委員 時間となりましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○船田委員長 次に、松本洋平君。

○松本洋平委員 自由民主党の松本洋平でございます。新人でございます、何分よろしくお願いをいたします。

残された時間も少なくなってきましたので、重複されました質問にしましては割愛させていただきますながら進めさせていただきますと思います。

まず、質問の冒頭に、テロ並びに地震等災害によりまして被災者となられました方々に對しまして心からお見舞いを申し上げます。

特に、先般発生いたしましたパキスタンの地震におきましては、死者が三万九千五百人、またけが人が六万五千人というような非常に大きな被害となっているわけでございます。こうしたパキスタンの地震におきまして、我が党自由民主党とい

ましては、先日、有楽町の駅前におきまして、武部幹事長、そして安倍幹事長代理、中川国対委員長を先頭といたしまして、また私どもも八十三名の自由民主党新人議員の大勢が参加をいたしました募金活動をしてきたところでございます。そして、その中におきまして、国民の皆様方からの助け合いの心といえますか、そうした温かいお気持ちを私自身非常に強く感じてまいった次第でございます。

また、昨年は、新潟の中越地震が我が国におきましてはありました。私が選挙区としております東京十九区というところは、西東京市、小平市、国分寺市、国立市、四市で構成をされております。新潟中越地震の直後に、各市一時間半ずつ、合計六時間しか時間がとれなかったんですけれども、自由民主党の仲間たちと一緒に募金活動を実施しました。その際、六時間の募金活動の中で、六十万円を超える募金をいただけたわけでございまして、こうした活動を見ても、こうした実績を見ましても、我が国日本というのは本場に助け合いの心にあふれた国だということを強く感じました。

私たちが国民のこうした気持ちの上で、ぜひとも政府がリーダーシップをとりまして、このパキスタン地震被災者の皆様方に対しての救援活動をさらに進めていっていただきたいと思います。そのように考えているところでございます。

さて、パキスタン地震に関連いたしまして、一つだけ御質問をさせていただきます。先般、一部報道によりまして、このパキスタン地震におきましてビンラディン氏がどうも死亡したんじゃないか、そういう報道が一部なされておりました。これに関しましての御見解をお聞かせ

いただきたいと思います。よろしくお願います。

○町村国務大臣 十一日付のドイツの大衆紙、ビルトという新聞ですが、これが、今委員御指摘のウサマ・ビンラディンが死亡したのではないかと、この報道をしたようにございますが、私どもとして、これが確実な情報であるということを確認できるには至っていないところでございます。

○松本(洋)委員 あくまでも、本場に一部の新聞報道がされただけで、正式発表等は何もされていないところでございます。ビンラディンが死亡したからこれでテロが終わるかといえ、そういう問題ではないのは重々承知しております。しかしながら、この情報が非常に大きなインパクトをもたらす可能性があるのではないかとということで、あえて御質問をさせていただいた次第でございます。

また、先ほどの質疑の中におきまして、パキスタンの地震によりまして、アフガニスタンそしてパキスタン国境付近で行われておりますテロ掃討作戦に関しましては特に影響が出ていないようだが、その後も肅々とその活動が続いているというように御答弁が外務大臣からなされていたところでございます。

こうしたテロ対策という観点からいたしまして、パキスタン地震に對しましての我が国の支援、ぜひとも強化をしていただきますように一言申し添えさせていただきます。

続きまして、アフガニスタンの情勢に関しましてひとつ御質問をさせていただきます。

先ほど来、O.E.Fを中心としたことに関しましての御質問が各委員からされてきたところでござい

ます。もちろん、国際社会、一致協力しての支援活動というものは極めて重要でございます。しかしながら、私は、その根本には、アフガニスタン政府によりまして自分たちの努力での政治情勢の改善というものが何としてでもその一番の根本になければならない、そのように考えているところでございます。

○町村国務大臣 去る九月十八日にアフガニスタンの国会の下院選挙それから県議会選挙が行われました。開票には多少時間がかかるようでございますが、結果は今月下旬以降確定をする。それを受けて、新しい本格的な議会が十二月には開会をする予定だそうでございます。

そうなりますと、昨年の新しい憲法制定、大統領選挙とあわせて、一連の政治プロセスというのは完了するということになるわけでございまして、それはそれで大変すばらしいことであるというところで、私どもも高く評価をしているわけであり

ます。

ただ、治安情勢その他、非常に不確定な要素、不安定な要素も多々あるのは先ほど来から申し上げていただいております。こうした問題に彼らがどこまできつちりと取り組むことができるか。カルザイ大統領というのは、私もお目にかかりましたが、なかなか魅力的な、かつ能力の高い大統領であるとお見受けいたしました。リーダー一人がしっかりといても、問題は、それを支える言うならば行政機構がどこまでしっかりと

しているのかというところ、まだまだそういう面で十分な点もあるようでございまして、そういう点が次第に整備をされてくると彼らの統治能力もつと高まってくるんだらう、こう思います。

今お尋ねの軍閥でございますが、これは軍閥出身者から成ります旧国軍兵士の武装解除、動員解除、社会復帰、DDRと呼んでいる部分でございますが、これは約六万三千人の武装解除が完了し、そのうち約六万人が社会復帰過程に入りました。この分については日本が国際的なイニシアチブをとってやってきた部分でありまして、ここは非常にうまくいった仕事だということで評価を得ているところであります。

ただ、これ以外にも非法法の武装集団というものがあろうございまして、千八百十グループ、約十二万七千人いるというところのようでありまして、これらの者を正業につけるというのは、これはなかなか難しいんだらうな想像ができるわけ

であります。しかし、こういう人たちが麻薬取引でありますとかあるいは人身売買等に関与しているのではないかと、こう言われているわけでございます。

したがって、こうした人たちの武装解除、正業に復帰をするというようなことは、アフガニスタンの長期的な安定、発展のためにはどうしてもやらなきゃならない重要な仕事であろう、こう思っております。今後、国際社会と協力をしながら、武器の回収でありますとか、あるいはその対価としての地域開発を推進していく、いろいろな努力を積み重ねていきましてアフガニスタン政府の努力を支援していかなければいけない、このように考えております。

○松本(洋)委員 ありがとうございます。まだまだアフガニスタンが抱える国内情勢というのは非常に大きなものがありまして、そのためには国際社会の協力が不可欠というように、よくわかりました。

その上での今回のテロ特措法一年延長という話であるわけでございますけれども、テロ特措法が今回一年延長ということにしましては、先ほど来さまざまな議論がなされてきたところでございます。しかしながら、今回、二年から一年と延長期限を半分にしたということは、私は大変評価に値することではないかというふうに考えているところでございます。大野長官も先ほど、この一年間の間に自衛隊が撤退できるような状況が生まれるかもしれない、そういったお話をされておりました。

また、この二年から一年という期限の短縮という問題にしまして言えば、ある意味、政府にとりましてはハードルを上げたとも言えなくもないわけでございます。その分、我々立法府のチェックをするような、そういった機会が多くなるわけでございます。

もちろん、私も一般法にする方がいいんじゃないかと思っているような人間ではございますけれども、その状況にはない今の我が国の状況下にお

きましては、やはり二年から一年に短縮というのは非常によろしいことなのではないか、そのように思っているところでございます。

その一年延長でございますけれども、ということは、当たり前のことですけれども、一年後に期限を迎えるわけですが、その際のこの法律の取り扱いにつきまして、どのような判断をされるのかというのをぜひとも伺いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○井上政府参考人 お答えを申し上げます。

今回、テロ対策特別措置法の期限を一年延長させていただきますというふうに考えておるところでございますけれども、その期限後どうするかという取り扱いでございますが、当委員会におきましても官房長官の方から御答弁がございましたけれども、アフガニスタンにおきますテロリスト掃討作戦等の進捗状況、同国の内外の情勢、国際社会によるテロとの闘いへの取り組みの推移、我が国として果たすべき役割等、種々の要素を総合的に勘案いたしまして、我が国として主体的に判断する必要があるものと考えているところでございます。

○松本(洋)委員 今回の延長に際しまして、当然、政府は慎重な上にも慎重な審議を重ねられて出された、そういった結論だというふうに信じているところでございます。

そういった意味合いにおきましては、ぜひとも、一年後にもこれを再度延長するというような形になるにしても、さらなる慎重審議をしていただきます。そして、ぜひとも私ども立法府に対しまして十分な情報をお与えただけ、よりレベルの高い審議ができるような、そういった状況をつくることにさらなる御協力をいただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次の質問に移させていただきます。

こうした国際社会におきますテロへの取り組みがございまして、テロ勢力というのはだんだん弱まってきた。しかしながら、これが世界各国にだ

んだんと分散をされるような結果になっている、そういった各委員からの質問もあったところでございいます。そうしたことから、これから先、テロ対策におきましては、本当に全世界一致いたしましてその対策を実行するということが極めて重要なことになってくると思っております。

午前中の審議の中でお話ございました、テロ対処能力が低い国に対してキャパシティビルディングの支援というように、我が国日本はこれまで行ってきたわけでございます。しかしながら、そうした取り組みにおきまして、先般、バリ島におきますテロ事件が発生したわけでございます。

そうした意味合いも含めまして、この我が国が実施してきたキャパシティビルディングの支援についての内容、評価、そしてアジア各国に對しましてのテロ対策への取り組みに關しまして御質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○河野政府参考人 おっしゃるとおり、近隣のアジアとの協力というのは極めて大事なことでございまして、そういった中で、特にキャパシティビルディングと申しますか、いわゆる人材の育成を通じて、専門家の派遣あるいは研修員の受け入れ等を通じて、ODAを通じたキャパシティビルディング支援ということが重要だというふうに心得ております。そのような考えに基づいて、我々は東南アジアの諸国を中心として、さまざまな分野でそういったODAを活用しているというのが現実でございます。

具体的にどんな分野かと言われれば、例えば航空の保安であるとか、出入国の管理であるとか、あるいはテロ資金対策であるとか、さまざまな分野にODAを通じた協力を続けてきているということでございます。

また、加えて、アジアとも協力しながら、国際社会の大きな流れの中で、東南アジアもアジアの一員として一緒になって動いていくということも重要でございます。例えば、そういった政治

意思を示すという意味では、昨年の十一月には、日本とASEANの首脳会議の際に、国際テロリズムとの闘いにおける協力に関する日本とASEANの共同宣言というものを出して、国際社会と連帯してこのテロの問題にアジアも一緒になって取り組むといった姿勢も示してきているところでございます。

○松本(洋)委員 アジアの安定化というのは、本当に我が国にとりましては生命線とも言えるような、そうした大切な地域であるというふうに考えているところでございます。そういった意味合いにおきまして、我が国におきましてテロ対策のためにできることはぜひとも何でもやっていただきたい。まさにそれが我が国の国益に非常にかなう重要な問題ではないかというふうに私自身は強く感じているところでございます。

自衛隊のようないわゆるハードパワーの支援ももちろんございますけれども、こうしたキャパシティビルディングのようなソフトパワーの支援というものも、ぜひとも我が国におかれましてはこれからより一層認識をしていただきまして、積極的な取り組みをしていただきたい。また、こうした取り組みに對しましてぜひとも国民が理解できるような情報公開といえますか、そういったものも含めた対応というものをよろしく願いたい、そのように思っているところでございます。

もう残された時間も本当に少ないので、ちょっと駆け足ですが質問をさせていただきます。

先ほど、質疑の中におきまして、日本国内におけるテロ対策ということで御質問がございました。そして、それに対しましては、引き続き日本国内において、テロを未然に防ぐような、そういった対応を一生懸命やっていくというような御答弁があったかと思われま。しかしながら、先ほど申し上げましたように、バリ島のテロ事件におきましては、邦人の死亡者が出たわけござい

す。そこで、我が国におきまして在外邦人に対するテ

口への安全確保の取り組み状況に関しまして御質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○谷崎政府参考人 お答えいたします。

外務省は、テロ関連情報というのを、いろいろ広範囲な情報収集に努めております。情報としては、危険情報、それからスポット情報、このスポット情報と申しますのは、具体的な事件等を踏まえて、迅速に海外渡航者等に注意を喚起する情報でございます。さらには、テロの概要、そして爆弾テロのパンフレット等を外務省のホームページに載せております。

これらの情報をいかに伝達するかということでございますけれども、まず旅行者への情報提供ということでは、この外務省のホームページの情報を旅行者に提供するよう旅行者に要請をしております。また、さらに、大手旅行者との間では、定期的に外務省との間で連絡会を開催いたしまして、常に新しい情報を提供するように努めておるところでございます。

御質問にありました在留邦人への情報提供でございますけれども、これにつきましては、在留邦人へ大使館からメール等で送付しておりますし、さらに、在留の企業との間で安全対策連絡協議会というような方法で、新しいテロに関する情報を提供するようにしております。

いずれにしても、テロの情報の内容、さらには伝達方法という点につきまして、よりきめ細かい対策を今後も続けていきたいというふうに思っております。

○松本洋委員 我が国の国民が海外におきましてテロに巻き込まれ、そして命を落とすというのは本当にあってはならないことでございます。そのためにできる手段というのはぜひともいろいろと講じていただきたい、そのように思います。

最後になりますけれども、一つだけ御質問をさせていただきます。

ちよっと通告とは順番が後先になってしまっている部分があるんですが、以上のような観

点から、私も、ぜひとも、テロ根絶のために我が国ができることは何とでもやっつけていかなければならない。そのためには、このテロ特措法を通じて、我が国ができる協力というものはやっつけていく、そして、テロの撲滅に對しまして、我が国が一定の役割をきちんと果たしていく、こうしたことは極めて重要なことだと思っているわけでございます。

今回のテロ特措法がこれで通りました場合には、一年間活動が延長されるわけでございます。そうした、テロ特措法が一年延長された場合につきまして、防衛庁長官の決意を最後にお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○大野国務大臣 ただいま松本委員から、テロ特措法、一年間延長がなされた場合と御質問でございますが、ぜひとも早く国会を通していただいて、延長のほどよろしくお願いをいたします。

もう細かなことは申しません。日本の活動によりましてOECD・MIOの活動が本当に効率的に行われるようになっていく。それから、日本の給油技術というのは高く評価されて、日本の海上自衛隊、この活動に本当に貢献しております。また、補給艦を持っている国というのは数少ないものですから、そういう意味でも日本は高く評価されている。こういうことでございます。

ただ、私は、国際的には評価されているけれども、日本の国内でまだまだ我々の海上自衛隊の隊員が行っている活動が理解されていない、広報の不足もあるかと思えます。ために、例えばフリーガステーションとか、あるいは効果がないとか、どこに効果があるんだとか、そういう議論が出てくるわけでございます。こういう意味で、私は関係国にもっとも情報提供してほしいということを言っておりますけれども、国民の皆様にもこの意義を十分御理解いただきたい。

その上で、私は、テロを地球から追放するため、防衛庁長官として、日本が国際社会の責任の一員、ぜひともこのテロ追放活動に有効に参加

させるべく、自衛隊の諸君にも頑張ってもらいたい、そしてまた、国民の皆様にも御理解いただきたい、家族の皆様にもどうか安心して活動できるように、自衛官の安全確保に十分留意しながら、ぜひともこのテロ活動に海上自衛官の諸君が大いに貢献するよう、私といたしましても最大限頑張つてまいりたいと思っております。

○松本(洋)委員 もう時間が参りましたので、最後に一言だけ申し述べさせていただきますかと思っております。

今、防衛庁長官から決意がございました。今のこの時間も灼熱の海上で作業をされている自衛官の方がいらつしやいます。また、イラクを初め、各国、全世界に散らばりまして、我が国民の負託にこたえ、そして世界平和を実現するために一生懸命汗を流して活動されている自衛官、そして家族の方々がいるわけでございます。こうした方々に対して心の底から敬意を表しますとともに、ぜひとも政治がそうした皆様方の御期待に沿うような活躍といえますか、そうしたことをしていかなければならないということでございます。私もこれから一生懸命頑張つてまいりますことを心からお約束申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○船田委員長 次に、丸谷佳織さん。

○丸谷委員 公明党の丸谷佳織でございます。最後の質問になりましたので、きょうの六時間にも及ぶ質問の中でなるべく質問の内容が重ならないようにというふうに考えながら質問させていただきますかと思っております。

まず冒頭、通告申し上げていないので大変に恐縮でございますけれども、本日、小泉総理が靖国に参拝をされたという件で外務大臣にお伺いをさせていただきますかと思っております。

今回の参拝については、小泉総理は公的なものではないということである工夫をされたのであろうというふうに思いますけれども、なかなか外交面では、特にアジア各国から理解をいた

けるところというのは果たしてどこまでなんだろうかとこのように思います。

今月の二十三日また二十四日、外務大臣は訪中をされる御予定だということにお伺いしております。今回の小泉総理の靖国参拝が、この大臣の訪中、外相会談あるいは訪中の日程自体に影響を与えるのではないかと心配するところでございまして、この点について外務大臣の方から、御答弁いただけたところを御答弁いただきたいと思っております。

○町村国務大臣 この週末にかけまして、先方外交部長と久しぶりに話し合いをしてようかな、こう思っていたところでございます。まだ日程が必ずしも最終的にフィックスした状況ではなかったわけでございます。私どもの方からこれをどうこうするつもりはございません。先方から何か考えがあれば言ってくるんだろうな、こう思っております。先方の反応いかんであらう、こう考えております。

私としては、こういう問題がどうか、こういうことになったからこそ、逆に私は、外務大臣同士の率直な話し合いがむしろ必要なのではないだろうか、こういう期待を持っているところでございます。

○丸谷委員 ありがとうございます。

外務大臣、日中間にはエネルギーの問題あるいはさまざまな問題が今本当に深刻に横たわっております。ぜひ外務大臣の訪中における会談が成功裏に終わるよう、私どもとしては期待をさせていただきます。同時に、小泉総理に對しましては、追悼施設の建設も含めまして、外交面での配慮、あるいは総理の、英霊のみならず、こころを垂れたいというその思いが本当にかなう形で、だれもが認めていただけるような形でかなうように、熟慮を重ねていただきたいということを申し上げます。ではまず、先日パキスタンで起きた地震について幾つか質問をさせていただきます。十月の八日にこの大地震が発生をしたわけでこ

でございますけれども、まず一点目、自衛隊派遣の時期についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

この自衛隊派遣の決定、命令、そして実際に派遣をし、現地に到着をし、きょうから物資の輸送等で現地で活動されているというふうにお伺いをしておる次第でございますけれども、この一連の流れをとらえて、いろいろな見方をされる方がいるのも事実でございます。一方で、スマトラ沖の津波の災害のときから比べると非常に短い、スマトラ沖のときの派遣を教訓にして今回は非常に対応が早かったという評価がある一方で、八日に地震が発生して十七日に物資輸送を自衛隊として現地で行っているわけですから、やはり遅いのではないですかという御意見が聞こえてくる次第でございます。

この今回のパキスタンの地震発生から実際に現地で救援活動をするまでの派遣期間というのをまずどう考えるのかという点と、また、これは国際援助法ですか、要請主義のどちらで行っているということから、これはもうぎりぎりのところで、一番最短の時間の中で今回は現地に赴くことができたという考えもあるわけでございますけれども、もし実際に現地で救援活動をするまでの期間が長いのであれば、この要請主義というものをどう考えるのかという点も一点あると思ひます。また、要請主義は要請主義ですから、要請主義が前提にあるままで、どのように現地に行くまでの時間を短くしていくか。

この三点について、今後考えていく必要があると思ひますけれども、防衛庁長官のお考えをお伺いさせていただきます。

○大野国務大臣 まず、今回のパキスタン地震に対する自衛隊の派遣のスピードの問題であります。

スマトラ沖地震・津波の場合には、ちょうどインド洋で活動いたしておりました海上自衛隊の艦船が通り過ぎたところで、私どもは直ちにこの艦船に対して引き返すように指示したわけでございます。

ます。したがって、大変早い派遣ができました。このことにつきましては、タイ等の国防大臣から私のところへ直接感謝の電話がかかってまいりました。

今回でございます。第一に考えなきゃいけないのは、現地のニーズが何であろうか、現地では何が必要なんだろう。十月八日に被災いたしましたけれども、そのときの情報では、まず物資と金銭、こういうような情報でございました。しかし、九日にムンガラフ大統領の話、ステートメントによりますと、これはヘリコプターとブルドーザーである、ヘリコプター輸送とブルドーザーである、これはぜひとも日本で早急に考えて準備しなきゃいけない、こういうことでございました。

ただ、ブルドーザーということになりますと、ブルドーザーを搬送していくには一カ月ぐらいかかります。我々は船ですから、一カ月かかりません。我々は、ヘリコプター輸送ということで絞って考え始めております。

十日にそれをはっきりさせまして、十一日に準備命令、それから十二日に派遣命令、こういうことになるわけですが、その間に、今先生御指摘の、自衛隊はやはり実力部隊、実力組織でありますから、どうしても勝手に行くというわけにはいきません。現地パキスタン政府の了解をもらわなきゃいけない、こういう手順が一つあります。

最後に残りますのは、今度は、いかに早く現地にヘリコプターを持っていくか。実際には、十三日、十四日出発で、U H 1ですけれども、ヘリコプター三機、それからC 130という輸送機をやはり四機持つていっております。そういうことで、C 130の機に対してヘリコプターは一機しか入りません。それは、なぜというよりも、まず解体をして、そしてこん包をして積み込まなきゃいけない、こういうことがあります。そこまで順調にもちろんいっていただくわけですが、安全とか時間とかそういう問題が残ってくるわけでありまして、最初、大変安全に確実にということと案をつ

くつてまいりましたのが、三泊四日という案でございました。そうすると、十三日に派遣いたしました、最初の便が十六、二つに分けて派遣しておりますから、次の便、二陣目が十七日に着く、こういうことでありますけれども、私は、発災後の災害救援というのは一刻を争うことであるからというので、何とか短縮できないか、再検討してもらいました。その結果、安全航路でとにかく効率的に搬送していくということで、二泊三日ということに一日短縮できたわけでありまして、これからはやはり自衛官に大変負担がかかる話でございます。

C 130というの、五トン近くの荷物を積みますと、足がせいぜい四キロぐらいになってしまっています、そして全体の経路が七キロぐらいいなものですから、どうしても時間がかかってしまふ。この点はやはり、午前中にも質問が出ましたけれども、もともと効率のよい、足の長い搬送手段を今後考えていかなきゃいけない、こういう反省は残ります。

さらに、ヘリコプターU H 1というのは、荷物をせいぜい〇・五トン程度しか積みません。ですから、現地へ行ってももともと活動できるようなことも考えていかなきゃいけないと思ひますし、また、現地からの要望をよく聞いてみますと、ヘリコプター、せつかく送ってくれてありがたい、しかし三機では不足だな、こういうような声も聞こえてまいります。それに対してこれから十分に対応していかなきゃいけない、そういう宿題もあります。

スピードという点で振り返ってみまして、やはり相手の情報、ニーズを的確に把握する、それから要請を早く受ける、それから何とか工夫して現場に持つていく時間を短縮していきたい、この三点だと私は思っておりますけれども、今回は外務省と十分連携しながらできるだけ早い時間帯で派遣できたな、私自身としてはそのように思っております。

○丸谷委員 では、実際にパキスタンでの復旧作

業についてお伺いをさせていただきたいわけでございます。

十月の八日に地震が発生をして、現場では、大地震で死者の数も三万人以上上るというふうなぐあい、迅速かつ適切な救援策が当然求められているというふうな考えであります。ムンガラフ政権が、迅速かつ適切な救援ニーズに、国民にこたえることができないならば、残念ながら、パキスタンというのは政情が不安定になってくる。後に議論をさせていただきます不刊の自由作戦における海上のテロ阻止活動においても、日本とパキスタンは密接に協力をして行っているということを考えても、テロ対策の面、また当然パキスタンの国民の皆様のためを考えると、パキスタンの復旧作業というのは急いで適切にやらなければいけないというふうな考えであります。

日本にとつてパキスタンの復旧作業の意味というのは、復興作業、復興というのは非常に大きな意味を持つと考えますけれども、この点は外務大臣、どのようにお考えになり、今後の支援をどのようにされていくつもりなのか、お伺いいたします。

○町村国務大臣 日に日に死者がふえていくという状況、三万八千人、この勢いでいくと四万人を超えるかという大変悲惨な事故であることが目を追って明らかになっていくわけでございます。谷川外務副大臣、現地視察を終えて帰られたようでありまして、きょうの夕方、話を直接聞くかな、こう思っているところであります。

九日には緊急援助隊の救助チーム、そして十日には医療チームを派遣したこと、また物資面の協力、さらには資金面の協力、二千万ドルの資金協力というようなことなど、また、今お話しになった自衛隊の活動などございまして、さまざまな活動をやっているところでございます。

こうしたことが私は、やはり地域情勢がどんどん悪くなると、これがまたテロの温床になつても、政府に対する不満がテロ活動に、直接的な影響はまだ出ていないと思ひますが、今後そういう事態

の悪化というのが起きないようにするために、地震対策をしっかりとやっていくことが大切なんだろうと思います。

今後どういふふうによつていくのか。また、国際的な機関の要請というのを出てくると思います。私も、二千万ドルのうち、千二百万ドルは直接パキスタン政府の方にお渡しをする、八百万ドルは国際機関を通じて、一応そういうふうに分けて対応していくことを決めておりますけれども、今後、こうした被害の拡大状況を見なければいけないのかと思っております。様子を見ながら、また現地の報告を聞きながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○丸谷委員 では、続きまして、テロ対策特別措置法の改正について質問をさせていただきます。国際テロ組織アルカイダが九・一一にニューヨークで同時テロを行ってから、各国と協力いたしました。我が国としてもテロ対策に取り組んできました。もう四年近い月日が流れるわけでございます。

この間、不朽の自由作戦によりまして、実際にアルカイダの国際ネットワークはかなりのダメージを受けたというふうにも言われておりますけれども、しかしながら、残念なことに、G8中のイギリスでの同時テロ、またインドネシアのテロ等を見ていますと、ネットワークの消滅というところにはいつていないというふうには私は認識をしております。その意味において、今回の延長というのは必要な延長であるというふうに考えます。

ただ、この海上阻止活動におきまして、実際には、ことしの九月から護衛艦二隻だったものを一隻にし、また給油の実績も最大時に比べてもかなり下がっております。最大時は油を補給した金額が月額十三億円でございましたけれども、ことしは大体一月一億から二億円の油の補給の実態となっております。

このことをとって、実際にこの海上阻止活動をしている場所の安全性が向上したというふうには考えていないのでしようか。また、自衛隊の補給のニーズが低くなったと考えるべきなのでしょうか。この点をお伺いします。

○大野国務大臣 まず、給油量の変遷でございます。

当初に比べまして、先ほども御説明申し上げましたが、始まった当初の六カ月とそれから最近の六カ月とを比較いたしますと、給油量は確かに八分の一程度に減ってきております。ただ、注目すべきは補給回数ですね。補給回数の方はほとんど減っていません。比較いたしますと、九割程度でございます。つまり、それはどういうことを意味するかというと、我が国の海上自衛隊の補給艦が補給する相手の艦船が小さくなってきている、このことを意味しているものでございます。また、先ほども御説明いたしましたけれども、補給艦に対する補給というものが数少なくなってきたということでございます。

また同時に、日本の態勢でございますが、二〇〇一年十二月からの発足当時には補給艦二隻それから護衛艦三隻、そしてまたその後は補給艦一隻、護衛艦二隻という態勢を組んでおりましたが、今回の見直しによりまして、一隻・一隻態勢というふうには縮小はできております。

なぜ縮小できたのか。これは、非常になれてきた、そして、お互いにいろいろな相手国と相談するの、通信でやりとりできるようになった。例えば、一度港に寄ってみんなで集まって調整しようというようなことがなくなってきたおる、このように理解いたしております。

ところで、たびたび御説明はいたしておりますけれども、日本のこのような活動というのは、各国艦船が寄港する、港へ立ち寄って補給を受ける、この回数をうんと減らすわけでございまして、活動の効率性には大変役立っておりますし、それから日本の技術というのはこの活動に大変貢献をいたしているわけでございます。

また、そのほかのバックグラウンドとしては、補給艦を持っている国が割合少ないという問題もありませんけれども、いずれにしましても、諸外国の艦艇がインド洋上においてテロとの闘いの一環として行っているこの海上阻止活動というものが、テロリストや武器など関連物資の海上移動を阻止するというによりまして、テロの脅威が世界各国に拡大することを抑止しているわけでございます。

こういう抑止力並びにもう一つ、実際にどういふ効果があるかといいますと、一例だけで申しわけございません、長くなりますので一例だけ申し上げますが、それは、これまでに麻薬等いいますと六千キログラムの麻薬を捕獲している。これは、末端価格でいいますと五百億円程度になる。このような実績プラス抑止力、こういう両面の効果があるわけでございます。

いずれにいたしましても、自衛隊がこのような活動を行っていることにより、テロ活動の抑止並びに実績について大いに貢献している、そのことを私はもっとも国民の皆様方の御理解を得たい、このように思っております。

○丸谷委員 ありがとうございます。

私が伺いました、実際の海上の安全性が向上したのかどうか、あるいは自衛隊のニーズが低下したのかどうかということに関しては、今の御答弁の中から考えますと、これは、安全面は依然脅威があるということで、自衛隊の参加する意味もあり、またニーズというものが低下していないという受けとめ方をさせていただければいいのかなというふうに考えます。

では、続いて、今回延長します期間が一年ということでございます。今まで二年にしていた、ところがことしは、今回は一年延長するというところで、二年ではなく一年にしたからには、この一年後のビジョンというのは政府はお持ちなのではないかと考えます。

というのは、自衛隊を撤退するかどうかは一年後の状況を見て考えるということになると思えますけれども、一年後に不朽の自由作戦がすべて終わっているということはないでしょうし、テロ対策もすべて終わっていることはないと思います。この一年後の我が国のテロに対する取り組み方のビジョンというのを、延長期間を一年という短い期間にしたからには今から持っていていただかないと私は困ると思うわけでございまして、これからの一年間、テロ対策についてどう取り組むのか、また、一年後の日本のテロ対策に参加するありよう、この展望をどのような形で持っていられるのか、この点についてお伺いをいたします。

○細田国務大臣 いろいろな思いも込めまして、これまでの二年単位でなく一年にしているわけです。したがって、これからいろいろな情勢変化等も踏まえまして、そして日本の果たすべき役割も考えながら適切に対応してまいりたいと思っております。

その中には、今、議員がおっしゃいますようなさまざまなことも検討をしていかなければならない。最も効果的な対策をとるべきでありますし、また、日本としては、あの九・一一テロの被害者でもありますので、これは断固アフガン地域のテロリズムに対しては対決していかなきゃならないという思想が片方であるわけでございますが、あとは各国の態勢その他を考慮していく、こういうことでもございますので、お酌み取りいただきたいと思えます。

○丸谷委員 海での活動、例えば一年後にやめるとしたら、では今度はどのような形でアフガニスタンの安定に寄与していくことができるのか。陸軍のか空軍のか、あるいはODA等々、人的な貢献も含めて、これから一年間、これはしっかりと見きわめてまた議論していかなければいけないと考えておりますので、この点も今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

では最後に、もう時間がなくなりましたので、イラクの情勢についてお伺いいたします。

ちょうど先日、憲法草案に対する国民投票が行われたばかりでございます。この国民投票に関しては、無事に行われるのかどうか、また、全国十

八県のうち反対票が三分の二を超える県があるのか、何県あるのか、この点が非常に心配をされていたところでございますけれども、報道によると何とか無事に終わったものと思っております。

この憲法も承認されそうな状況でございますが、直近の外務省がつかんでいる情報をお伺いさせていたきたいと思います。また、今後、十二月に議会選挙等あると思いますけれども、今後の政治プロセスについても、今わかっているところで見通しをお伺いいたします。

○吉川政府参考人 現地時間で十月十五日、イラク全国で憲法草案に対する国民投票が大きな混乱なく行われました。テレビでも放映しておりますが、皆さん、列をつくって、投票した人は指にインクをつけておりました。一月の選挙では投票をボイコットいたしましたスンニ派の地域でも、非常に高い投票率が報じられております。

現在、投票結果はイラクの独立選挙委員会が集計中であります。きのうの発表ですと、暫定的な投票結果が十七日、イラク時間のきょうですが、もしくは十八日にでも発表されると伝えられております。丸谷先生御指摘ありましたように、出口調査のようなものでは、スンニ派が多数を占めております三つぐらいの県があるんですが、そのうちのアンバールとサラハディン、サラハディンはサダム・フセインの出身地ですが、この辺では相当反対数が多いんじゃないかということが伝えられております。今のところ、どういう結果になるかはこの結果を注視してまいりたいと思っております。

この後、可決されますと、安全保障理事会の決定や基本法によりまして、十二月十五日までに国会選挙が行われます。これは新しい憲法に沿っての国会の選挙が行われ、その結果をもちまして、早ければ年内、現実には多分年を越えると思いますが、本格的なイラク政権が成立する、こういう運びになっております。

○丸谷委員 イラク特措法の基本計画の中に四点記されておまして、一点目は復興の進展状況、

そして二点目は政治プロセスの進展状況、三点目にはイラク治安部隊の能力と現地の治安の状況、そして四点目には多国籍軍の状況等を踏まえて我が国として活動については判断をしていくということが書かれているわけでございますけれども、憲法もでき、そして国民投票も終わり、議会もでき、来年の一月ぐらいには本格的な政権ができる。政治プロセスにおいては状況がかなり大きく変わってきたと思いますけれども、実際には、イラクの治安の状況についてはなかなか見えてこないところがございます。

報道を見ていまして、十月十二日のニュースウィークに載っておりますけれども、実際にこのイラクの治安の状況の報道をしておりまして、治安を維持するために武装勢力ですとか民兵を正規のイラク軍あるいはイラク警察に移行していくという計画が、もう二年ぐらいいたつけれども、実際にはなかなか順調に移行していない。また、各県の地方自治体とその武装勢力が結託をして、中央の、治安維持のための協力というのがなかなか実行できていない等の報道もされているわけでございます。

こういった治安状況はまだまだ今後も見きわめていかなければいけないと考えておりますけれども、今、対立するようなスンニ派もシーア派も、実際には憲法草案の投票には行って、そしてみずからの意思を示すことができたので、イラクは一安心かなという気はするものの、今申し上げたような形では、各県によつて治安状況が大きく違うというところがございます。現在自衛隊が活動している南部の県においては、もうすぐイラク人に治安活動も移譲できるという話もございますけれども、治安は実際どうなのか、最後にお伺いをいたします。

○大野国務大臣 サマワでございます、ムサンナ県でございますけれども、このところ一貫して申し上げておりますのは、他の地域に比べますと治安情勢はよい。一例で申し上げますと、例えば、多国籍軍で事件に遭つて被害、殺されてしまった

者、これはムサンナ県で二名でございますが、全体でいいますと千数百人、二千人近い数になっております。事案発生件数も、見ておきますと、落ちついているとはなかなか言えませんが、予断は許されませんが、ほかの地域に比べますと随分件数は少ない、このことは言えます。

ただ、問題は、例えばIED、簡易爆弾とかあるいはロケット砲が自衛隊に向けて飛んできたじゃないか、こういう問題がありますけれども、この背景を調べてみても、これは日本相手に、日本目掛けて撃つたんだということがわかりません。そういう意味で、なかなか断定的に言うわけにいきませんけれども、サマワの治安情勢は他の地域に比べて良好である、このことは言えると思

います。そういうことで、先ほども申し上げましたけれども、例えば治安権限の移譲に向けた共同委員会等も始まっております。政治プロセス、治安の状況、これは国際的にそういう問題で考えているわけですが、日本にとりましては、人道復興支援をやっております。これはほかの国と違うところでありまして、人道復興支援をやっている。

ですから、私どもはやはり実力組織でありますから、出口というところは十分考えておかなきゃいけないけれども、まだまだそこまでの段階ではないのかな。そして、自衛隊が撤退するときには、せつかく自衛隊がソフトパワーとしての力を発揮したわけでございますから、第二走者、つまりODA、民間による、後を走ってくださる、そういう力とバトンタッチをきちつとしてやっていけば、自衛隊とサマワの人々が築いた心のかけ橋が未来永劫に残っていくのじゃないか、こんなふうに思っております。ただし、いつどのように展開していくのかということはまだまだ言える段階ではない、このように思っております。

○丸谷委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○船田委員長 次回は、明十八日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することと

し、本日は、これにて散会いたします。  
午後五時十四分散会

平成十七年十月二十四日印刷

平成十七年十月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P